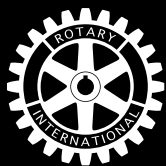


純ちゃんのコーナー  
(ロータリー3分間情報)  
Part I ~ XI



伊丹ロータリークラブ

深川 純一



## 目 次

1. 純ちゃんのコーナー（ロータリー3分間情報） Part I
2. 純ちゃんのコーナー（ロータリー3分間情報） Part II
3. 純ちゃんのコーナー（ロータリー3分間情報） Part III
4. 純ちゃんのコーナー（ロータリー3分間情報） Part IV
5. 純ちゃんのコーナー（ロータリー3分間情報） Part V
6. 純ちゃんのコーナー（ロータリー3分間情報） Part VI
7. 純ちゃんのコーナー（ロータリー3分間情報） Part VII
8. 純ちゃんのコーナー（ロータリー3分間情報） Part VIII
9. 純ちゃんのコーナー（ロータリー3分間情報） Part IX
10. 純ちゃんのコーナー（ロータリー3分間情報） Part X
11. 純ちゃんのコーナー（ロータリー3分間情報） Part XI

## 深川 純 — プロフィール



昭和5年2月14日生

伊丹ロータリークラブ会員、マルチプル・ポール・ハリスフェロー、ベネファクター、メモリアルコントリビューター、米山功労者。

職業分類 弁護士・民事

学 歴 昭和27年関西学院大学法学部卒

兼 職 学校法人大阪学園理事長

社会福祉法人伊丹社会事業協会理事長

ロータリー歴 昭和48年3月（1973）伊丹ロータリークラブ入会  
平成2年7月(1990) 1990-91年度RI第268地区ガバナー  
平成4年1月(1992) 1992-93年度RI規定審議会代議員、  
各地区大会RI会長代理8回、各地区大会記念講演講師、  
各地区大会パネリスト、各地区セミナー講師、  
各地区IM講師等々。

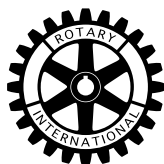
以上



# 純ちゃんのコーナー

(ロータリー3分間情報)

## Part I



## 目 次

1. ロータリーの基本原則について .....	2
2. 一業一会員制について .....	3
3. ロータリーの魅力について .....	4
4. 会員増強・ロータリーの拡大について .....	5
5. ロータリーの拡大について .....	6
6. R Y L Aについて .....	7
7. 職業奉仕について .....	8
8. I Mについて .....	9
9. 例会について .....	10
10. 職業奉仕論... 下請関係... 1 .....	11
11. 職業奉仕論... 下請関係... 2 .....	12
12. 職業奉仕論... 下請関係... 3 .....	13
13. 職業奉仕論... 下請関係... 4 .....	14
14. 職業奉仕論... 下請関係... 5 .....	15
15. ロータリー理解推進月間 .....	16
16. 例会出席について .....	17
17. 出席に関する60%ルールについて .....	18
18. 雑誌月間について .....	19
19. ポール・ハリスのロータリー寛容論 .....	20
20. 職業奉仕の概念について .....	21
21. ニコニコ箱について .....	22
22. ニコニコ箱について その2 .....	23
23. ロータリアンのマナーについて .....	24
24. S. A. Aについて .....	25
25. “ロータリーの役員について” その1 .....	26
26. “ロータリーの役員について” その2 .....	27
27. “ロータリーにおける平等・対等の理念について” .....	28

## 序 に 代 え て

昨年6月、ロータリー情報委員長の竹中秀夫会員から、クラブ例会で3分間情報としてロータリーの基本を説いてほしいとの依頼を受けました。因みに、3分間情報『純ちゃんのコーナー』と言うのは竹中会員の命名であります。

私は、早速、当時 up to date な問題であったロータリーの規定審議の問題から説き始めました。ところが、私は、生来慌て者であり、最初に、どのような構想によって体系的にロータリーを説くかと言うことを全く考えていなかったものでありますから、規定審議の話の次はロータリーの拡大を説き、その次はライラセミナー、次は職業奉仕を説くというように、ロータリーの体系を無視した甚だ法律家らしからぬ非体系的な論述になってしまいました。

これは一つには、8月はロータリー拡大月間、9月は新世代月間、10月は職業奉仕月間と言う具合に、当初、ロータリーの月間に倣って説き始めたのがそもそもの間違いでありました。何故なら、ロータリーの月間なるものはロータリーの理論体系とは何ら関係がないからであります。

やはり、ロータリーの基本を説くためには、ロータリーの歴史、ロータリーの思想、ロータリーの組織そしてロータリーの実践という順序を踏んで体系的に説くべきであったと思います。

しかし、その誤りに気付いたのは、11月になってからでありました。もっとも、例会の3分間でロータリーの基本を体系的に説いて行くことは非常に難しい事ではあります。結局、体系的な叙述を諦めて、御覧の通りの断片的な論述の寄せ集めになってしまいました。雑駁な思考を恥じるばかりであります。御海容ください。

この様な次第で、大変読みづらいとは思いますが、御笑覧賜りますれば幸せに存じます。

深 川 純 一

# 1. ロータリーの基本原則について

先般の規定審議会の結果、ロータリーの世に重大な変化が起りました。即ち、この7月1日を以て、ロータリーは、完全にturning pointを回ったと言えます。勿論それは、ロータリーの繁栄に向けてではなく、ロータリーの崩壊を意味するものであります。その論点は色々ありますが、今日は二つの点だけ指摘しておきます。

第1点は、ロータリーを今日の力と安定にまで築き上げた基本原則である一業一会員制の原則を国際ロータリー自らが捨て去ったこととあります(01-148)。

その内容は、『会員の種類を正会員と名誉会員の2種類とする。したがって、従来のAdditional, Senior active, Past service等の会員区分は廃止する。』

同一職業分類の会員を5名とし、51名以上のクラブは10%を超えてはならない。

職業分類は小分類を基準とする。

この制定案が発効する時点で既に会員である者は、会員身分を失うことはない』と言うものであります。

これは、一業多会員制の容認であります。実は、一業一会員制の崩壊現象は、今に始まったことではありません。数年前、田中毅PGよりアメリカのHouston, R. Cの職業分類表を入手しましたが、驚くべきことに、そこには50名の弁護士が登録されていました。公認会計士の数が20名を超えていました。このように、アメリカでは、一業一会員制は、早くから崩壊していたことを認めざるを得ません。

第二点は、ロータリーの組織原理の根幹である国際ロータリーの定款、細則及びクラブの標準定款に违背するクラブの加盟を、国際

ロータリー自らが200クラブに限り、5年間のパイロット・プロジェクトとして認めたこととあります(01-186)。

この二点は、20世紀の初頭以来、ポール・ハリスを始め幾多の先人達が営々として築き上げてきたロータリーの基本原則を根底から覆すものであります。しかも、この提案は、国際ロータリー理事会の提案であります。まさに『ロータリーよ、どこへ行くのか』の観があります。文豪バーナード・ショウは『ロータリーは昼飯を食いに行くのさ』と皮肉ったと言いますが、笑い事では済まされない事態が惹起されたと言わなければなりません。

これらロータリーの基本原則は、いずれもロータリーの魅力の根源であります。したがって、この基本原則が否定されることになれば、ロータリーの魅力がなくなります。既に、熱心なロータリアン達が、次々にロータリーを去りつつあります。

私達は、この事態にどのように対処すべきでありましょうか。

この基本原則を放棄したのは、国際ロータリー理事会でありますから、国際ロータリーへのことは放置するほかありませんが、私達は自分のクラブは自分で守るほかありません。そのためには、ロータリーの魅力の根源である基本原則を見つめ直す必要があります。

何故一業一会員制なのか、何故標準クラブ定款が必要なのか、その事の意味について、根本的に考え、実践する必要があります。その事によって初めてロータリーの魅力が蘇るものと思うのであります。したがって、次回は、ロータリーの魅力についてお話をしたいと思います。



## 2. 一業一会員制について

今回の規定審議会では、ロータリーの組織原理としての一業一会員制の原則に代わって一業多会員制が採用されました。しかし、一業一会員制は、ロータリーの創始者ポール・ハリスによって提唱されたロータリー創立以来の大原則であり、ロータリーの魅力の中核であります。したがって、私達は一業一会員制のもつ意味をよく考えてみなければなりませんと思います。ポール・ハリスは、1905年2月23日に3人の友達と語り合っテロータリークラブを作ろうとしたときに、何故一業一会員制を提唱したのでしょうか。

資本主義経済社会は、自由競争社会であります。そこでは熾烈な競争によって、同業者は、お互いに食うか食われるかの関係に立たされます。したがって、クラブの中に同業者が居ると、お互いに疑心暗鬼になり、心を開き合っテ仲良くなることができませン。

また、同業者は、同じ業界にいますから、お互いに善いところを知っているとともに、悪いところも、醜いところもお互いに知り尽くしています。したがって、『彼は俺の欠点を知っている』ということが一点ありますから、本当に心を開き合っテ親睦の内に相和することができないのであります。

同業者には、このような事情がありますから、ポール・ハリスは、ロータリークラブを作るに当たっテは、同業者を排除して、一つの職種から一人だけ会員を選ぶという一業一会員制の原則を採用したのであります。即ち、一業一会員制の原則は、クラブ親睦を担保するための原則であり、ロータリーの魅力の根源なのであります。

ところが、今般、一業一会員制に代えて一業多会員制になると、同業者が沢山入会して来る結果、クラブライフの中核である『親睦』が崩壊します。親睦のエネルギーを世のため

人のために放流しよう、即ち『親睦なくして奉仕なし』と言われるロータリーにあっては、親睦の崩壊は奉仕の形骸化、ロータリーの魅力の喪失を意味します。

また、一業一会員制の原則には親睦の担保のほかに、もう一つ奉仕の担保という重要な機能があります。これは1908年にシェルドンが理論構成したものであります。即ち、まず、地域社会に存在する全ての職種から一人ずつ良質な会員を選び、その会員は毎週一回の例会で奉仕の心を身に付ける。次に、例会を出て自分の業界に帰った会員は、ロータリーから差し向けられた大使として、業界にロータリー精神をアピールする。このようにして一人一人の会員が全ての職種にアピールする事によって、地域社会全体にロータリー精神が行き渡り、社会改良の実が上がるというものであります。したがって、ロータリアンの選ばれていない職種があると、その職種にはロータリー精神が行き渡らないことになり、その限りにおいて社会改良の実が上がりず、奉仕の実効性が欠落することになります。これは奉仕の実効性を担保するための一業一会員制の原則であります。

ここで重要なのは、一つの職種から一人ずつ『良質な会員』を選ぶことであります。これが一業多会員制になると、会員の良質性は担保されませン。その結果、奉仕の良質性に影響を及ぼします。ロータリー運動は、良質な一人は、よく千人を管理するという一騎当千の理論を前提としています。これがロータリーの魅力の中核であり、一業一会員制の原則の重要な意味であります。そして、この、一業一会員制を採用するか否かは、クラブ自治権によって私達に自由に認められているのであります。

### 3. ロータリーの魅力について

今回の規定審議会において、一業一会員制の原則の代わりに一業多会員制が採用されましたが、それは、必ずしも一業種から5人の会員を採らなければならない事を意味するものではありません(01-148)。現に、一業種に一人しか会員が居なければ、一業種について一人しか会員をとることが出来ません。したがって、一業種一人で60業種を集めて会員60名のクラブを作るか、一業種二人で30業種を集めて60名のクラブを作るかは、各クラブの自治権の問題であって、各クラブは、自由にその会員構成を決めることが出来るのであります。

伊丹のような地域社会でも、職業の種類は、600業種を超えるだろうと思われれます。したがって、一業種から一人ずつ会員を採っても、600名のクラブが出来上がることとなります。会員60名のクラブを作るのに、30業種から二人ずつ会員を採る必要はなく、60業種から一人ずつ会員を採って会員60名の一業一会員制にすればいいのであります。このことは、クラブ自治権によって各クラブが自由に決め得ることなのであります。したがって、伊丹クラブは、ロータリーの魅力を守るために、一業多会員制のもとにおいて、一業一会員制の実現に努力すべきであります。そして、業種が多いほどクラブの魅力は増すのであります。何故なら、業種が増えることによって、異業種による会員相互の自己研鑽・切磋琢磨の機会が増えるからであります。

要は、出来るだけ沢山の業種から会員を集めることによって、地域社会の全ての職種にロータリー精神が行き渡るようにすることが肝要であります。

クラブの魅力に関して言えば、会員数の少

ないほうがクラブの魅力は増すのであります。例えば19世紀の『ザ・クラブ』などは、エドモンド・パークやスウィフトのような哲学者、政治学者、文豪など12名によって組織され、その後40名に増員されています。このような・極端な限定会員制を採ることによって、このクラブに入会することは最高の名誉とされているのであります。19世紀のイギリスのクラブ『アレクサンドリア』も、上流社会の貴婦人のみによって組織された限定会員制のクラブであります。ロータリークラブは、この比ではありませんが、それでも一業一会員制という限定会員制を採ることによってその魅力を維持してきたのであります。

限定会員制は、その限定の枠が厳しいほど魅力を増すものであります。このことは、『ザ・クラブ』や『アレクサンドリア』の例を見れば明らかであります。ロータリーの魅力という視点から見れば、今般の規定審議会において採用された一業多会員制は、一業一会員という限定の枠を緩める点において、ロータリーの魅力を喪失させるものであります。ロータリーの魅力がなくなれば、会員は減少します。現に、7月1日以降、ロータリーに幻滅を感じて退会して行く人達が増えて居るのであります。

今月は、あたかも会員増強・ロータリー拡大月間であります。国際ロータリーは、会員の増強・ロータリーの拡大を呼び掛けるのであれば、すべからくロータリーの魅力を取り戻すために一業一会員制を回復すべきであります。一業一会員制なくしてロータリーの魅力なく、ロータリーの魅力なくして会員の増強は有り得ないからであります。

## 4. 会員増強・ロータリーの拡大について

8月は、『会員増強・ロータリー拡大月間』であります。会員増強の『増』は会員の量を増やすことであり、増強の『強』は会員の質を高めること即ち、会員の内なる人を強くする、内なる心を磨くことであります。これにはロータリアンの教育が絶対条件であります。しかるに、現在、ロータリアンの教育はあまり行われて居ません。

この様な状況では、会員の増『強』は不可能であります。会員の質を高めることなくして真の会員増強は有り得ません。会員の量の増大のみを求めても、結果的には会員は減少します。最新のRIの情報では、一昨年から引き続き会員は減少しています。これが今、RIの大きな悩みになっているのであります。

会員の減少の原因は何か。社会の不況か。否。アメリカは好況であるにも拘らず会員は減少しています。最大の原因は、ロータリーに魅力がなくなったことであります。

何故、ロータリーに魅力がなくなったのか。ロータリアンがロータリーの心を忘れているからであります。私達の先輩は、ロータリー96年の歴史を通じて、一貫してロータリアンの魂の浄化、心を磨くことを心がけてきたのであります。

イギリスでは、『ロータリーは、人間の魂の在り方の問題である』と言われてるように、ロータリーの第一義は、心の開発であります。そこにロータリアンは、誇りをもったのであります。したがって、ロータリアンが、もう一度この誇りを取り戻さずして、ロータリーの魅力を回復することはできないと思うのであります。

昔、西宮クラブの八馬啓さんは、伊丹クラブの例会に一分遅刻されました。すると彼は、『一分遅刻したから今日はメイクアップ

にしないで下さい』と言って、ヴィジターフイーを払って最後まで例会を楽しんで帰られました。自らを規律すること極めて厳しいことに驚きました。最近は、この様なロータリアンが非常に少なくなったと思います。

何はともあれ、21世紀にロータリーを強化しようとするなら、ロータリアンの内なる心を強化することが絶対に必要であります。それにはロータリアンの教育を欠かすことはできません。

近年、RIの会長は、量と質との両立を訴えています。質の向上については、良質な新会員の獲得のみならず、現金員の退会防止も忘れてはならないことであります。

量と質との両立について一つの例え話を紹介しておきます。

キップリングと言う作者が動物の小説を書きました。『ジャングルの法則』と言うのでありますが、その一節に『群れの力は狼であります。そして、狼の力は群れである』と言うのがあります。つまり、一匹の力の強いことが群れの力を強くする。群れを構成する一匹々々が、まさに一匹狼のように強いことが全体の力を強くするのであります。

ロータリーも一人々々のロータリアンを強くすることによって、初めてロータリークラブが強くなり、ロータリークラブが強くなることによって、初めてその連合体であるRIが強くなるのであります。したがって、ロータリアン一人々の内なる人を強くすること、即ち、会員の教育が必要不可欠となるのであります。これなくして量と質との両立を考えることは出来ないのであります。会員増強の『増』は量の問題。『強』は質の問題。どちらも同じ位に大事であることを忘れてはならないと思います。

## 5. ロータリーの拡大について

8月はロータリー拡大月間であります。何故、ロータリーは拡大しなければならないのでしょうか。

ロータリーは、当初、会員の親睦と相互扶助を目的として始まりましたが、1年半位経った頃、ドナルド・カーターは『親睦と相互扶助だけを考えると、世のため人のためのことを考えないクラブは、持続性がない。そのようなエゴイズムのクラブには入会しない』と言って入会を断りました。このことが契機となって、シカゴクラブは、世のため人のための事も考えるクラブに変わっていったのであります。

世のため人のため、即ち奉仕を考えるクラブであれば、それはシカゴだけにあるべき筋合いのものではなく、全米の地域社会にあって然かるべきだということでロータリーの拡大が始まったのであります。したがって、ロータリー拡大の路線は、ドナルド・カーターによって敷かれたと言ってもよいのであります。これがロータリーの拡大の理由であります。

1908年以降、サンフランシスコはじめオーランド、シアトル、ニューヨーク、ボストンとクラブが作られて行き、1910年には、全米に16のクラブが出来上っていました。ただ、クラブを作る作業は、クラブにとって大変な負担となり、クラブの親睦を崩しましたので、全米にクラブを作っていく作業は、クラブとは別枠の団体を作って、その団体に任せた方がよいということになり、1910年、当時、すでに全米に存在していた16のクラブをもって全米ロータリークラブ連合会（現在の国際ロータリー、即ちRI）を創立し、それにロータリーの拡大の仕事を任せただけであります。

このようにしてロータリーの拡大は、RIの仕事の一つになったのであります。

ところで、RIは、ロータリー 100周年の2005年までに150万人のロータリアンと言う増強目標を承認する件(01-658)を提案し採択されました。ロータリーの拡大は、国際大会の決議によってRIにゆだねられた仕事でありますから、会員を増やすことはRIの職責上当然のことではあります。一方、会員数の増加はロータリアンの質の低下を招かないか、したがって、ロータリーの魅力が失われないか、等々色々問題があります。

本来、限定会員制の下では、限定の枠が厳しいほど魅力が増すものであります。しかし、限定の枠が厳しすぎると、会員の増強・ロータリーの拡大を計ることが出来ません。したがって、その調和を計ることが必要であります。

従来から、これ以上会員を増強しロータリーを拡大すると、会員の質が低下するという意見があります。しかし、これは、今居る会員だけが良質なことを前提とした議論であります。良質な会員は、今居る会員以外にも沢山居るのでありますから、会員増強、ロータリーの拡大は計るべきであります。ただ、ロータリーの魅力を担保するために良質な人を選ぶべきであります。拡大の方法としては、従来存在しなかった新しい職種にも良質な人が居ます。更に、女性にも良質な人が居ます。これらは、新たな拡大の分野として考慮すべきであろうと思います。良質なものは、まだまだ存在します。したがって、拡大は止めるべきではありません。しかし、質の低下を招くような会員増強・ロータリーの拡大は、ロータリーの魅力を維持するために厳に慎むべきものであります。

## 6. R Y L Aについて

今月は新世代月間でありますのでライラ (R Y L A) の話をします。

ライラというのは、Rotary Youth Leadership Awardsの略称であって『青少年指導者養成計画』と訳されています。当地区ではセミナー形態を採っています。

当地区のライラセミナーは、毎年3月に、小豆島の余島において四国のR I 第2670地区との合同プログラムとして開催されています。

この余島には、“人と出会い、神と交わり、愛の火の燃えるところ”という今井鎮雄パストガバナーの言葉があります。

ロータリーが企画したこのライラは、いみじくもこの言葉に集約されています。即ち、このセミナーのスケジュールの構成もこの言葉に当てはまります。即ち、第1日“初めに親睦ありき”このセミナーは、ロータリーの世界と同じく、良質な「出会い」を保障し、良質な親睦を熟成するところから始まります。これが“人と出会い”であります。

オリエンテーションの後には、初めて出会った受講生同士の親睦のためのオープニングパーティ。その後は、親睦のためのキャビンタイムと続きます。

“神と交わり”とは、ロータリーの世界では、奉仕哲学の追求・真理の追求を意味します。

“愛の火の燃える”とは、ロータリー的に言えば、奉仕の心が育つことであります。

第2日 午前中2時間は、奉仕哲学・真理の追求のための「講義」であり、ここから“神と交わる”時間が始まりますが、午後一

杯は未だ親睦のためのレクリエーションタイム（完全な自由時間）であり、更に引き続いて、夜は、親睦の熟成のためのキャンプファイヤーとキャビンタイムであります。

第3日 この日から初めて、一日“神と交わる”時間を設定します。即ち、午前中2時間の「講義」に続いて午後1時間の「思索の時間」、更に続いて3時間の「バズセッション」、そして夜は、3時間の「フォーラム」によって知性の練磨が行われ、“愛の火が燃える”のであります。

第4日 午前中2時間の「講義」に続いて、最後の仕上げとして「総括」を行います。そして閉講式によって幕を閉じます。

このスケジュールの進行は、全て受講生の自律に委ねられています。

昔、ロータリーが親睦の内におのづから奉仕の心を生み出したように、このライラも受講生達の自律と親睦の内に、彼等彼女等の心の中に、暖かい奉仕の心・愛の火が点れば幸いであり、地域へ帰って実践してくれることを期待しているのであります。

実は、愛の火がともるか否かは、彼等次第であり、地域へ帰ってからともるかも知れず、10年後にともるかも知れない。或いは永久にともらないかも知れない。

ただ、ロータリーとしては、そのための種を蒔いておこう、ただ、それだけのことをしよう。その種が芽生えるか否かは、私達が信頼した彼等彼女等に委ねよう。暖かく見守って行こう。そして未来に期待をかける。これがライラの趣旨であります。

## 7. 職業奉仕について

昨日で職業奉仕月間が終わりましたので、職業奉仕に因んだ話を致します。

紙製造卸業者であるロータリアンの述懐であります。即ち、紙製造などという仕事は、社会的地位も低く、卑しい職業であって、利益も少ないし、自分は悪い星の下に生まれたなど絶望的に世の中を見ていましたが、ある日翻然としてその非を悟ったのであります。それは、人々が毎朝食べるパンを清潔な状態で家庭に運ぶことが出来るのは、自分が作っている紙あればこそであります。

食事というものは、単に食欲を満たすために採るものではありません。人間が神の司る宇宙の秩序体系の下に帰依するための生命を維持するために食事を採るのであって、食事を採るということは、最高の宗教的な儀式であると考えられるのであります。

アメリカの東部には、この考え方があります。例えば、ミシガン大学の食堂は、ケンブリッジ大学のキングスカレッジのチャペルを模して作られていますが、ここでは、食事は儀式と考えられています。したがって、服装もスーツを着用します。

この様な儀式に用いられるパンは、清潔でなければなりません。それを清潔な状態で届

けられるのは、自分の作った紙あればこそあります。その時に、自分は悟るところがあったというのであります。

要するに、紙を作って商っていることは同じであります。現象的には変わりません。それを、どの視点でとらえるかによって覚悟が違って来るのであります。これが大事なところであって、職業奉仕というのは、まさにこの考え方であります。

また、例えば、医師が診察する場合に、沢山の患者が来ているのを見て、自分の収入が増える、と考えるのでは問題になりません。そうではなくて、自分が大学以来勉強した知恵をもって、地域医療のためにどこまで潤すことができるか、と考えることによって、職業イコール奉仕という考え方になります。診察という行為は同じだが、考え方が違うのであります。そして、それが結局、職業を栄えさせることになるとロータリーは説くのであります。

要するに、職業を現象と見る限り、やっている事は同じだが、その考え方を変えたとロータリーが提唱している職業奉仕の世界に入ってくるということでもあります。

## 8. IMについて

1月のIMは、当クラブがホストでありますので、今日はIMの話を致します。

IMと言うのは、Intercity Meetingの略語であり、昔はICGFとっていました。これはInter-City General Forumの略語であって、都市連合フォーラムと訳されていました。したがって、これは分区単位のフォーラムであります。その後、Inter-Cityは一つの言葉だというので、ICGFのCを省略してIGFとなり、数年前から現在のIMとなったものであります。したがって、IMの実体はフォーラムであります。

ただ、このIMという言葉は、RI会長などが来日した時に、ZONE単位でバスタガバナーが集まる会合もIMと言う事があり、更に、Informal Meetingの事もIMと言うことがありますので、大変紛らわしい言葉であります。したがって、ここで言うIMとは、フォーラムの要素のあるものとして区別しておく必要があると思います。

この様に、IMは、フォーラムの要素がなければなりません。即ち、ロータリアンの心を磨く、言わば自己研鑽の契機となるものでなければならぬのであります。

ロータリーでは、IMのほかに、クラブ例会、クラブ協議会、地区協議会、地区大会等

色々な会合がありますが、これらロータリー上のすべての会合は、ロータリアンの自己研鑽の契機を孕むものとして、出席が強く要請されています。クラブ例会などは、4回連続して欠席すると自動的に会員資格を失うものとして、出席が強制されています。例会の出席はロータリアンの基本的な義務であります。したがって、IMについても、ロータリアンは、病気その他特段の事情が無い限り出席することが望ましいのであります。昔のロータリアンは、ロータリー上のすべての会合には、出席するのが当然と考えていました。私もガバナーになるまでは、IMや地区大会その他ロータリーの会合には、1回も欠席したことはありませんでした。

ところが、最近は、義務出席などという言葉が現れ、出席することが当然では無くなってしまいました。誠に嘆かわしいことであり、ロータリーの衰退は目に余るものがあると思います。昔は、義務出席などと言わなくても、皆出席したものであります。したがって、今一度、往年のロータリーの繁栄を取り戻すために、ロータリアンの基本的な義務である例会出席と同様に、IMや地区大会にも奮って出席されるようお願い申し上げる次第であります。

## 9. 例会について

前回はIMについて話しましたので、今日は例会について話します。

ロータリーの指導概念は、親睦と奉仕であります。実はロータリーの例会も、親睦と奉仕によって成り立っています。即ち、最初の30分間は食事と団欒の時間即ち、親睦の時間。後の30分間は、奉仕に耳を傾ける時間即ち、卓話の時間です。この二つの要素がなければ、ロータリーの例会とは言えないのであります。したがって、この意味から言えば、当クラブのサンクスギビングデーパーティ（感謝祭）に先立って行われている10分間の例会は、例会の体をなしていないと言わなければなりません。

アメリカのアナハイムのガバナーの研修会場には、『入りて学び、出でて奉仕せよ』と書かれています。この入りて学ぶと言うのは、お互いに仲良くなって学び合うこと、即ち、親睦のことです。ロータリーの例会もこれと全く同じであって、例会に入れば、親睦の内に相和して、お互いに切磋琢磨し、一歩例会を出ると、そこは奉仕の実践の場であることを意味しているのであります。この点をとらえて、日本ロータリーの創立者米山梅吉先生は、『ロータリーの例会は人生の道場

である』と喝破したのであります。

ロータリーの例会は、この様に会員の親睦の場であります。それは、会員だけの水入らずの親睦の場です。会員の奥様といえども妄りに入ることは許されないものであります。只一つの例外は、ロータリアンのビジターであります。これはメイクアップの制度によって、世界中どこのクラブにも堂々と入ることができます。これ以外の方は例会に入ることは出来ません。これがクラブというものでもあります。したがって、ロータリアン以外の方は、例会に入れてはならないのであります。この意味から言えば、先程例を挙げました当クラブの感謝祭の際の例会は、ライオンズクラブの人達も青年会議所の人達も伊丹市長も出席していますから、これは如何なものかと思うのであります。ロータリーと何の関係もないこのような人達を例会に出席させることは、この人達に対して大変失礼に当たると思うのであります。したがって、感謝祭のパーティとクラブ例会とは、分けて開催すべきであります。今日は色々と苦言を呈しましたが、私達は、クラブ例会の正しい在り方を謙虚に反省すべきであると思うのであります。



## 10. 職業奉仕論... 下請関係... 1

資本主義経済社会は、分業を通じて発展して来たものであります。イギリスのグラスゴー大学教授アダム・スミスの著書、経済学のバイブルといわれる国富論 (Wealth of Nation) の冒頭に出て来るのが実は分業 (division of labor) なのであります。

現在、資本主義経済社会は、分業によって効率を高めて行くところから、簡単な商品を生産する場合でも、下請との関係を持たない会社は殆どないと言えるのであります。自動車一台作るにしても、部品などは専門家に任せた方が良質なものを安く作る事が出来ることを考えて、人間は、分業に分業を重ねて来たのであります。

ところが、分業の当事者、即ち親会社と下請との関係を見ると、力のバランスが崩れていて、資本力は、原則として親会社の方が強いのであります。そこで、ローマの格言に『人は人にとって狼である』と言われているように、人間ほど恐ろしいものはないのであって、力の強い者が弱い者を犠牲にして行くのであります。ここにマルクス・レーニン主義の出る一つの原因があるのであります。例えば、1万円の金を持っているとすると、1円の物を1万倍した物しか買えないかと言うと、実はそうはならないのであります。交換価値というものを交換力と考える

と、1円の1万倍は、数値の上では、まさに1万円になりますが、交換力の面では、1万円以上の物と交換することが出来るのであります。したがって、現実には物と交換する場合には、1万円持って居る人と、1円しか持っていない人とは、交換力に差が出てくることになります。したがって、大資本は益々大きくなって行くのであって、この点が、マルクスの言う『資本の論理は力の論理』ということになるのであります。

マルクス主義は、このアンバランスを国家権力によって調整しようとする発想であって、権力によって解決しようとする点が倫理運動としてのロータリーとしては、納得できないのであります。ロータリーは、倫理運動の立場から、このアンバランスを徳の力によって調整しようとするものなのであります。徳というものは、目に見えないものであります。金銭では測ることの出来ないほど価値のあるものであります。

徳の力を一枚入れる、これが倫理運動たるロータリーの考え方でありまして、この考え方から、二つの倫理原則を出すことができます。

第一に『利益の適正分配の原則』、第二に『賄賂禁止の原則』であります。

## 11. 職業奉仕論... 下請関係... 2

下請関係における倫理原則の第一は、『利益の適正分配の原則』であります。これは一言で言えば『人を泣かせて、その上に自分の幸せを築くなよ』と言うことであります。

要するに、これは公平の原則であります。事例を紹介しておきます。ハーバート・ティラーが、1932年に倒産したアルミ食器会社の再建を引き受けて、約10年後には一流の企業に育て上げたときに使ったのが、この公平の原則であります。

或る日、彼は、印刷業者と契約をしました。ところが、印刷業者が会社に帰ってから、自分の計算違いから、その契約では大変な損をすることに気が付きました。今更、契約のやり直しを申し込める筋合のことはありません。さればと言って、みすみす損をすることが判っていながら、真面目な仕事をする事ができるかどうかについても自信はありません。そこで、印刷業者は、断られても元々だと思って、損をしない程度に契約のやり直しを申し入れました。ハーバート・ティラーは、それを聞いて、『なるほど、それは気の毒なことだ。しかし、自分1人では決められないから皆に相談してみよう』と言って、これを取締役会にかけました。取締役会では、『当社は、一銭も値切らずに印刷業者の言う通りに

契約をした。相手は納得して契約したのであるから、その契約に計算違いがあったか否かは、当社の全く関知しないところであるから、当然、契約は守ってもらうべきである』という意見が大勢を占めたのであります。しかし、ハーバート・ティラーは、『我々は、「四つのテスト」を誓い合っているのではないか。この契約で真実とは何か。契約通りにことを運べば、相手が確実に損をするということである。しかもこの契約は、相手の真実の意思に基づいたものではない、そのことが、みんなに公平と言えるのであろうか、好意と友情を深めることになるのであろうか、そして、みんなのためになるのであろうか』という論法で取締役会を説得して、結局、印刷業者が損をしない程度に契約のやり直しをしたのであります。やがて、このことが口込みで業界に伝わり、ハーバート・ティラーの会社と取引をしておれば安心だ、と言うことになり、信用を確立することになったのであります。

これは、自分の会社が儲ける反面において、下請の印刷会社を泣かせてはならないということ、利益というものは、親会社も下請も孫請も、全てに適正に分配されなければならないという『利益の適正分配の原則』の実践例であります。

## 12. 職業奉仕論... 下請関係... 3

下請関係における倫理原則の第二は、『賄賂禁止の原則』であります。

親会社と子会社、元請と下請その他あらゆる取引関係において、当事者の力のバランスが崩れると、力の弱い者が強い者に対して賄賂を贈るといふ現象が起ります。

そこで、ロータリーは、古来、倫理運動の視点から、賄賂の授受を厳に戒めているのであり、これは職業奉仕論の核にある大きな柱であります。

昭和六年の日本の2代目のガバナー井坂孝のガバナー月信第1号(S.6.8.10)は、夙に有名であります。彼は、RI第70地区のガバナーに就任して、全国のロータリアンが拳々服膺すべき職業倫理の三ヶ条を提唱したのであります。即ち、

第一に曰ク、Rtn' たる者は、約束を守るべし。

第二に曰ク、Rtn' たる者は、賄賂を贈ることなかれ。

第三に曰ク、Rtn' たる者は、徒に慈善事業に憂き身をやつすことなかれ。

第一の約束を守るというのは、ロータリアンは皆職業人でありますから、契約を守ること、即ち、契約的正義の実現を説いているのであります。更に、約束を守ると言うことの中には、時間を守るということが当然含まれ

ています。時間は万人の共有物でありますから、時間を守らないということは、全ての人に迷惑をかけることになります。

第二は、賄賂を贈ることなかれ、ということとは、言うまでもなく、賄賂の横行しない健全な取引社会・公正な自由競争社会の実現を説くものであります。

第三は、慈善事業を否定するものではないが、それに憂き身をやつしてはならないと言うのであります。慈善事業はロータリアンでなくともできること、ロータリーの第一義はロータリアンの心の開発であり、それに基づく職業奉仕の実践によって自分の職業を安定させて、然る後に余裕があれば、慈善事業を実践してもよいと言うのであります。

要するに、井坂ガバナーの提唱は、職業奉仕を中心とするロータリー観の提唱であり、ロータリーの神通力は、実業の世界においてのみ発揮せらるべきであると言い切っているのであります。

今、日本の政界、官界、財界の贈収賄による職業倫理の退廃は、誠に目に余るものがあります。この責任の一端は、倫理運動の主体たるべきロータリーにあると言わなければなりません。我々は謙虚に反省すべきであると思うのであります。

### 13. 職業奉仕論... 下請関係... 4

ロータリーは、『賄賂』という概念を非常に広く定義しています。即ち、

法律上、賄賂の授受によって収賄罪、贈賄罪が成立するためには、それを受け取る側が公務員であることが必要であります。私人間に賄賂罪は成立しません。

ところが、ロータリーは、倫理の世界でありますから、倫理運動の立場から、私人間の賄賂の授受をも禁止し、しかも、賄賂の概念を広くとらえているのであります。即ち、労働の対価として受取る正当な報酬または取引の対価として受取る正当な所得以外の一切の金品の授受は、これを悉く賄賂と見做すのであります。したがって、これは法律概念ではなく、倫理概念であります。

これが基本原則であります。この立場から見ると、盆暮の中元・歳暮も賄賂になるのであります。そうだとすると、これらの品物の受領を拒むことが、相手の善意を踏みにじることになります。したがって、この原則だけでは処理し切れない様々な事態が発生することになります。

そこで、ロータリーは、このような状況を踏まえて、第二の原則を立てます。それは、『公開の原則』(Publicity) であります。即

ち、特定の物品または金銭の授受が、賄賂になるかどうか疑わしい場合にあっては、それを公開すべし、というのであります。したがって、ロータリアンは、クラブ例会において、仲間の意見を聞けばいいのであります。

『昨日、歳暮として羊羹を貰ったが、これは賄賂だろうか』と聞いてみて、皆が『それは、社交儀礼のものだから賄賂にはならないよ』と言え、それで賄賂性は消えるのであります。これに反して、例えばロッキード事件のピーナツ一つ5億円、これは誰に聞いても『それは賄賂だ』と言うでしょう。これはロータリーの倫理運動の立場から見ると完全に賄賂であります。したがって、心に疚しいことがなければ、堂々と公開できる筈であります。ロータリーは、そここのところを見ているのであります。即ち、先ず第一に、Rtn' 自身が、その金品を受け取ることによって職業関係の公正さを害しないか否か、心に疚しいことがないか否か、を主観的に判断し、

第二に、クラブ例会において、皆の意見を聞いて、客観的な社会倫理によって篩にかけるのであります。

ロータリーは、この様にして、健全な取引社会の実現を目指しているのであります。

## 14. 職業奉仕論... 下請関係... 5

賄賂を受け取ることに關しては、オナラリウム (Honorarium) の問題があります。これは、沿革的には中世ヨーロッパにおいて、神父が人々に対する限りなき愛情をもって、人々を救うために、何物も求めず、ただ只管に神の摂理を説いたことに対して、これを聞いた人達が感謝の気持ちをもって差し出す金品のことであります。中世ヨーロッパにおいて身分の保障された聖職者には、報酬請求権がありませんでしたから、このような金品を神父の方から請求することはできませんでしたが、人々が感謝の気持ちを込めてこれを差し出したときには、これを受け取ることができるというものであります。人々の心の中には、ただ感謝の気持ちがあるばかりであって、これによって反対給付を求める意図は一切存在しないのであります。したがって、これは賄賂にはならないのであります。

この慣習は、現代社会においては、中世神学の分かれとしての医師、弁護士、大学教授その他のプロフェッション (Profession) と呼ばれる人達の分野に、僅かにその残影を見ることができると思うのであります。したがって、例えば、神様から与えられた客観原理をもって、只管患者の命を救うことをもって職業の第一義とする医師が、手術を無事に終えた後で、患者が感謝の気持ちを込めて何がしかの金品を差し出したときは、感謝の気持ちをもってこれを受け取るべきであり、これは賄賂にはならないと私は考えるのであります。

最後に、『教条主義』の問題があります。

教条主義というのは、原則に拘束されることであります。例えば、この世の中には、賄賂を使わなければ生きて行けない業界があります。その業界にいる人が、ロータリーでは

賄賂を禁止している、そして自分はロータリアンである、したがって、自分は賄賂を使わない、と言って、会社を倒産させてしまつては、身も蓋もありません。社員も家族も路頭に迷うこととなります。これを教条主義というのであります。

ロータリーは、不可能を強いるものではありません。したがって、このような業界で生きて行かねばならないロータリアンは、賄賂を使えばいいのであります。

ただ、その場合に、堂々と賄賂を使うのでは困るのであります。賄賂を使わなければ生きて行けないこの業界は不健全であるから、何とかして、賄賂を使わないでも生きて行ける公正な自由競争社会・健全な業界を実現しようと努力しながら、しかも、自分の世代で実現できなければ、孫子の代までも申し送りながら、止むをえず使う賄賂でなければならぬのであります。これがロータリアンの賄賂の使い方でありす。

以上を要するに、下請関係では、共存共栄の原則が指導理念であり、これを前提として、二つの倫理原則、即ち、第一に利益の適性分配の原則、第二に賄賂禁止の原則を立てているのであります。

『下請なくして元請なく、元請なくして下請なし』即ち、元請も下請も皆がお互いに立って行けるような経済体制を組むべし、ということを行っているわけでありす。

ただ、現実の職業社会では、これはあまり行われていないようであり、むしろ、搾取して乗っ取る方が横行しているようでありす。したがって、これを実践すれば、光ること間違いなし、とすることになるのであります。

## 15. ロータリー理解推進月間

先月はロータリー理解推進月間でありました。そもそもロータリーにロータリー理解推進月間などがあるというのは誠におかしい話であります。昔は、このような月間はなかったのであります。しかし、最近ロータリーが理解できない、ロータリーの理解が足りないロータリアンが増えてきたので、このような月間が出来たようであります。

ところで、ロータリアンにとって一番大事なことは、自分が何故ロータリアンで居るのか、何故ロータリークラブに入っているのか、その理由を大悟徹底的に理解しておかなければならないことだと思います。

この忙しいのに、何故毎週1回の例会に出なければならないのか。この不況の最中に、何故高い会費を払ってロータリアンでいるのか。この点が本当に理解できないと、ロータリアンであることの意味はないと思います。ロータリークラブの会費は只払いになってしまいます。それどころか、運が悪いと倒産の憂き目に遭うだろうと思います。

ロータリアンは、忙しいからこそ毎週1回の例会に出るのであります。暇だから例会に出るのでありません。忙しい人ほどロータリーが必要なのであります。それは何故かと言うと、ロータリーは、寄付団体ではなく、

倫理実践団体だからであります。

また、ロータリアンは、不況だからこそロータリー運動に参加しているのであります。不況なときほどロータリーが必要なのであります。何故かと言うと、ロータリー思想は不況期に強い哲学であり、職業奉仕を実践すれば、必ず自由競争社会を勝ち抜くことが出来るものだからであります。20世紀の初頭以来、その実践例は沢山あり、その知恵の集大成を職業奉仕と言っているのであります。前回まで5回に亘って申し述べました下請関係の話も職業奉仕の一部なのであります。

その職業奉仕が解らないと言う人には、ロータリーは解らないと思います。ところが、職業奉仕が解らないと言う人が最近増え続けているといいます。これは、クラブの教育機能が衰えたことも一つの原因ではありますが、より根本的には、ロータリーを学ぼうという意欲のないロータリアンが増えたということであろうかと思えます。これはロータリーの衰退を物語るものであり、誠に困ったことでもあります。何としても、一人でも多くのロータリアンがロータリーの真髄を理解し、職業奉仕を実践して、皆が共に隆々と栄えて行くことを願うものであります。

## 16. 例会出席について

ロータリーの指導理念は、親睦と奉仕であります。地区大会もIMも全て親睦と奉仕を指導理念として営まれます。ロータリーの例会も親睦と奉仕という形を採っています。即ち、例会時間の内、最初の30分は、食事をしながら親睦を暖める時間であり、後の30分は、奉仕に耳を傾ける時間即ち、卓話の時間です。したがって、例会の最初から最後まで在席して始めて例会に出席したことの意味があるのであります。

ところが、近年、規定審議会で例会出席についての60%ルールなるものが出来たために、卓話の始まる前に退席するロータリアンが多いのであります。これでは親睦だけのロータリーになってしまっていて、奉仕に耳を傾ける時間がなくなってしまいます。

これは60%ルールの本来の趣旨を誤解するものであります。60%ルールというのは、例会に出席した場合に、それが出席と認められるためには、例会時間の60%は在席していなければならないと言うだけのことであって、例会とは、本来、最初から最後まで100%在席するものなのであります。

ただ、例会中に急用ができて帰らなければならないような場合に、例会時間の60%を経過しておれば、途中退席してもよいと言うだけのことであって、60%在席すれば退席する

権利がある、などと言うような筋合いのことではないのであります。

途中退席しなければならないことが初めから判っている場合には、例会に出るべきではありません。そのために出席率が100%にならなくてもよいのであります。途中退席をしながら出席率100%などと言うのは、全く意味がありません。

ホームクラブであれメイクアップであれ、例会中の急用や急病以外の理由で途中退席することは、ロータリアンとして誠に恥ずかしいことと知るべきであります。

殊に、卓話の始まる前に途中退席することは、50%しか在席していませんから、これは欠席であります。にも拘らず、何の恥じらいもなく、当然の如く途中退席をするロータリアンがいるのは誠に嘆かわしいことであります。

先般の阪神第1グループのIMは『ロータリーの魅力を探ろう』というテーマでありました。ロータリーを魅力あるものとするためには、まず、ロータリアン自身がロータリーの基本的ルールを守ることから正して行かねばなりません。そうでなければ、ロータリーは形骸化し、衰退するほかないと思うのであります。

## 17. 出席に関する60%ルールについて

出席についての60%ルールが何故できたのか、について話しておきます。これは、昔、アメリカ辺りで行なわれていた「出席競争」のためのルールでありました。即ち、

国際ロータリーは昔、ロータリアンに出席の大切さを理解させるためには、ロータリアンに例会出席の競争をさせたらよいだろうと考えたのであります。ロータリアンが出席競争をしているうちに出席の大切さを理解するだろうというのでありますから、まさに馬の鼻先に人参をぶら下げて走らせるようなものであります。

この競争は、アメリカとカナダというように非常に広い地域を単位として行なわれ、国際ロータリーが行司の役を務めるのでありますが、日本は未だかつてこの競争に参加したことはありません。

ところで、競争でありますから、それはフェアでなければなりません。フェアネスの原理は、どこから来るかという、例えば、会員数100名のクラブで1名欠席すると出席率は1%減少しますが、50名のクラブで1名欠席すると2%減少して出席率は98%になります。25名のクラブでは4%減少して出席率96%になります。したがって、1名欠席したことの効果がクラブの会員数によって

変わってきます。これは不合理だということで、国際ロータリーは、会員数によってグループ分けをしたのであります。例えば、会員数50名から75名のクラブ、会員数75名から100名のクラブというように、グループわけをして、その中で競争をさせたのであります。

そこで、出席の基準であります。列会に60分在席しても出席、5分間しか在席しなくても出席、というのでは、どのクラブも、自分のクラブを優勝させたいために、1分しか在席しなくても出席として取り扱うおそれがあります。これではフェアな競争はできません。そこで、恨みっこなしのルールとして、列会時間の60%在席すれば出席、それ未満であれば欠席としたのであります。したがって、これはロータリアン不信を前提としたルールであり、あくまでも競争のルールなのであります。毎週の例会は競争の場ではありません。自己研鑽の場、心を磨くところなのであります。競争をするために出席しているわけではありません。にも拘らず、競争の論理を自己研鑽の場に持ち込んで、それを事もあろうに定款上のルールとして採用してしまったところに問題があるのであります。これはロータリーの衰退以外の何者でもないと言わなければなりません。



## 18. 雑誌月間について

今月は雑誌月間であります。昔は、雑誌週間と言っていました。何故雑誌週間というものが出来たのかと言いますと、その由来は、1911年に遡ります。

1908年頃からシカゴクラブの中では親睦派と奉仕派に分かれて争いがありました。ポール・ハリスは、シカゴクラブは世のため人のためのクラブであるべきだとして奉仕を提唱し、自説を曲げませんでした。一方、大多数の会員達は、これに反対して親睦だけの仲良しクラブであるべきだと主張していたのであります。その結果、クラブの中が荒れてクラブが分裂するほどの危機に見舞われたのであります。

結局、この危機は、全米ロータリークラブ連合会が設立されることによって避けられ、ポール・ハリスがその初代会長に就任することになったのであります。ポール・ハリスは、会長に就任した時「私は、時々独裁者のごとく振舞い、多くのロータリアンにご迷惑をおかけした」と反省したのであります。それはどういう事かと言いますと、ポール・ハリスは、ロータリーにおける親睦と奉仕とを上下の関係においてとらえた事の誤りに気付きました。親睦と奉仕は表裏一体の関係にある。いずれを優位させてもいけない。ロータリーは親睦と奉仕の調和の中に宿ると悟った

のであります。

ポール・ハリスは、この気持ちを全米のロータリアンに訴えるべく論文を書きました。名付けて「Rational Rotarianism」と言います。合理的な立場から考えると、ロータリーという思考は、どのような特徴を持っているのかと言うことを解説したものであります。

ただ当時は、まだ機関誌がなかったので、連合会の幹事であったチェスレイ・ペリーに相談したところ、チェスは喜んで、彼が編集委員長になって、この論文を巻頭論文としてできあがったのが、「The National Rotarian」。これがロータリーの公的機関誌創刊号発刊の物語であります。時に1911年1月26日のことでありました。

そこで、国際ロータリーは、その後、このことを記念して、1月26日を含む1週間を雑誌週間としたのであります。ところが、近年、この1月の雑誌週間が4月の雑誌月間に変わりました。国際ロータリーの事務局にその理由を尋ねたところ、単に事務上の都合だと言うことでありました。このようにして、ロータリー思想の根元を説いた物語が忘れられていくのは、誠に残念なことだと思っております。

## 19. ポール・ハリスのロータリー寛容論

前回は、雑誌週間について、その由来を話しましたが、その中でポール・ハリスの論文「Rational Rotarianism」即ち、ロータリーの思考というものは、合理的に考えると、どのような特徴を持った考えか、と一言を紹介しましたが、今日は、その論文に引用されているポール・ハリスの考え方の中核となっている部分を紹介しておきます。

ポール・ハリスは、1907年から、親睦団体であるクラブの中に奉仕の概念を入れようとしてきました。この時のポール・ハリスの考え方は、「はじめに親睦ありき」その上に、高次の概念としての奉仕が出てきたのであるから、奉仕が高次の概念である以上は、それが親睦と相容れない場合には、親睦を抑えて奉仕が生きるべきだ、と言う立場をとりました。

その結果、当然のことながら、クラブ親睦が崩壊してしまったのであります。そこでポール・ハリスは、ロータリーにおける親睦と奉仕とを上下の関係において捉えたことの誤りに気付いた訳であります。即ち、

親睦と奉仕とを等位の概念として捉えるべきであった。この両者は、ロータリーという社会制度において、表裏一体の関係にある。いずれを優位させてもいけない。ロータリーは、親睦と奉仕の調和の中に宿る、と彼は悟ったのであります。

このことを論文に書いたのが「Rational Rotarianism」であります。彼はこの論文の中で次のように言っています。

「神様の思し召しにより、一段と高いところに登ることを許され、ロータリーとは何かと問われれば、自分は躊躇することなく、寛容 (toleration) と答えるであろう」

彼は、ロータリーは、親睦と奉仕の調和の中に宿る、と説いたのであります。即ち、「ロータリーとは寛容である。親睦も大切だが、奉仕も大切。奉仕も大切だが、親睦も大切。したがって、ロータリアンは寛容な心を持つことが大切である。自分の考え方を相手に押しつけてはならない。ロータリーは、このような思考の世界の中にある。」これが、ポール・ハリスのロータリー論でありました。

このようにして、ロータリーが、その思考の体系として、その外延 (外堀) を確立したのは、1910年にポール・ハリスが「ロータリーは寛容の中に宿る」と自覚した時であります。したがって、1910年までは、無反省的な、無意識的な原理の開発に過ぎなかったわけであります。

ロータリー寛容論を自覚したときに、ロータリーの意識的な体系的思考の外延 (外堀) が完成するに至ったと言えるのであります。したがって、思想史的な視点から見ると、ロータリー思想の原点が据えられたのは、1905年ではなくて、1910年のことであり、それまでは、意識下の無反省的な試行錯誤の期間であったと言わなければならない訳であります。

## 20. 職業奉仕の概念について

最近、職業奉仕は難しいとか、職業奉仕は解らないと言うことをよく耳に致します。

元来、職業奉仕と言う言葉は、ロータリーの専門用語でありまして、世の中の人、このような言葉は使っていません。辞書を引いても、このような言葉は載っていません。

ナポレオンは、「余の辞書には不可能と言う文字はない」と豪語していましたが、職業奉仕と言う文字も彼の辞書にはなかったはずであります。

考えてみると、これは大変奇妙な言葉であります。何故なら、職業というのは、私達が生きていくための所得を獲得する手段、利潤追求の手段であります。即ち、これは、自分のためのものであります。一方、職業奉仕の奉仕とは、世のため人のためのことを考えること、即ち、自分以外の人のことを考えることであり、これは他人のためのものであります。このように、エネルギーの方向が全く正反対の、職業という言葉と奉仕という言葉を合体させて「職業奉仕」と言っているのですから、言葉自体大変奇妙な感じを受けるのであります。したがって、解りにくいのも無理はないのであります。

そこで、色々と誤解が出てくる訳であります。例えば、職業奉仕とは、職業を通じて社会に奉仕することである、と言う理解の仕方がありますが、これも誤解を招くものであります。例えば、弁護士が無料法律相談をしますと、これは自分の職業を通じて社会に奉仕しているのだから職業奉仕である、と理解するのでありますが、これは間違いであります。これは、直接、社会に奉仕しているので

ありますから社会奉仕であります。

では、社会奉仕と職業奉仕とを分かつメルクマールは一体何かと言いますと、一言で言えば受益者は誰か、と言うことであります。即ち、ロータリアン以外の人が受益者になる場合が、社会奉仕であり、ロータリアン自身が受益者になる場合を職業奉仕というのであります。したがって、例えば、優良従業員の表彰は、職業奉仕と考えられ、一般に職業奉仕委員会の管轄になっていますが、表彰されて受益するのは、優良従業員即ち、ロータリアン以外の人でありますから、これは社会奉仕であります。

ただ、職業奉仕の要素が全然ないことはないのであって、表彰された従業員を見て、他の従業員が発奮して、皆が一生懸命に仕事をするようになり、その結果、会社の業績が上がれば、社長であるロータリアンも受益することになりますから、職業奉仕的な要素も少しはあります。したがって、優良従業員の表彰は、井勘定で言えば、社会奉仕70%、職業奉仕30%と言うことになり、両方の要素をもっているということになります。

以上を要するに、ロータリーの概念というものは、職業奉仕でないものは社会奉仕、社会奉仕でないものは職業奉仕、と言うようにクリヤーカットに割り切れないものなのであります。なお、優良従業員の表彰は、社会奉仕委員会が行なわなければならないのではなく、職業奉仕委員会が行っても、会長が行ってもよいのであります。

## 21. ニコニコ箱について

先般、春の叙勲がありましたので、おめでたいことに因んで、ニコニコ箱についての話をします。

まず、ニコニコ箱と言うのは、ロータリーでは、世界的な慣例ではありません。日本にはありますが、世界中どこの国にもあると言うものではないのであります。

日本で、ニコニコ箱の慣例が出来たのは、昭和10年のことであります。関東大震災の被災孤児達を東京ロータリーホームと言う孤児院で世話をしていましたが、東京ロータリークラブの人達が、昭和10年に当時オープンした多摩川園という遊園地に孤児達をつれて行ってやろうということになりました。

ところが、さてその金はどうしようかと言うことになりました。クラブの会員達は、お金持であります、クラブ自体には金はありません。

そこで、日本橋の羅紗問屋上村伝助商店の筆頭番頭であった関幸重という人が一計を案じ、あり合わせのボール箱をもって、『あなたの誕生日ですよ』とか『お嬢さんが結婚されたでしょう』とか色々なことを軽妙洒脱に面白く話しながら、例会場を回ったのであります。会員達が皆笑いながら財布の紐を解いたと言います。

当時、大学卒の初任給が60円くらいの時代に600円の金があつまったといえますから、流石は東京ロータリークラブであります。これで孤児達を多摩川園に連れて行くことが出

来たのであります。

それからは、関さんが、何かことあるごとにその箱を持って回ったのでありますが、あまり汚い箱では具合が悪いだろう、皆がニコニコして金を出してくれるからと言うので、三越に注文して、えびす様の顔を彫った箱を誂えました。これがニコニコ箱の起りであります。

いずれにしても、戦前のロータリアン達は、金を集めるにしても色々考えてユーモラスにやったのでありますが、今日のロータリーには、このユーモアがやや乏しいとも思われるのであります。

なお、東京ロータリークラブのこの慣例に対して、大阪ロータリークラブは昭和5年から東京よりも早いという説があります。

しかし、大阪ロータリークラブの場合は、遅刻等の時にSAAがなにがしかの金銭を強制的に取り立てる罰金箱であって、ニコニコ箱とはその趣旨が異なるのであります。

ニコニコ箱は、あくまでも、何か喜び事があったときに、会員達がそれを記念して、社会奉仕の浄財をクラブに寄託するものであって、罰金箱のように人を責める形で金を集めるものではありません。罰金という恨み辛みの籠もった金を社会奉仕に使うことはロータリーの趣旨に合わないのであります。したがって、当クラブでは、罰金箱は『すまんボックス』として、ニコニコ箱とは区別しているのであります。

## 22. ニコニコ箱について その2

前回と異なり、今日は、ニコニコ箱についての原理的な話をしておきます。

ニコニコ箱には、寄付金の原則が支配します。即ち、『金を出したい人が、出したい時に、出したい金額だけ出す』そして『出した人必ずしも尊からず、出さざる人必ずしも卑しからず』これが寄付金の原則であります。したがって、強制的要素の一切ないものをニコニコ箱というのであります。

このようにニコニコ箱というものは、何か嬉しい事があったときに、それを記念して、ニコニコ笑って、なにがしかの浄財を入れるものであって、罰金的要素のないものを言うのであります。したがって、これは一つの信託財産であって、クラブが何かの社会奉仕活動をするためのために、この善き因縁のお金でその仕事をしてくださいよ、と言う形で、予めクラブ理事会に預けておくお金でありますから、クラブの通常会計が赤字になったからと言って、この金をクラブの赤字補填に使うことは出来ないのであります。

この場合は、クラブの会費を値上げするほかありません。何故なら、社会奉仕のためのニコニコ箱をクラブの赤字補填に使えるば、ロータリアンが社会奉仕財源をピンハネしたことになるからであります。

これに対して、当クラブの『すまんボックス』のように罰金箱であれば、クラブの赤字補填に使うことが出来るのであります。何故なら、罰金箱は、原理的には、恨み辛みの籠もった金でありますから、本来、社会奉仕に

使うべきではないからであります。

要するに、お金を出した人の気持を尊重してクラブ理事会がこれを預かる、即ち、基本的には預かり金であって、クラブの財源ではないのであります。

このように、ニコニコ箱は、何時入って来るか判らない、いわば不時の収入でありますから、予算を立てることが出来ません。したがって、事業計画も立てられません。

したがって、ニコニコ箱の金は、当該会計年度に使ってはならないのであります。

ニコニコ箱の管理方法は、6月30日まで、そのメた金を次の年度の事業予算科目に載せるのであります。このように、ニコニコ財源の支出方法だけは、会計年度が1年遅れになってくるのであります。

もし、当該会計年度に使うものとして予算を立てると、5月頃になって、ニコニコ財源が予算額に満たないと、『今年度の予算額(目標額)には未だ大分不足していますので御協力を御願います』と言って、例会でテーブルにニコニコ箱を回すようなこととなります。これは強制になり、ロータリーの面目を汚すものであります。いささかなりとも強制にわたることがあってはならないのがニコニコ箱なのであります。

なお、他のクラブの状況を見ましても、例えば米山ボックスなど、ニコニコ箱以外の募金がクラブ内部で絶えず行われているクラブは、割合に雰囲気明るくて、大変活気にあふれているのであります。

## 23. ロータリアンのマナーについて

ロータリアンの基本的なマナーの一つに「約束を守る」ということがあります。昔、昭和6年の日本の2代目ガバナー井坂孝さんが、日本全国を管轄する国際ロータリー第70地区ガバナーに就任するに当たり、ガバナー月信第1号において、ロータリアンが遵守すべき3ヶ条を宣言しました。その第一条が、ロータリアンたる者は約束を守るべし、というのであります。約束を守るということは、ロータリアンは皆職業人でありますから、契約を守るべし、ということであります。したがって、これはロータリアンに対して契約的正義の実現を説いたものであります。

この約束を守るということの中には、当然時間を守るということが含まれているのであります。時間は万人の共有物でありまして、時間に遅れるということは、相手に迷惑をかけることとなりますから、遅刻は、ロータリアンとして最大の恥なのであります。

このために、ロータリーでは、昔から時間を守ると言うことを喧しく言うのであります。

遅刻することが予め判っている場合には、遅れることを相手に伝えておくべきであり、更に、例えば、会議に1時間も遅れるようなときには、むしろ欠席すべきであります。

これが、相手に対する思いやりであります。何故なら、1時間も遅刻するとそれまでの会議の進行状況が全く解りませんし、また、遅刻者のためにそれまでの会議の内容を説明することもできないからであります。

昔、帝国海軍では、定刻5分前主義が採ら

れていました。正確には、定刻15分前には皆が集合し、5分前には全ての準備が完了していることを意味しました。

パストガバナーの会合では、定刻30分前には皆が揃っていることも時々あります。これは、年をとると気が早くなるのか、或いは、時間に余裕ができるのか、兎に角、これは大変結構なことであります。

ところが、中には遅刻することを誇りに思っている不心得者がいます。日本の或るパストガバナーは、ロータリーを上意下達の下関係でとらえているため、俺は偉いんだという意識があるらしく、諮問委員会その他あらゆるロータリーの会合には必ず遅刻するのであります。たまたま早く現地へ来ていても、遅刻するまでは会合の場に入らないのであります。このような人がパストガバナーの中にいることは、誠に恥ずかしいことであり、ロータリーも墮落したとの感を深くするのであります。

昔、西宮ロータリークラブの八馬啓さんが当クラブにメイクアップに来られて1分遅刻された時、『1分遅れたから今日はメイクアップにしないで下さい。しかし、折角来たのだから皆さんと楽しく食事をして帰ります』と言って、ヴィジターフィーを払って、最後まで例会を楽しんで帰られたことがありました。時間を守ると言うことについて、自らを規律する事きわめて厳しい、この態度をロータリアンたるものは忘れてはならないと思うのであります。

## 24. S. A. Aについて

S. A. Aというのは、Sergeant At Armsの略語であって、日本では、会場監督と訳されています。これは、中世イギリスの宮廷の官職であって、今日の言葉で言えば、皇宮警察の署長に当たるのであります。当時、この役職は、宮内大臣権限をもっていましたから、中世の宮廷における最高の権力者の一人でありました。

S. A. Aは、宮廷内の催し物、例えば、会議、宴会等が計画され、実施される時に、その会議の目的を遂げるがために、会議の秩序を維持する最高の責任者のことでもあります。

催し物は、特定の時に、特定の場所に、特定の人達が集まります。皆一国一城の主であり、しかも生身の人間でありますから、会議の途中で何が起こるか判りません。S. A. Aは、そのような突発的な事態に速やかに対応しなければなりませんから、プログラムを企画立案する理事会に席を持つことは望ましくないのであります。理事会で予断を持っていると動きづらいことがあります。したがって、S. A. Aは、原理的には、理事を兼ねてはならないのであり、ある意味では、S. A. Aは、速戦即決の単独決議機関であります。

このように、S. A. Aは、その責任が重く、その地位高きが故に、理事会の決定に参加している暇はないのでありまして、自分が予備的に独断で決定することができます。

まず第一に、S. A. Aは、例会の時間配分について監督する権限があります。会長の挨拶が長引いた場合、会長に発言中止を命令できるのはS. A. Aだけであります。

第二に、元来、S. A. Aは、例会中の途中

退席を禁止する権限が与えられています。

即ち、病気その他特殊の事情によって途中退席する人は、S. A. Aの許可を得なければなりません。途中退席にS. A. Aの許可を求めるのが紳士のマナーに叶うのであります。

ただ、最近では、例会出席の60%ルールを誤解して、例会時間の60%在席すれば、途中退席する権利がある、などと考える人が多いようではありますが、これは大変な誤解でありまして、60%ルールは、あくまでも、病気その他特殊の事情のある人が、途中退席したときに出席と認められるための最低の条件にすぎないのでありまして、途中退席の権利を認められたものではありません。

本来、ロータリークラブは、社交クラブでありますから、クラブに出る出ないは会員の自由であります。だとすれば、途中退席も自由なはずであります。したがって、会長が例会場に鍵をかけて、皆が退席できないようにすると、不法監禁罪になります。

ところが、S. A. Aが鍵をかけると不法監禁罪にはなりません。何故かというと、刑法第35条、『正当な業務による行為はこれを罰せず』 S. A. Aが、鍵をかけることは、現場の秩序を維持するための正当な業務行為であると考えられるからであります。これはS. A. Aだけに認められた権限なのであります。

このようにS. A. Aの職務は大変重要でありますから、S. A. Aには、会長、幹事の経験者が就任するのが通例であります。

## 25. “ロータリーの役員について” その1

ロータリーの役員としては、会長、幹事、S. A. A、会計があります。これがロータリーという自治団体を管理する役職であります。

まず、会長は何をする役職か、というと、これは、日本国憲法の組織原理から言うと天皇に当たります。即ちロータリーの象徴であります。それは、帝王学の権化であり、ロータリー存在の権化であります。したがって、会長は、執行権限は一つ持っていません。持っていないからこそロータリーが光るのであります。実権は、内閣総理大臣に当たるクラブ幹事がすべて握っています。

会長は、クラブ幹事と共にクラブの代表権者であります。会長の代表権と言ってもそれは法律の意味での代表権ではありません。株式会社の代表取締役とは違います。

1. 例えば、ガバナー月信の名宛人になる場合（会長並びに幹事殿）のように、国際ロータリーの窓口になる場合には、会長に代表権があります。しかし、これは、法律の意味での代表権の実体はありません。

2. また、会長が他のクラブとお付き合いをする場合がありますが、会長は何も決定権を持っていないのでありますから、事実上代表者として振る舞う資格があると言ってよいと思います。しかし、これも、法律の意味での代表権ではありません。

3. また、団体的な社会奉仕を実施する段階で、地域社会に対して、私がこのロータリークラブの会長であります、ということで代表

権らしきものを行使できる場合があります。しかし、これも細かく分析していくと、法律上には代表権といえるものではありません。

以上を要するに、実務的な意味における代表権は、クラブ幹事が握っているのであります。会長には法律上の意味での代表権はないと言ってよいと思います。

では、会長は、何をすべきかと言いますと、例会でアドバルーンを上げて、皆にやる気を起こさせることであります。そして、クラブ管理の事務的な細かいことについての質問がきた場合には、幹事に任せればよいのであります。

会長は、クラブ管理の全てのことを知って、しかも知らない顔をしていなければなりません。会長が、何でも知ったか振りをしたら、クラブは育たないのであります。会長職を務めるには、このようなマナーが必要であります。逆に、幹事は、こと手続きに関しては知らないことでも知った顔をしていなければなりません。

また、会長は、理事会の議長であります。したがって、理事会の多数決によって拘束されます。これは、会長にリーダーシップがないというのではなく、建前上、会長というのは、議長としての役割しか果たさないのであります。要するに、会長は、クラブのシャッポのようなものであります。即ち、帝王学の実践者であり、ロータリー存在の根柢を主張する役職なのであります。



## 26. “ロータリーの役員について” その2

会長と共に重要なロータリーの役員としてクラブ幹事があります。幹事は、会長と共にロータリークラブの代表権者であります。そのことは、会員の身分証明書をみれば明らかなように、会員身分を証明する権限は、幹事が持っているのであります。

幹事は、クラブ内外の情報を一身にプールしていますから、クラブ管理の実務の代表者であり、クラブの中心人物であります。したがって、あらゆる情報は、全て幹事を經由することになっているのであります。このように、幹事は、クラブ管理の大黒柱でありますから、こと手続に関しては、知らないことでも知った顔をしていなければならないのであります。これは大事なところであります。

元来、ロータリーには、団結力がありません。あるものは、一人一人の良質な主体性であります。ポール・ハリスも言っているように、ロータリーの長所は、団結力のないところにあります。心の団結はありますが、行動の団結、外形の団結のないのがロータリーであります。したがって、ロータリークラブは、組織体として非常に弱いのであります。そこで、その弱さをカバーするために幹事に対しては強大なクラブ管理の権限を与えているのであります。比喩的に言えば、幹事は、ヒットラーの10倍の独裁権を持っていなければ、クラブという組織を永続的に維持することができないのであります。

この故に、幹事は、毎年交替の原則に服さないのであります。例えば、1910年創立のフィラデルフィアロータリークラブは、50年間、同一人物が幹事職を務めていたのであり

ます。日本でも、昔の大阪ロータリークラブの露口四郎さんは、幹事歴任13年であり、東京ロータリークラブの小林雅一さんは、幹事歴任11年であります。

なお、クラブ管理の独裁権と表裏一体の関係として、肝に銘じておかなければならないことは、幹事は常に謙虚でなければならないということであり、これなくしては独裁権は宙に浮いてしまうのであります。と同時に、現実のクラブの管理運営に当たっては、幹事には、達磨大師の10倍の忍耐力が必要となります。何故なら、ロータリークラブは、本質的に社交クラブであり、一人一人が主体性を持った勝手気儘な人間の集まりでありますから、これを纏めていくには非常な忍耐力が必要だからであります。

また、幹事は、会長と一体でなければなりません。私は、これを会長幹事一体の原則と呼んでいます。人間の社会というものは仕様がなないので、幹事の悪口は必ず会長のところへいきます。その場合、会長は、相手の言うことが正しいと思っても、絶対に幹事を守らなければなりません。それを、君の言うとおりあの幹事は駄目だからやめさせよう、などと言ったら、クラブは滅茶苦茶になってしまいます。

同様に、会長の悪口が幹事の所へ来たときは、幹事が会長を守らなければなりません。

これは、マナーとして心得ておくべきことであります。このように、会長幹事がお互いに守り合うことによって、クラブというものは円滑に機能するのであります。

## 27. “ロータリーにおける平等・対等の理念について”

福沢諭吉先生の言葉に、『神は、人の上に人を作らず、人の下に人を作らず』という言葉があります。それと同じように、ロータリーは、ロータリアンの上にロータリアンを作らず、ロータリアンの下にロータリアンを作らず、とすることが言えると思うのであります。このように、ロータリアンの世界は、完全に平等・対等の世界であります。したがって、クラブ会長と一般会員との関係も平等・対等、会長と幹事の関係も、クラブ理事と一般会員との関係も全て平等・対等であります。昨日入会した新入会員と25年在籍のバスターガバナーの関係も平等・対等であります。

では、会長・幹事と地区ガバナーとはどのような関係にあるのかと言いますと、会長・幹事は、ロータリークラブという自治団体の代表者であり、ガバナーは、国際ロータリーという自治団体の代表者でありますから、お互いに平等・対等であります。国際ロータリーの方がロータリークラブより地位が高いのではありません。したがって、ガバナーの方が会長・幹事より偉いのもありません。ある地方に行きますと、ガバナーを天皇陛下のように思っている人がいますが、とんでもない間違いであります。

では、国際ロータリーの役員である地区ガバナーと一般会員とは、どのような関係にあるのかと言いますと、直接的には何らの関係もありません。国際ロータリーの会員は、全世界のロータリークラブであって、個々のロータリアン(一般会員)は、国際ロータリーの会員ではないからであります。強いてどの

ような関係にあるかと言えば、ガバナーも一般会員もロータリアンとして平等・対等であります。この理は、国際ロータリーの会長と一般会員との関係でも同じであります。全て平等・対等であります。

また、ガバナーと地区委員との関係、地区委員と一般会員との関係も全て平等・対等あります。このように、全てのロータリアンは、平等、対等であります。ただ一つ注意すべきことは『親しき仲にも礼儀あり』年長者に対する礼を失してはなりません。

以上を要するに、ロータリーの世界は、完全平等対等の横型社会であって、いささかなりとも縦型思考が入ってはならない世界なのであります。したがって、このような視点から見ると、ロータリアンを表彰するという制度はロータリー的ではないと思うのであります。平等対等なロータリーの世界にあって、ロータリアン同士が表彰し合ったり、褒め合ったりすることは、『下手な芝居は楽屋で褒める』というように、大変見苦しいものであります。また、いかに社会的に地位が高くても、ロータリーの世界では平等・対等であります。或る会員に栄誉を与えたり、特別視したりすることは、世俗の論理でありまして、ロータリーの為すべきことではありません。心すべきことであります。

最後に、『純ちゃんのコーナー』を終えるに当たって、ロータリーにとって最も重要なロータリーの完全平等対等の理念を説いてまとめの言葉といたしました。この一年間、本堂にご静聴ありがとうございました。

## あ と が き

振り返ってみますと2001年は私達ロータリアンにとって忘れ難い年でした。一業多会員制への変更、例会出席の緩和、標準クラブ定款にとらわれないパイロット・プロジェクトの試行、更には職業奉仕の第二モットー He profits most who serves best の使用停止騒動。等色々ありました。

こうした転換期に直面し、私達伊丹ロータリークラブには、もっとロータリーを学ぼうという意見が湧き上がってきました。そこで、深川純一会員にロータリー情報の解説をお願いし、快諾を得たのが、「純ちゃんのコーナー」の立ち上がりでした。当初、「ロータリー3分間情報コーナー」の名で始める予定でしたが、時の総理にもあやかり、思い切り柔らかくし、「純ちゃんのコーナー」と名付けた次第です。深川会員のお許しを得たとは言え、実に失礼な命名をしたものだと今更ながら冷や汗ものです。

とにもかくにも、順調にこのコーナーが1年間に亘り、気楽に、楽しく続いたのも、会員の皆様のご理解によるものだと考えています。

そして、深川会員のご好意を無にしないためにも「純ちゃんのコーナー」の貴重な解説を記録として残すことに致しました。時には頁をめくり、ロータリーに対する熱き思いを感じ取って頂ければ幸いです。

最後になりましたが、深川純一会員のご好意に厚く御礼申し上げます。

そして折にふれ、ご支援頂いた前年度山本泰督会長、久保武久幹事、更に発刊にご尽力頂いた事務局の方々に深く感謝致します。

2002年7月

伊丹ロータリークラブ ロータリー情報委員会



# 純ちゃんのコーナー

(ロータリー3分間情報)

## Part II



## 目 次

1. 東京ロータリークラブ	2
2. 日本ロータリーの創立者米山梅吉	3
3. 米山梅吉と福島喜三次	4
4. 東京ロータリークラブ創立の物語	5
5. 日本人ロータリアン第一号福島喜三次	6
6. 日本のロータリー拡大の系譜	7
7. 国際ロータリー会長の報酬	8
8. 国際ロータリー財務長の報酬	9
9. 日本のロータリー拡大の特色	10
10. 大阪クラブの親睦活動・蓬萊丸事件	11
11. 大阪クラブの親睦活動・2	12
12. ロータリーの綱領・1	13
13. ロータリーの綱領・2	14
14. ロータリーの綱領・3	15
15. ロータリーの綱領・4	16
16. ロータリーの綱領・5	17
17. ロータリーの綱領・6	18
18. ロータリーの綱領・7	19
19. ロータリーの綱領・8	20
20. 四つのテスト	21
附. ロータリーの原点	22

## 序 に 代 え て

当クラブのロータリー情報委員長竹中秀夫会員の発案によりまして、最初に、ロータリー3分間情報を「純ちゃんのコーナー」と名付けて発足したのは、一昨年の7月のことでした。そして、一年間で一段落がついた時、竹中情報委員長から、もう一年間継続するようにとの御要望がございましたので、浅学非才をも顧みず、クラブの皆様の温かい御理解により何かと雑駁な知識をもって説き続けて参りました。しかし、顧みて、誠に忸怩たる思いでございます。

初年度は、体系的な話をする気もなく、思いつくままに話しましたので、全くバラバラの内容になってしまいました。そこで、昨年度は、何かと体系的な話にしようと思い、当初は、日本ロータリー史を体系的に話そうと試みました。

ところが、歴史的な事実を僅か3分間ずつの話をもって体系的に叙述して行くということは本来不可能であるということが解りました。

そこで、結局は元の木阿弥、初年度と同じく、思いつくままに話す格好になってしまったのでございます。

ただ、初年度は、3分間情報を年間27回話すことが出来ましたが、昨年度は、年間20回しか話すことが出来ませんでしたので、全体としての内容が大変乏しくなりました。

そこで、竹中委員長の発案により、昨年11月22日にポートピアホテルで開催された当地区の指導者育成セミナーで私が話した『ロータリーの原点』という一文を巻末に付け加えてくださいました。誠に拙い話でございますが、併せて御高覧賜りますれば幸甚に存じます。

終わりに、私の拙い話を一年間辛抱して聞いてくださったクラブの皆様の寛容と友情に心から感謝致しますと共に、この小文集の発刊に御尽力頂いた竹中情報委員長はじめ事務局の方々に心からなる感謝を捧げ、ペンを擱きます。

2003年7月

深 川 純 一

# 1. 東京ロータリークラブ

過去に無知なる者は未来が見えない、と言われるように、過去の歴史を学ぶことは、ロータリアンの素養として大切なことであります。そこで、今日から暫らくの間、日本ロータリーの歴史を振り返ってみたいと思います。

まず、日本におけるクラブナンバーワン・東京ロータリークラブは、大正9年10月20日、東京丸ノ内の銀行クラブという古色蒼然たる建物で実力百万石の超一流の実業家24名によって創立されたのであります。初代会長は米山梅吉、初代幹事は福島喜三次でありました。人格的にも立派な大実業家ばかりの集まりでありましたが、ロータリーのことはよく判っていませんでした。俺のお陰でロータリーがあるという考え方でありましたから、月一回の例会も碌に集まりません。例会は毎月一回、第二水曜日でありましたが、年末年始は休会にしたりして、真面目にロータリー活動をしていなかったのであります。言わば、初代会長の米山さんは、クラブ維持のために妥協を強いられたと言えます。したがって、ルールと親睦が対立した時はルールの方を捨てたのであります。

しかし、米山さんは、後になってクラブが潰れなくなってからはルール厳守を要求する

ようになりました。このことが亦、一部から反感を買うことにもなったのであります。

このような東京クラブに電撃的なショックを与えたのが大正12年9月1日の関東大震災でありました。当時日本には、東京クラブと大阪クラブしかなかったのでありますが、時のRI事務総長チェスレー・ペリーは、直ちに25,000\$の大金を義援金として東京クラブに送ってきたのであります。これが差水になって、世界中の503クラブから、この25,000\$を含めて総計89,000\$の義援金が送られてきたのであります。

これを見て、腰を抜かすほど驚いたのが米山さんはじめ日本のロータリアンでありました。今までロータリーなど大した組織ではないと馬鹿にしていたが、これは大変な組織だということで、それから謙虚にロータリーの奉仕を学ぶようになったのであります。

そしてそれまで、東京ロータリークラブは、特権保有クラブ(1245RC)として、毎週一回の例会の開催を義務付けられてはいませんでしたが、それからは、この特権を放棄して、毎週一回必ず例会を開き、奉仕に耳を傾けるようになったのであります。時に、大正13年11月14日のことでありました。



## 2. 日本ロータリーの創立者米山梅吉

前回は、東京ロータリークラブが例会は毎月一回、第二水曜日であり、年末年始は休会にしたりして、真面目にロータリー活動をしていなかったと言う事を申し述べました。

そこで、このような状況をとらえて『東京ロータリークラブ50年の歩み』という本の中には、米山梅吉が日本ロータリーの創立者であることを留保すると述べています。即ち「日本のロータリアンは、米山梅吉を日本ロータリーの創立者であると考え傾向があるが、この点については数々の疑わしい事実がある。第1に、東京クラブは、毎月1回しか例会を開いていない。第2に、東京クラブは、年末年始の例会を休会にしている。この二つの事実は、ロータリーの基本原則に違反している。第3に、東京クラブは、米山梅吉一人で創立したのではない。福島喜三次とWilliam L. Johnstonの3人で創立したものである」と言うのであります。

しかし、第1の論点については、全世界のロータリークラブが毎週1回の例会を開くことを法的に義務付けられたのは、1922年6月5日以降、標準クラブ定款の採択によるものであります。ところが、東京クラブは、1920年10月20日の創立でありますからこの拘束を

受けないのであります。いわゆる特権保有クラブでありましたから、クラブの運用については自由闊達に決めることが出来たのであります。

このように考えれば、第2の論点の年末年始の例会の休会についても、目くじらを立てる程のことはないのであります。

次に、第3の論点、即ち、3人で創立した点については、まさにその通りであります。しかし、歴史と言うものは実質的に見なければなりません。

米山さんは、東京ロータリークラブ初代会長2期連続。日本に地区の出来る前の準地区時代の初代Special Commissioner 2期連続。日本の初代ガバナー3期連続。日満ロータリークラブ連合会会長2期連続。そして、大正15年無地区時代に1年間RI理事。

このように、日本の戦前のロータリー運動の中でこれほどロータリーの支柱となって指導性を発揮したロータリアンは米山さんを措いてほかに居ないのであります。

このような実質的な判断に基づいて米山さんを日本ロータリーの始祖、東京クラブの創立者と考えることは一向に差し支えないと言えるのであります。

### 3. 米山梅吉と福島喜三次

前回は、東京ロータリークラブは、現象的には米山梅吉、William L. Johnstonそして福島喜三次の三人で創立されたものであること、しかし、歴史の実体面から見る限り、米山梅吉一人を日本ロータリーの始祖、東京クラブの創立者であると考えざるべきであると申しました。米山さんは、前回申し述べたロータリーに対する貢献以外に奉仕の実践についても、自己犠牲の奉仕の世界に生きた人であり、湯水の如く入ってくる収入を全て世のため人のために使ってしまったのであります。日本のロータリーの歴史上、過去、現在、未来を見て、これくらいロータリーのために貢献したロータリアンは、今後おそらく現れることはないだろうと思われるのであります。

では、William L. Johnstonは、その後どうしたのかと言いますと、彼は外国人でありますから、東京クラブには入会せずにアメリカへ帰りましたが、東京クラブは、その後、彼を終生名誉会員としてその徳を称えているのであります。

次に、福島喜三次さんは、その後どうなったのかと言いますと、東京クラブは、彼には非常に冷たかったのであります。その原因は、むしろ福島さんの方にありました。

福島さんは昭和11年に上海支店長から左遷

により東京へ戻り、東京クラブにパストサービスマンとして入会しましたが、福島さんは、その頃から国粹主義者になり、軍国主義的に思想が変わり、ロータリー運動に対して否定的になったのであります。

当時、ロータリーが軍閥から弾圧されている最中であって、福島さんは、『ロータリー運動のような全世界を友愛の心で結ぶなどということは甘い考えである。ロータリーなど無くてもよい。ただ、自分は、過去の因縁があってロータリーと縁が切れないだけである。日本は神の国だから戦争には必ず勝つ』と信じて疑わなかったのであります。

これに反して米山さんは、国際主義的であり、ロータリー運動を守ろうとしましたが、福島さんは、国粹主義的であり、ロータリーを否定したのであります。

この様に、両者は、ロータリー運動に対する功德の量が圧倒的に違うのであります。このことを東京のロータリアンは知っていたが故に、有田クラブが作った福島奨学基金と米山記念奨学会との合流を頑としてはね付けたのであります。したがって、米山梅吉と福島喜三次の二人を同時に日本ロータリーの始祖と考えることは、歴史の実体面から見て正当化されないのであります。

## 4. 東京ロータリークラブ創立の物語

前回は、日本ロータリーの始祖は米山梅吉さん一人であり、米山梅吉と福島喜三次の二人を同時に始祖と考えることは、歴史の実体面から見て正当化されないと話しました。ところで、1915年当時、三井物産としては、アメリカの市場を大変重視して、アメリカに3名のエリート社員を配属し、これらの社員は本社の決済を得ないで取引が出来る権限を与えられて居たのであります。実は、その一人が福島さんでありました。

ところが、福島さんは、第1次世界大戦が1918年に突如として終結したために、商品の買い付けに見込み違いが起こり、三井物産に対して莫大な損害を与えてしまいました。そこで、当然の事ながら左遷の問題が起こり、東京の本社は、1919年12月、福島さんに対して召喚命令を出したのであります。

その結果、福島さんは、ダラスクラブを退会することになり、その送別会の時に、時の会長が、福島さんに対して、東京にロータリークラブを設立してはどうかと持ち掛けたのであります。福島さんは、大変当惑しましたが、結局承諾することになりました。ダラスの会長は大変喜んで、ガバナーを經由してRI理事会に伺書を出しております。その結果、1920年6月30日までに東京にロータ

リークラブを設立することの全権委任（今日の特別代表の権限）が福島さんに与えられたのであります。

福島さんは、1920年1月頃日本へ帰り、早速、作業に取り掛かろうとしましたが、ダラスでは東洋綿花の社長でありましたが、東京へ帰れば社長ではありません。兵隊の位で言えば陸軍中尉位のものでありますから自分の力では何ともならない訳であります。そこで、これは、大物の実業家に頼むほかないと考えて、米山さんに頼み込んだのであります。しかし、米山さんは、ロータリーの事がよく判っていなかったために、設立の作業は遅々として進みませんでした。そこで、福島さんは、RIに対して、期限延長の願書を出しました。これを見てRIは不安を感じて、期限延長を認める代わりに条件を提示してきました。それは、ロータリーの手続きに通暁しているWilliam L. Johnstonを共同特別代表とするならば期限延長を認めるというものであります。そこで、主だった人選については米山さん、RIの手続きについてはJohnston。その他の雑務については、福島さん。この様にして、1920年10月20日東京丸の内の銀行クラブにおいて、東京ロータリークラブが創立されるに至るのであります。

## 5. 日本人ロータリアン第一号福島喜三次

東京ロータリークラブは、米山梅吉、William L. Johnstonそして福島喜三次の三人で創立されたものであります。そこで、今日は、福島喜三次のことについて話します。

大正の初め頃（年月は判りません）アメリカのテキサス州ダラスに三井物産の子会社で東洋綿花株式会社という会社がありました。この東洋綿花の社長として、三井物産の若手のエリート社員が出向していて、その人が福島喜三次でありました。

福島さんが東洋綿花に出向したところ、その会社の役員にWilliamというドイツ人が居て、これがダラスロータリークラブの会員でありましたので、新任の福島さんをダラスクラブに連れていったところ、福島さんが興味を持ったので、ダラスクラブに入会させたのであります。この様にして、福島さんは日本人ロータリアン第1号であります。

ところで、社長の福島さんとWilliamとは職業分類が同一でありますから入会できない筈であります。一業一会員制には、1915年以降、Additional member の制度が出来ており、同一職場における共同経営者を一人だけ入会させることができるようになっています。したがって、福島さんは、この原則の適用によって、ダラスクラブに入会出来たのであります。したがって、福島さんは、日本

人ロータリアン第1号であると同時に、日本人ロータリアンAdditional member 第1号でもあったわけであります。

この様に考えると、福島さんが、ダラスクラブに入会したのは、1915年（大正4年）以降、大正4年、5年の事ではなかろうかと推察できるのであります。

ところで、1917年にアメリカが第一次世界大戦に参戦したたために、Williamは敵国人としてアメリカ国内で営業活動ができなくなり、ドイツへ帰るためにダラスクラブを退会しました。そこで、ダラスクラブは、1917年Williamの後任として、福島さんを正会員に選出しました。これは日本人ロータリアン正会員第1号であります。

更に、福島さんには不思議な因縁があり、彼は、昭和11年に三井物産の上海支店長を左遷によって本社に召喚せられ、三井合名の理事に任命されたのであります。その時に東京クラブに入会した資格が Past service memberでありました。これは、日本人ロータリアン Past service member第1号でもあります。したがって、福島さんは、ロータリアンの会員資格四種類の内、正会員、Additional、Past service、の三つの資格の日本人ロータリアン第1号を独占することになったわけであります。

## 6. 日本のロータリー拡大の系譜

日本におけるロータリーの拡大は、クラブナンバーワンである東京ロータリークラブを親クラブとして順次子クラブを作って行ったのではなくて、東京クラブに2年遅れて大阪クラブが第二の親クラブとして創立され、東京、大阪の2クラブが共に親クラブとなってそれぞれ子クラブを作って行ったのであります。したがって、東京、大阪の2クラブにはスポンサークラブと言うものがないのであります。このように、日本のロータリー拡大の系譜には、二つの流れがあったのであります。

そこで、大阪クラブは、どのような因縁で出来上がったのかと言う事について話します。米山梅吉さんと共に東京クラブを作った福島喜三次さんは、東京クラブでは何の活躍も出来ないままに、4回目の例会を待たずに左遷により大阪支店に転勤になりました。

福島さんは、大阪の実業家達に暖かく迎えられ、君はテキサスのグラスでロータリー運動の体験があるのだから、ひとつロータリー運動と言うものを説明してほしいと言われます。そこで、福島さんは、1916年に書かれたガイ・ガンディカーの「ロータリー通解」によって、ロータリーの正統派理論と言うものを十分に解説したのであります。

このようにして、大阪の実業家達は、ロータリー理論を知り、東京にロータリークラブが出来た以上は、大阪にもロータリークラブを作ろうではないか、というので、大正11年春に星野行則さんを団長とする関西実業家による訪米経済使節団が編成された時に、福島さんが事前の折衝をして、団長の星野行則さんと国際ロータリー事務総長チェスレイ・ペリーとをシカゴで引き合わせたのであります。

チェスレイ・ペリーは大変喜んで、星野さんに、君が大阪にロータリークラブを作る気があれば、国際ロータリー理事会は、その全権を委任するが引き受けてくれるか、と言ったところ、星野さんはこれを快諾しました。この時、星野さんは、チェスレイ・ペリーからロータリーに関する色々の教えを受けましたが、この年は、標準クラブ定款の採択された年でありましたから、星野さんの受けた情報は最新のものでありました。

このようにして、国際ロータリーの直轄で大阪ロータリークラブが創立されることになったのであります。時に、大正11年11月17日、初代会長は星野行則、初代幹事は福島喜三次、会員25名をもって、日本における二番目の本家クラブが誕生した訳であります。

## 7. 国際ロータリー会長の報酬

RI会長の報酬というと、奇妙に思われる人がおられるかと思います。何故かと言うと、ロータリー運動というものは、全てロータリー哲学に基づいて営まれるものであって、全ての作業はロータリアンの自己研鑽の為に行われるものでありますから、ロータリアンは、自分の労務の提供に対して報酬の請求をしてはならないからであります。したがって、RI会長も勿論無報酬であります。これが従来の大原則でありました。

これに対するただ一つの例外は、RIの事務総長であって、彼は、国際ロータリーの事務に専念しなければならないが故に、生活の保障を受けなければなりません。従って、事務総長は、全世界のロータリアン群の中でただ一人の有給職員なのであります。

ところが、去る9月号の『ロータリーの友』p35「理事会の決定事項の抄録」で、RI会長、会長エレクト及び会長ノミニーも、莫大な報酬を得ていることが明らかにされました。それによると、「RI理事会は、会長などに対する謝意の表明として、2002-03年度会長に米価115,000\$（邦貨金1380万円）、会長エレクトに米価80,000\$（邦貨960万円）、会長ノミニーに米価25,000\$（邦貨金300万円）を支払うことを承認した」と言うのであります。

したがって、RI会長ノミニーの指名を受けてから会長職終了時までの3年間に取得する金額は、合計米価220,000\$（邦貨2640万円）となります。勿論、この報酬以外に、相当額の旅費、宿泊費が支給されることは当然

であります。

一体、このようなことがあっていいのでしょうか。私にとっては、まさに青天の霹靂でありました。旅費、宿泊費については、実費でありますから認められてもよいかもしれませんが、報酬については、ロータリーの原理に照らして納得できないのであります。

RI会長は、貴重な時間と労力を犠牲にしてロータリーに献身しておられるからこそ、言わば、RI会長の献身が無償であるが故に社会に対して貸し方になっているからこそ、RI会長は、尊敬と信頼をもって報いられるのであります。RI会長の献身が報酬を受け取ることによって貸し借りなしに精算されてしまえば、会長に対する尊敬も信頼も生まれる筈はないのであります。

皆さんは、この問題をどのようにお考えでしょうか。RI会長は、ロータリー存在の根柢を主張する役職であり、ロータリー存在の権化でありますから、いささかなりとも報酬など受け取るべきではないと思います。会長は無報酬であるからこそ光るのであります。当地区においては、クラブの皆さんが『ロータリーの友』をあまり読んでおられないためか、この問題についての質問を今まで聞いたことがありませんが、RI第2570地区（埼玉西北）では、ガバナーが公式訪問において厳しい批判と質問を受け、答弁に困惑しておられるようであります。私は、国際ロータリーもここまで墮落したのかと幻滅の悲哀を感じざるを得ないのであります。

## 8. 国際ロータリー財務長の報酬

前回は、RI会長の報酬について話しました。今回は、財務長の報酬について話します。財務長というのは、国際ロータリーレベルにおける会計職であります。

1910年に全米ロータリークラブ連合会が出来た時は、ロータリーの興隆期でありましたから、ロータリアンの中にも一流の実業家が入っていて、その一人にルファス・シャピンというシカゴの大銀行のオーナーがいました。シカゴロータリークラブに大金持が入ってきた初期の実業家の一人で、いわゆる「ロタキチ」であったと言われています。彼は国際ロータリーの初代の財務長になりました。

ところで、前回申し述べましたように、事務総長は、執行部であって生活保障の必要がありますから有給職員であります。すると、財務長も執行部でありますから、論理上平行に考えるとこれも有給にしなければならないことになります。

ところが、ルファス・シャピンは、財務長を受けるに際して、年俸1ドルの条件を提示して受諾したと言われています。年俸1ドルの有給ロータリアン。これは、実質的には無給であります。

これは、一体何を意味するか？ ロータリー運動というものは、クラブレベルや国際ロータリーレベルで行われるものも、全てロータリー哲学の中で営まれるものであり、それぞれのロータリアンの自己研鑽のために行う作業でありますから、自分の労務の提供に対して、報酬を請求してはならないのが原則であります。ところが、事務総長は生活

保障をしなければならぬと言うことになれば、財務長も報酬を請求しなければならないことになるが、その時に、最低の金額だけ請求する、と言う原則の表明であります。

このルファス・シャピンの作った慣例によって、次の国際大会の時に、国際ロータリー会長が、額面1ドルの銀行保証小切手を報酬として支払います。財務長は、直ちにそれに裏書きをして国際大会のニコニコ箱に入れます。会場からの万雷の拍手が起こると言うこの見事な慣例が1977年まで続いたのであります。

ところが、国際ロータリーにも衰退がやって来まして、財務長になり手がなくなりました。そこで、国際ロータリー理事会は、1977年から規則を改正して、理事会の互選により、理事の中から1名を財務長として出向せしめる、即ち、理事が財務長を兼務するという形で問題を処理したのであります。

そこで、理事は無給であり、無給の者が財務長を兼務するのであるから、財務長も無給とすることになり、年俸1ドルの財務長はなくなってしまったのであります。

無給の理事が出向するから、財務長も無給。これは論理上は正しいかも知れません。しかし、実質的には無給なのだから、長年の美しい慣例を保存する意味から言っても、財務長の職にある限りは、年俸1ドルの有給職員とするとおいた方が、ロータリーの美しい伝統を維持することが出来たのではないかと思うのであります。

## 9. 日本のロータリー拡大の特色

日本におけるロータリー拡大の特色として注意すべき事は、日本の本家クラブである東京、大阪の両クラブをはじめ、その後のクラブにおいては、当然の事とは言え、その会員が全て日本人であったと言う事であり、その後、外国人が会員になっても、それは1クラブに数名に過ぎなかったという事でありま

す。神戸クラブの直木太一郎パストガバナーが1974年に神戸ロータリークラブ50年史を編纂するに際して、RIから手に入れたその当時の往復文書のコピーによって次のようなことが判りました。即ち、

国際ロータリーにロータリークラブの創立を希望したのは、大阪よりも神戸の方が早かったのであります。1921年11月に神戸を訪れたシアトルクラブの会員がJTハーディマンが『神戸にはロータリーに深い関心を持つ者がいて、海岸通り5丁目の貿易商やホールリリー商会のFMフラナガンその他がロータリークラブの設立を希望している』ことをRIの事務総長チェスレイ・ベリーに報告しました。そこで、チェスは、その手紙を当時のRIの拡大委員長であったHarry Davidsonに渡したところ、Davidsonは、『自分がロータリークラブを設立する方針は、本国人を主

たる会員とするものである。神戸の申入れのように、白人を主たるものとするクラブよりも、日本人ばかりのクラブを作るべきであって、東京の次は大阪で作ることを福島喜三次と約束している』

とチェスに返事をしました。それをチェスから聞いたハーディマンは、神戸にロータリークラブを設立することを諦めたと言う事が判ったのであります。

昭和3年に東京で開催された太平洋地域大会での報告によりますと、東京より先に創立された中国の上海ロータリークラブでは、会員の40%がアメリカ人、20%がイギリス人、中国人は25%に過ぎず、その他は日本人、フランス人、スイス人等でした。また、東京と同じ年に創立されたフィリピンのマニラクラブでは、会員112名の内、実に97名がアメリカ人であり、フィリピン人はわずかに6名、スペイン人4名、イギリス人3名、中国人、日本人各1名でありました。

このようなことを考えますと、もしDavidsonの見識がなければ、当時、日本にロータリークラブが誕生したとしても、恐らく今日とは全く違ったものになっていたであろうことは想像に難くないのであります。



## 10. 大阪クラブの親睦活動・蓬萊丸事件

大阪クラブの村田省蔵さんが、大阪商船の蓬萊丸にクラブ会員を招待して、一週間、瀬戸内海を行ったり来りして、飲めや歌えや、と楽しんで、それは全て大阪商船の社長村田省蔵さんの奢りであったという話があります。

昔の社長は、平均給与の二百人分、三百人分を取っていましたから、このような豪華なことが出来たのであります。今日のロータリアンには、このような事は出来ません。会社の役員の所得が昔とは桁違いに少ないからです。しかし、そういう気持を持たなければロータリーと言うものは始まらないと言う事でもあります。豪華船の代わりに釣船を一艘浮かべるとか、要は、その心の問題であります。

ただ、この話の真偽については諸説紛々、直木太郎バスターガバナーによると誤りかも知れないのであります。これは、村田さんがガバナーの時、昭和9年11月に開かれる台湾の高雄ロータリークラブの認証状伝達式と、村田さんの台湾への社長就任披露とが重なったというので、阪神間から大勢のロータリアンが押しかけることになりました。

台湾の方でも、大いに張り切って、準備おさおさ怠りなかつたのでありますが、残念な

ことに、その1ヶ月余り前に室戸台風が襲来し、阪神沿線が壊滅したため、殆どの人達がその出席を断ってしまいました。

結局、当時、ガバナーであった村田さんとお嬢さん、新しく出来た岡山クラブの会長星島儀兵衛さんとお嬢さん、そして神戸クラブの会長辻広さんと幹事の直木さんのわずか6名になってしまったのであります。

しかし、蓬萊丸船内では、新社長の乗船というので、船員達も張り切り、サービスも行き届き、僅か6名なので水入らずの楽しい船旅であったという事であります。

但し、この話は、直木さんが昭和7年入会のロータリアンでありますから、或いは、それ以前に最初に述べたような行事が行われていたかも知れないのであります。

例えば、昭和5年5月、RI第70地区大会の第2日に台湾航路の吉野丸で大阪湾を一周する企画が実施されています。この時は、約五百名が乗り込み、甲板で色々の競技をしたり、模擬店を出したりして楽しんでいますが、このことが誤り伝えられているとも考えられます。いずれにしても、昔のロータリアンの親睦活動というものは、今日とは桁違いのものであったということが言えると思うのであります。

## 11. 大阪クラブの親睦活動・2

大阪クラブの創立の頃の思い出として、伊藤忠商事の伊藤忠兵衛さんの述懐によると、「大正11年の夏頃、ロータリークラブを作るから君も発起人になれと言われたが、紙に書かれたものは、『ロータリーインターナショナル・ポールハリス』とだけ判ったが、ほかのことが何も判らない。その会の趣旨は、皆が仲良くして、より良き明日を作る、というのがそんな大まかなことでは、会の趣旨として成り立つものではない。

話を聞くと、毎週一回必ず会合すること、時間を守ること、嘘をつかないこと、隣人愛に満ちた仕事をした人が最も恵まれること等である。大体、こんなテーマを掲げて、誰が賛成するものか。時間のルーズな大阪人に時間を守り、歌を唄わせるなど続くものかと真面目に考えなかった。第一、ロータリーという会の性質がどうしても判らない」と言うことであつたようであります。しかし、何かよく判らないままに、とにかくクラブは創立されたのであります。

このようにして設立されたクラブを楽しいものにしたことの一つに、ニックネームの提唱がありました。伊藤忠兵衛氏、土屋大夢翁、山本為三郎氏の3人がその委員でありましたが、ニックネームは、平凡で、少しでも敬称の意味があるものは認められず、もっと罵倒する意味のある名前を付けろということになりました。伊藤忠兵衛氏は、このときにロータリーは成功したと思われたようであります。しかし、同時にクラブは、二人の有力

な会員を失いました。

一人は、大阪ガスの片岡直方氏。この人は、清元は好きでありましたが、西洋音楽の方は全く落第でありまして、例会で歌を唄わせるなどという宝塚の二の舞のような会は俺は嫌だ、とって辞めてしまったのであります。

もう一人は、阪急の小林一三氏。この人は、「君、こんな子供じみた会に誰が毎週集まるものか、すぐ潰れるよ」と、悪口を言って退会されたが、その退会の理由の一つに、ニックネームの『ペラ』という名前がお気に障ったことも確かなようであります。『ペラ』というのは、宝塚少女歌劇団のオペラからとったものであります。

ところで、アメリカのロータリーでは、会員同士がファーストネームや愛称で名前を呼び合うことが慣例になっていますが、日本のロータリーでは、現在のところそのような慣例はないようであります。会務報告の時に、君付けで呼ぶクラブはあるようであります。例会の食事の時間に、会員同士が君付けで呼び合っているクラブはないようであります。恐らく、大会社の社長に対して若いロータリアンが『誰々君』とは呼び難いのであろうかと思ひます。さればと云って、『誰々会員』と呼ぶのも少し堅苦しい感じであります。したがって、『誰々さん』でよいのではないかとも思ふのであります。

以上、古き良き時代のロータリーの親睦活動の一齣を紹介した次第であります。

## 12. ロータリーの綱領・1

最近、ロータリーの綱領を知らないロータリアンが増えているということを耳にします。これは由々しきことでもありますので、今回から綱領の話をすることに致します。

ところで、ロータリーは倫理運動であると言われています。ロータリークラブは、ロータリアンに奉仕の心を授け、倫理を提唱していく団体なのであります。この倫理運動であるという視点を見失いますと、ロータリーが判らなくなるのであります。

では、ロータリーが倫理運動であるということが一体何処に書いてあるのかと言うと、標準ロータリークラブ定款第4条の『ロータリーの綱領』を見ると、ロータリーがまさに倫理運動であるということが、一目瞭然に判るのであります。

ロータリーの綱領は、ロータリーとは何か、と言うことを簡明直裁に書き上げたものでありまして、ロータリアンにとって一番大事なもののなのであります。

1910年当時、アメリカにあった16のロータリークラブが集まって、全米ロータリークラブ連合会を作りました。その当時、連合会の定款の中には、ロータリークラブの綱領と連合会の綱領とが別々に書かれていたのであります。

そこで、1915年に、クラブの綱領と連合会の綱領とが別々であるのはおかしい、これは一つでなければならない、と言うので、両方の綱領が合流するという形で作業が進められて、原理的に見て、今日と殆ど同じような綱

領が出来上がったのが1922年のロサンゼルス国際大会の時でありました。

そして、その後も長い間議論が重ねられて、結局、現在と同じ形の綱領になったのが1951年のアトランティックシティの国際大会の時でありました。

このように、綱領は、ロータリアンが何十年もかけてロータリーの本体を見つめた結果出来上がったものであり、全世界のロータリアンの知性を結集した国際大会の議決でありますから、ロータリーの表現の中では、最も優れたものと言えるのであります。

ロータリアンは、常日頃、個人的に奉仕を行い、ロータリーとは何か、と問いかける場合には、この綱領を日夜暗誦するべきであります。これは、ロータリーの般若心経とも言うべきものでありまして、これをよく見つめることを通じて自分の心を反省すれば、ロータリーとは何か、と言うことを自ずから理解することが出来るのであります。

さて、ロータリーの綱領は、二つの部分から成り立っています。即ち、

一つは、ロータリーを一言で言えば何か、と言うことを書いた部分であり、これが綱領の『本文』であります。ただ、『本文』は、一言でロータリーを定義したものでありますから、非常に抽象的であります。したがって、何通りにも解釈されることになり、実質的な意味内容が千差万別なものになりますので、第二に、補強原則（構成要素）を1. 2. 3. 4. と規定しているのであります。以下次号

## 13. ロータリーの綱領・2

綱領の本文には、『ロータリーの綱領は、有益な事業の基礎として奉仕の理想を鼓吹し、これを育成し、特に次の各項を鼓吹、育成することにある』と規定されています。

これは手続要覧の直訳ではありますが、これでは判りにくいので、中央大学法学部名誉教授の小堀憲助先生の意識によりますと、『ロータリーとは、企業の根底に奉仕を置くべしとする理想を提唱することを目的とするクラブ活動のことを言う』となります。

この『企業の根底に奉仕を置く』と言うところが中心概念ではありますが、資本主義経済社会においては、企業の目的は利潤の追求でありますから、企業の根底には『儲け』があるわけであります。企業は、儲けなくして生きていくことは出来ないのであります。このところが肝心な所でありまして、もし、儲けを否定しますと、ロータリーは、或る種の宗教団体のような非常に倫理的統制の強い団体になってしまうのであります。

ロータリーは、企業の根底に儲けがあることを認めた上で、それでは儲けとは一体何か、と考える訳であります。こここのところが大事なところでありまして、企業の根底に儲けがあることについては間違いがありません。しかし、例えば、百円のものを買って、これを百万円で売ったとすれば、そのような利益をロータリー的な意味での儲け、利益と呼ぶでしょうか。これは、明らかに暴利であります。商人もやはり儲けなければ、幸せな人生を築くことは出来ませんが、それには限

度があって、適正な利潤を超えて儲けてはなりません。したがって、商人は商人で儲かって幸せになるが、顧客もその商品を買って幸せになるという両者の調和点が何処かになければなりません。これを抽象的な表現で表すと『利己と利他との調和』ということになるのであります。

ロータリーの奉仕というのは、実は、このことを言うのであります。商人は代金(儲け)を受け取って幸せになる。顧客も商品を受け取って幸せになる。双方のバランスをとる一点というものが必ずある筈であります。いつも、その調和を求めていくと、一つの取引を通じて、目に見える『商品と金銭の交換』だけでなく、目に見えない『満足と感謝の交換』つまり、お互いに小さな信頼関係を交換するようになるのであります。

そして、商人が長年に亘って、この営みを続けて行くと、地域社会に信用というものを築くことが出来るのであります。そして、信用のある商人が栄えるということは、その反射的效果として、地域社会全体もまた栄えるということの意味するのであって、この点を追求するのが、まさにロータリーなのであります。

ロータリーの奉仕とは、金持が思い上がって弱者に金を恵むというような次元の低い奉仕を意味するものではなく、ロータリアンが、日常の企業経営の中に『利己と利他との調和』を本体とする奉仕の考え方を植え付けるものでなければならぬのであります。

## 14. ロータリーの綱領・3

ロータリーの綱領の本文は、『ロータリーとは、企業の根底に奉仕を置くべしとする理想を提唱することを目的とするクラブ活動のことを言う』という意味のことを規定しているのですが、資本主義経済社会においては、企業の目的は利潤の追求でありますから、企業の根底には「儲け」があるわけがあります。したがって、ロータリーは、企業の根底に奉仕を置くとは言いながら、企業の根底に「儲け」があることは否定していないのであります。

ロータリーは、企業の根底に「儲け」があることを認めた上で、それでは「儲け」とは一体何か、と考えるわけであります。

要するに、企業経営は、利潤追求の営みでありますから、企業の根底には「儲け」があります。ただ、「儲け」の中に、「儲けてよい儲け」と「儲けてはならない儲け」があります。その「儲けてもよい儲け」を追求することがロータリーの目的であると考えればよいのであります。

ポール・ハリスは、この点をとらえて、「ロータリーは、儲けの金高を問題にするのではない」と言っているのであります。即ち、ロータリーは、儲けた金高ではなく、儲けた方法（儲け方）を問題にするのであります。企業の根底に奉仕を置いて職業を営めば、奉仕を通じて厚い信用に支えられ、利潤（儲け）が長期的に安定的に入ってくるので

あります。これが、かなり即物的な解釈ではありますが、He profits most who serves best『奉仕に徹する者に最大の利益あり』と言う標語の意味するところなのであります。

ロータリーは、儲け方を問題にします。あくどい儲け方をして、顧客を不幸にするようなことはしない。自分も儲かって幸せになるが、その反射的効果として、顧客も商品を受け取って幸せになる、双方の調和点がある筈であります。この点を基準にして企業経営を行うことが、ロータリー本来の目的であると言うことをこの標語は示しているのであります。

このことを言い方を換えれば、『利己と利他との調和』と言うことになるのであり、この言葉は、1923年のセントルイスの国際大会の決議34号（決議23-34号）の第1項に、『ロータリーとは、利己と利他との調和を目的とする人生の哲学である』と規定されているのであります。

以上を要するに、一言で言えば、それだけのことではありますが、これではあまりに抽象的すぎて、解釈も様々になり、誤解も生ずることになるので、この本文に補強原則（横成要素）を四つ付け加えて、それを通じてロータリーの本体を見つめてほしい、と言う構成をとっているのであります。以下次号。

## 15. ロータリーの綱領・4

ロータリーの綱領の第1は、『奉仕の機会として、知り合いを拓めること』と規定しています。しかし、手続要覧のこの翻訳では、解りにくいので意識しますと、『心の友を得て、もって奉仕の契機となすべきこと』となります。即ち、

一業一会員制の原則によって選ばれた良質な職業人が、その良質な考え方を例会に持ち寄って友情を暖めあう、それが心の友を得る、ということなのであります。

その心の友を得た親睦の反射的効果として、奉仕というものが自ずから出てくるのでありまして、単なる社交クラブの社交ではないよ、ということを行っているであります。

したがって、ロータリーの親睦というものを感性的にとらえて、酒を飲んだり、ゴルフをしたりすることがロータリーの親睦であると考えている人がいますが、そのような感性的な親睦は、地域社会の人であれば誰でもしていることでありまして、極端な事を言えば、暴力団にもそのような感性的な親睦はあるわけであります。

ロータリーの親睦というものは、その様な感性的な親睦だけではなくて、心の友を得た事が奉仕の契機となるべし、即ち、心の友を得たことが媒体となって、奉仕というものが自ずから出てくるようなものでなければならぬのであります。

もう少し具体的に言えば、ロータリーの親睦は、クラブの例会で己の至らざる所を他のロータリアンから学ぶ、自己研鑽、切磋琢磨

によってお互いに学びあう親睦の事なのであります。

ロータリークラブはお寺ではありません。社交クラブでありますから、ロータリアンは、酒を飲んでもよい、ゴルフをしてもよい、楽しいことは何をしてもよいのであります。ただ一点、忘れてはならないことは、何をするにつけても、他人に学ぶ心を忘れてはならないのであります。このように、ロータリアンがお互いに学び合う親睦、これを感性的親睦に対して精神的親睦と言います。ロータリーの親睦には、感性的な親睦のほかにこの精神的親睦があることを忘れてはならないと思うのであります。1989-90年度のRI会長ヒューM・アーチャーさんは、『ロータリーを楽しもう』というテーマを掲げました。ところが、このテーマは、随分と誤解されました。即ち、『ロータリーを楽しもう』と言うのだから、何でも楽しければよいのね、と言って、ゴルフをしたり、酒を飲んだりすればよいのだと考えた人が居たようであります。

しかし、それでは、ゴルフや酒を楽しんだ事にはなっても、ロータリーを楽しんだ事にはならないのであります。

アーチャーさんの心は、ロータリアンが毎週例会に集まって、お互いに己の至らざる所を他のロータリアンに学び合いながら、ロータリアン達が育って行くのを見るのは楽しいね、このロータリーを楽しもう、と言うところにあったのであります。

## 16. ロータリーの綱領・5

ロータリーの綱領の第1は、親睦と奉仕の関係について、『心の友を得て、もって奉仕の契機となすべきこと』と規定しています。ポール・ハリスは、1910年に、ロータリーの本体は、親睦と奉仕の調和の中に宿る、と悟りました。即ち、親睦だけではロータリーは成り立たない。さりとて奉仕だけでも成り立たない。親睦と奉仕が同じ次元になれば、ロータリーというものは生きてこないのがあります。

これを一言で表現しますと『親睦と奉仕の調和』と言うことになり、これが『心の友を得て、もって奉仕の契機と為すべきこと』の全ての意味なのであります。

以上を要するに、綱領の第1には、先ず親睦があります。但し、その親睦は、奉仕と同じ次元に立つ親睦でなければならないのであります。

次に、綱領の第2は、親睦の実質的内容についての規定であります。即ち、

ロータリーの本体は、『親睦と奉仕の調和』にあると言うが、その親睦とは一体何か、それは、お互いに心と心を磨きあう事であります。しかし、心と心を磨きあうと言うことは、あまりに抽象的であります。一体どのような心を磨くのか、この点についての明確な回答を与えておかないと、ロータリーというものは、ある種の観念の遊戯になってしまう危険性があります。

そこで、ロータリアンが、例会に心を持ち寄り、境地を得て例会を去るとは言うが、例会に持ち寄るその心とは何か、と言うことを煮詰めておかなければなりません。

そこで、ロータリアンは、職業人としての心をもっています。それを基にして企業経営に専念し、企業経営を通じて色々としみながら試行錯誤を重ねた結果、自分の職種については独自の経営哲学をもっています。その哲学は、一体何を通じて作ったかという、それぞれの職業を通じて作ってきたものなのであります。しかも、一業一会員制の原則によって、どの職種にも同業者がいないため、それぞれの哲学が皆異なる訳であります。したがって、発想の交換をするには非常に都合がよいのであります。そこで、それぞれの企業経営を通じて作り上げられたそれぞれの考え方というものが例会で交換されるのであります。即ち、大学教授は大学教授の考え方、デパートの社長はデパートの社長の考え方、医者には医者の考え方を持って来る。そこで、その様な考え方がお互いに交換されると、その総和として、理想的な企業経営観、職業のあるべき姿というものがそこで交換される事になるのであります。この色々な発想を交換する機能こそ、ロータリーが、創立以来大切に育ててきた機能なのであります。ところが、今はこの機能が殆ど失われたためにロータリーが衰退しているのであります。

## 17. ロータリーの綱領・6

ロータリアンは、皆、職業人であり、それぞれ業界が異なりますから、それぞれ異なる考え方を持っています。その色々な考え方がクラブ例会で交換されることによって理想的な職業観、職業のあるべき姿というものがクラブ例会で交換される事になるのであります。

ところで、一般的には、その職業のあるべき姿というものは、ロータリアン的にはどういう具合に見えるのか、つまり、綱領本文の『企業の根底に奉仕を置く』という考え方の基礎に何があるのか、ということになるのでありますが、綱領の第2は、これについて三つの事を1, 2, 3, と規定しているのであります。

ただ、この三つの事については、説明の順序としては、逆に3, 2, 1, の順序で説明する方がわかりやすいと思います。そこで、先ず

綱領の第2の3では、『ロータリアン各自が、業務を通じて社会に奉仕するために、その業務を品位あらしめること』と規定されています。

しかし、手続要覧のこの翻訳では解りにくいので、これは『自己の職業を以て天職と心得るべきこと』と意識すればよいのであります。

天職という言葉には、若干宗教的な響きがありますが、これは、自分の企業をもって、利潤を追求するためだけの手段と考えてはならない。職業というものは、ひいては世のため人のためにもまた営んでいるのであるとい

う自覚を持たなければならない、という具合に考えればよいのであります。

ところで、今、自己の職業をもって天職と心得ている職業人が一体どれ程いるでしょうか。かつて、バブルの時の職業人の天職を忘れた狂乱振りは、誠に目に余るものであります。多くの職業人が、自分の本職を忘れて、不動産や株やゴルフ会員権を買い漁つたことは、未だ記憶に新しいところであります。

次に、綱領の第2の2は、手続要覧を直訳しますと、『あらゆる有用な職業は尊重されるべきであるという認識を深めること』となりますが、これでは解り難いので、これは、『職業に貴賤なしとの自覚を深めるべきこと』と意識すればよいのであります。

即ち、自分の職業は自分にとって天職であります。そうすると、他の会員の職業は、その会員にとって天職であります。天職と天職との間には、価値の相違はありません。したがって、零細企業であっても、私的利潤を追求すると同時に世のため人のためになる契機を孕んでいます。その様な自覚を持てば、大企業であれ、小企業であれ、また社会的地位が高いと考えられている職業であれ、地位が低いと考えられている職業であれ、天職と天職との間に差別があろう筈がありません。したがって、これは『職業に貴賤なしとの自覚を深めるべきこと』という具合になるのであります。



## 18. ロータリーの綱領・7

綱領の2の2は、ロータリアンは『職業に貴賤なしとの自覚を深めるべきこと』と規定していますが、これはロータリーにおける均一的平等の原則と一脈相通ずる概念でありまして、世間一般では社会的地位が高いと考えられている人でも、ロータリーの例会に参加する時には、社会的地位の低い人と対等の立場に立つのであります。

『職業に貴賤なし』全てのロータリアンが対等の地位に立ってお互いに学びあうのであります。その事によって初めてロータリーというものが生きてくるのであります。

これは、『茶席の論理』と相通ずるものであります。即ち、茶席には、大名も武士も町人もあらゆる階層の人達が入ってきますが、大名も武士も茶席に入るときには、腰の刀をはずして丸腰で入ります。そして、全ての人達と平等対等の立場で、静かに茶を喫して去る。これを『喫茶去』と言います。これが茶席の論理なのであります。

これと同じように、ロータリーにも、大会社の社長も零細企業の社長もあらゆる社会的地位の人達が来ますが、一旦、ロータリーに入れば、完全対等平等の立場で付き合い、心を通わせる、これがロータリーの論理なのであります。

ロータリアンは、ロータリーの例会に参加するときには、世俗の憂きことを忘れて、人の上に人を作らず、人の下に人を作らず、そ

の様な純粹心の世界の中から純度の高い心と心とを通わせることが出来るのであります。実はこれが、クラブ奉仕の中核にある考え方なのであります。

桐生のあるロータリアンが、『ロータリーの例会は、ロータリアン達がお互いに神様になり合う時間である』と言っています。多少当てずっぽうな面もありますが、正鵠を射た表現であると思います。世俗の憂きことを忘れて、神様と神様との間には格差はありませんから、大企業の社長も零細企業の社長も、ロータリーの世界では平等対等なのであります。これを『均一的平等』というのであります。

これは、元来、優れてクラブ的な発想でありまして、クラブの会費は、クラブの必要経費を会員数の頭割りで割って、各会員が均分に負担するというものであり、クラブの財産権を共有するが故に、発言権も平等となるのであります。したがって、30年在籍のバスターガバナーも、昨日入会したばかりの新会員も平等なのであります。

最後に、綱領の第2の1は、『事業及び専門職務の道徳的水準を高めること』と規定しています。これはロータリーの親睦論と関連概念になっていて、お互いに衆知を結集することによって、天職である企業の倫理的基準を高めて行こうと言うことであります。

以上が綱領の第2であります。

## 19. ロータリーの綱領・8

綱領の第3は、『ロータリアン全てが、その個人生活、事業生活及び社会生活に常に奉仕の理想を適用すること』と規定しています。これは、奉仕の実践、即ち、奉仕の心を私達の生活万般に適用するときの規定であります。

「ロータリアン全て」と表現されているように、クラブで団体的に実践するのではなく、1人1人のロータリアンが実践しなければならないのであります。ライオンズクラブの標語Not I serve, but We serveではなくて、1人1人のロータリアンが家庭生活、職業生活、社会生活に奉仕の心を適用しなければならないのであります。

なお、手続要覧では、personal lifeを個人生活と訳していますが、personal lifeというのは、血の通った関係を指す言葉でありますから、個人生活ではなくて、家庭生活と訳すのが正しいのであります。

これは、ロータリーの実践一般に関する規定であります。綱領第1と第2で作られた奉仕の心を以て、私達の生活全般に亘って実践すべきことを規定しているのであります。

そして、綱領の第4は、私達の生活の内、特に国際的な社会生活について規定しています。即ち、『奉仕の理想に結ばれた事業と専門職務に携わる人の世界的親交によって国際間の理解と親善と平和を堆進すること』として、ロータリー活動の内、特に国際奉仕の実践について規定しているのであります。

元来、一般的奉仕クラブの綱領としては、第1に奉仕の心を作る規定、第2に奉仕の心の内容の規定、第3に奉仕の実践の規定によって完結するのでありますが、ロータリーは、奉仕の心を提唱するばかりに、心というものが、地域社会の延長線上に国際社会をも包摂することが出来ます。その結果、ロータリーは、第一次世界大戦を契機に国際奉仕の分野を開発したのであります。この点、奉仕の実践の規定が第3、第4と重視しているところが、一般的奉仕クラブの綱領とは異なるのであります。

そして、ロータリーの奉仕哲学を突き詰めていくことによって、ロータリーは、国際奉仕というものが、人類平等の思想を広め、それをもって戦争の再発を防止し、人類の平和と繁栄に寄与するという大変重要な要素もっていることを自覚するに至ったのであります。

そして、これは、ロータリーの奉仕の世界の終着点でありますから、何とかしてこれを綱領に書いておく必要があると考えまして、ロータリーは、1921年のエディンバラの国際大会において、国際奉仕の概念を完成してこれを宣言しました。そして、その宣言の文言が、そのままの形で綱領の第4として付け加えられるに至ったのであります。

以上が、ロータリーの綱領の簡単な概要であります。

## 20. 四つのテスト

ロータリーは、古来、様々な理念を提唱してきました。その中には、非常にレベルの高い理念の提唱もあれば、私達の日常行動に直結している理念の提唱もあります。前者に属するものとしては、例えば、1915年のサンフランシスコの国際大会の決議による『全分野の職業人を対象とするロータリー倫理訓』（別名ロータリー道徳律）があり、後者に属するものとしては、『四つのテスト』があります。

『四つのテスト』は、ご承知の通り、『真実かどうか』『みんなに公平か』『好意と友情を深めるか』『みんなのためになるかどうか』言行はこれに照らしてから：と言うものであります。このように、『四つのテスト』は私達の日常生活に密着した理念の提唱でありますから、或る人は、ロータリアンは、四つのテストを日常生活の全ての場面に適用すべきであると言います。しかし、そう簡単に言い切ることが出来るでしょうか。

例えば、医師が癌患者に癌を告知すべきかどうかの問題があります。最近では、早期に処置すれば治る癌については告知することがあるようではありますが、治癒しない癌については告知しない方がよいと考えられています。その場合に、医師が癌患者に対して、「貴方は癌ではない」と言えば、真実でないことを言ったことになり、良心的な医師は、「自分はロータリアンであるにも拘わらず嘘をついた」と悩むわけであります。

しかし、この場合、癌であること、即ち真実を告げれば、四つのテストの『好意と友情を深めるか』『みんなのためになるかどうか』

に反することになります。したがって、この場合は、四つのテストの第1と第2以下とが二律背反の関係に立つことになります。したがって、四つのテストを日常生活の全ての場面に適用することは出来ません。癌患者は死に赴く人であり、医師はその患者を治療する人であります。このように立場が全く違う場面に四つのテストを適用することは出来ないのであります。

では、どのような場合に適用出来るのか。それは、会社などのように、共通の目的に向かって皆が協同して努力するような場合であります。

例えば、1954-55年度国際ロータリー会長ハーバート・テイラーが、1932年に倒産したアルミ食器会社の再建を引き受けたとき、この四つのテストを考案して、社員に周知徹底させたのであります。そして、皆で力を合わせて四つのテストを実践した結果、10年後には一流の企業に育て上げることが出来たのであります。このように、四つのテストは、皆が同じ目的に向かって協同する場面に適用すべきものなのであります。

ところで、四つのテストによる成功の実績を見たシカゴ商工会議所の会員達は、テイラーの承諾を得て、商工会議所傘下の経営者達にそのノウハウを公開し、それがやがて1964年、ハーバート・テイラーが国際ロータリーの会長に就任する時に、その版權を国際ロータリーに譲渡することになったのであります。

## 『ロータリーの原点』

2002.11.22 (金) 神戸ポートピアホテル  
バスターガバナー 深川 純一 (伊丹RC)

安平ガバナーからロータリーの原点というテーマを頂いております。

実は、ロータリーの原点という言葉は、色々の視点から分析することが出来ると思うのであります。即ち、ロータリーは一つの思想であります。したがって、ロータリーの思想の視点からみてロータリーの原点とは何か。またロータリーは社会制度として一つの組織であります。したがって、ロータリーの組織の視点からみてロータリーの原点とは何か。更に、ロータリーは実践しなければなりません。したがって、ロータリーの実践の視点からみて原点とは何か。というようにこの言葉は、色々な視点から分析することが出来ると思うのであります。

### 一 ロータリーとは何か 一

そこで、今日はまず、up to dateな話題になっているロータリーの組織の視点からみてロータリーとは何かというところから話に入っていきたいと思っております。

既にご承知のとおり、昨年4月の規定審議会において、ロータリーの基本原則である一業一会員制が廃止になり、一職種に五人まで入会出来るという一業多会員制に移行しました。一業一会員制というのは、ロータリーの始祖ポール・ハリスが1905年2月23日に打ち立てたロータリーの組織の根本制度であり、これがロータリーという組織の原点であります。したがって、今回の改正は、この原点を廃止したことを意味するのであります。

また、標準ロータリークラブ定款についていえ

ば、この定款に違背するクラブの成立を認めよう、200クラブに限って5年間、パイロットプログラムとして認めようということになりました。標準クラブ定款というものは、1922年ロサンゼルス国際大会において、どこにあってもロータリークラブといえる基本的な事項だけは全世界共通に決めておこうという趣旨で採択されたものでありますから、その基本前提を今回の改正によって廃止してしまったこととなります。

したがって、これら二つの改正、即ち、一業一会員制の廃止と標準クラブ定款の基本前提の廃止は、1905年および1922年に確立されたロータリーの組織上の基本原則を否定するものであり、まさに破天荒な改正であったといえるのです。

このことの受け止め方は、人によって様々であろうかと思っております。このことに嫌気がさして、ロータリーに幻滅の悲哀を感じてロータリーを退会した人達もいます。この人達は、ロータリーをこよなく愛するが故に退会して行ったのかと思っております。

しかし、私は、ロータリーを辞めることはなかったのではないかと思います。ロータリーに幻滅を感じてロータリーを辞めるということは、例えば、主人が倒産したから結婚生活に幻滅を感じて離婚するのと同じようなものであります。

しかし、よく考えてみると、いい時ばかりが夫婦ではありません。一度はお互いにぞっこん惚れ込んで夫婦になったのであれば、主人が立派になったら一緒に立派になっておやりと言いたいし、そして、主人が駄目になったら一緒に駄目になっておやりと言いたいのであります。そして、い

つかは夫婦力を合わせて持ち直す努力をする、それが夫婦というものではなかろうかと思うのであります。

ロータリーの世界もこれと同じだと思います。ロータリアンも、一度はぞっこん惚れ込んだロータリーであります。ロータリーが原理を守って隆々と栄えて行けば、皆でロータリーを謳歌すればよいでしょう。しかし、ロータリーが原理を失って駄目になったら、ロータリーと一緒に駄目になっておやりと言いたいのであります。ロータリーの死に水をとってやらねばならない、そして、いつかまた本当のロータリーが実現される日を期して待つべきであろうかと思うのであります。これが、一度はロータリーにぞっこん惚れ込んだ者の努めであろうかと思うのであります。一業一会員制が廃止された、制度が変わったから幻滅したといって、ロータリーを退会するというのは、些か身勝手な考え方ではなかろうかと思うのであります。

確かに、一業一会員制が廃止されたことによって、現象的にはロータリーは変わったといえます。しかし、これは現象の世界の問題であります。現象の世界は変わっても、私達は、ロータリーに本質的なものを見失ってはならないと思うのであります。

規定審議会における一業一会員制の廃止は、一つの現象の世界の出来事であります。ところが、一業一会員制の原則そのものは、現象の世界の出来事であると同時にロータリーの本質の世界に根差す問題でもあるのです。なぜ本質の問題なのか。

元来、一業一会員制というものは、1905年2月23日にポール・ハリス自身が確立した原則であります。その意味は、親睦を守るために、同業者を排除しようというものであります。資本主義

経済社会は自由競争を前提としています。自由競争社会では、同業者は食うか食われるかの関係に立ちます。したがって、同業者同士はどうしても心を開いて仲良くなることができない。そこで、クラブを作るに当たっては、同業者を排除して一つの職種から一人だけ会員を選ぶという一業一会員制を採用したのであります。即ち、一業一会員制というのは、親睦を守るためのものであります。

ところが、その後、1908年フレデリック・シェルドンがロータリーの世界に奉仕の概念を提唱するに及んで、一業一会員制を奉仕のためのものとして理論構成したのであります。

それは、地域社会に存在する全ての職種の横断面をとらえて、全職種にわたって一つの職種から一人だけ良質な会員を選ぶというものであります。このようにして、選ばれたロータリアンが、自分の所属する業界に奉仕理念をアピールすることによって職業社会全体に、全職種にわたって奉仕の理念を行き渡らせようとするものでありまして、ここにおいて一業一会員制は、単に親睦のためのみならず、奉仕のためのものともなったのであります。

これはまさに、ロータリーという社会制度の本質にかかわる問題であって、一業一会員制は、ロータリーの一つの制度として、現象の世界に属する問題であると同時に、ロータリーの本質に根差す原則となっているのであります。

1959-60年度のRI会長のハロルド・トーマスが『ロータリーモザイク』という本を書いています。この書物は、ハロルド・トーマスが、1905年から1970年にかけて、その時代に生きた人達から直に話を聞いて書き綴った素晴らしいドキュメントであります。その本の中で彼は、一業一会員

制の原則は、ロータリーの核にある原則であるという意味のことを言っています。即ち、その本の1970年代の章の冒頭において彼は、

『我々多くの者は憂慮に堪えないのであるが、ロータリーがその上に樹立されて今日の力と安定にまで築き上げられた、その基本的特質の二つが次第に希薄に、更により希薄にされる傾向がある。この二つとは会員制度における職業分類の原則（即ち一業一会員制の原則）と、もう一つは例会への規則的出席の原則である。

基本的特質といえ、ロータリー哲学の最もわかり難い一面を思い起こさせるが、この哲学こそロータリーそのものを理解するための第一歩であり、いやしくも原則について討議する場合には、我々はロータリーの性格そのものを決定する価値の問題を取り扱っているのだということを忘れてはならない』と言っているのであります。

即ち、ハロルド・トーマスによれば、この原則は、ただ単なる原則ではなくて、ロータリーの本質に根差す、ロータリーの核にある原則なのであります。したがって、一業一会員制という制度は、現象の世界では消え去ったとしても、その制度に本質的なものは、永久に消え去ることはなく、いつかまた蘇ってくるものだと思うのであります。ただし、それが何時のことかは判らないのであります。

例えて言えば、ロータリー運動というものは、時計の振り子のように或る時、或る時代によって右に左に振れるものであり、いつかは真ん中に戻ってくると考えられるのであります。ということは、昨年の規定審議会の改正での一業一会員制の廃止は、ロータリーがターニングポイントを回り切ったこと、即ち時計の振り子が振り切ったことを意味します。では、この振り切った振り子は、今

度、いつ元に戻ってくるのか、何年のスパンで戻ってくるのかが問題であります。

一業一会員制についていえば、ロータリーは1905年の創立以来100年のスパンで変わったといえます。では元に戻るのには100年かかるのか。それは判りません。

標準クラブ定款についていえば、1922年のこの定款採択以来、約80年のスパンで変わったといえます。では、元に戻るのには80年かかるのか、というと、それは判りません。

しかし、いずれにしても私達は、現象がいかにも変わろうとも、徒に付和雷同することなく、冷静にその本質を見つめ続けなければならないと思うのであります。

時計の振り子が元に戻るように一業一会員制もそれがロータリーに本質的なものであれば、必ずいつかは元に戻ることを期待して待つべきであると思います。

現に、わが国には、いったん消滅した組織が復活した歴史があります。それは、戦前、戦中にかけて日本のロータリーが軍閥の弾圧によって壊滅し、そして、戦後再び復活した歴史であります。日本のロータリーは、昭和15年(1940)年軍閥の弾圧によって壊滅しました。その当時、ロータリークラブの数は48クラブ、ロータリアンの数は2,142名でありました。今日のロータリーからみれば、誠に細やかな組織ではありましたが、当時のロータリアンは、思想としてロータリーに惚れ込んだ骨のある人達でありました。したがって組織としてのロータリーは、現象的には壊滅しましたが、思想としてのロータリーは生き残っていたのであります。ロータリー思想にぞっこん惚れ込んだ人達は、ロータリー運動をやめなかったのであります。思想の底流としてロータリーが生きていた

のであります。その思想が良質であったが故に、9年後の昭和24年、日本に組織としてロータリーが現象として見事に復活したのであります。

昨年廃止された一業一会員制が、戦前壊滅したロータリーのように9年のスパンで元に戻ることはないと思います。元に戻るには80年はかかるかも知れません。あるいは、100年かかるかも知れません。その間にも現象の世界は刻々と変化します。しかし、私達は、本質を見失ってはならないと思うのであります。現象としての一業一会員制は確かに消滅しましたが、一業一会員制に本質的なものは失われてはいないのであります。したがって、私達は、本質としての一業一会員制を見失ってはなりません。冷静に一業一会員制の本質を見つめ続けなければならないと思うのであります。そして、出来ることならば、一業一会員制の実現に努めなければならないと思います。

では、現実の問題として、現象としての一業一会員制が廃止されたことに如何に対処すべきでありますでしょうか。規定審議会で一業多会員制が採用されたことに如何に対処すべきかという問題であります。

まず、一業多会員制になっても、現実には、地域社会で一つの職種に、良質な人が一人しかいなければ、一業一会員制をとらざるを得ないこととなります。更に、良質な人が二人いたとしても、二人とも会員に選ばなければならないものでもありません。どの会員を選ぶかは、クラブに選択の自由があり、それはまさにクラブ自治権の問題であります。したがって、50の職種から一人ずつ会員を選んで50人のクラブを作るか、あるいは、25の職種から二人ずつ会員を選んで50人のクラブを作るかは、クラブが自治権に基づいて

決めれば良い問題であります。これは、RIが関与すべき問題ではないのであります。したがって、例えば、同業者が5人いても、その中から一人だけ会員を選ぶこともできる訳であります。同業者を入会させてクラブ親睦を潰すか、一業一会員制を維持して親睦を守るのか、これはクラブ自身が決める問題でありまして、RIが嘴を入れる筋合いのものではないのであります。自分達のクラブは自分達で守る、これがクラブ自治権であります。

最近、情報化社会と言われるように、沢山の様々な情報がクラブに入って来ます。しかし、私達は、瑣末な情報に目を奪われてクラブ自治権の根本を見失ってはならないと思うのであります。

要するに、私達は、一業多会員制のもとにおいて、一業一会員制の実現に努力すべきであり、一業一会員制というロータリーの本質を見失ってはならないと思うのであります。この様に、私は、組織としてのロータリーの原点は、一業一会員制にあると考えるのであります。

## 一 百門の大砲 一

次に、ロータリーは実践しなければなりません。実践の視点からするロータリーの原点は個人奉仕であります。これに対して、ライオンズは、団体奉仕であります。個人奉仕と団体奉仕を比較した時、私達は、ともすれば団体奉仕の方が、大きなことが出来ると考えがちであります。個人では何ともならないからクラブでやろう、クラブでも何ともならないから地区でやろう、地区でも何ともならないRIでやろうと考えがちであります。しかし、これは間違った考え方であり、個人のほうが余程大きなことが出来るのであります。

ロータリーの個人奉仕では、一人ひとりが個性

をもった主であります。したがって、この個性を持った一人ひとりが集まって団体を構成しても、一人ひとりの個性は失われることはありません。

ところが、ライオンズの団体奉仕は、一人ひとりの個性が無くなってしまつて団体行動を構成します。即ち、団体の中に一人ひとりの個性が埋没してしまうのであります。したがって、たいした事は出来ないのであります。

具体的な例を出しましょう。1978年のRI会長クレム・レヌーフは、3Hプログラムを提唱しました。その趣旨は、個人奉仕を鉄砲に例えて、百人が百丁の鉄砲をポンポン撃っても埒があかないから、この百丁の鉄砲をRIが一門の大砲に煮詰めてズドンと撃ったほうが効果は大きいだろう。したがって、全世界のロータリアンよ、RIに寄付してほしい、という発想でありました。

鉄砲を個人奉仕に例えること自体、あまり適切な例えではありませんが、仮にそれが適切だとしても、百丁の鉄砲を一門の大砲に煮詰める発想、即ち、百人の個人奉仕を一つの団体奉仕に煮詰める発想、これは、個人奉仕を標榜するロータリーとしては、未だかつてもったことのない発想でありました。

なぜかというと、ロータリーは、百丁の鉄砲を一門の大砲に煮詰めるのではなくて、百丁の鉄砲をそれぞれ百門の大砲に育てていく発想であります。百人一人ひとりの個人奉仕をそれぞれ個性を失わずに百門の大砲に育てていく発想であります。したがって、百人百様の大砲が出来上がることになります。この一人ひとりの鉄砲をそれぞれ大砲に育て上げていくところが実はロータリークラブなのであります。日本ロータリーの始祖米山梅吉さんは『ロータリーの例会は人生の道場である』と言いました。その人生の道場において、

どのようにしてロータリアンを育てるのか。その育てる方法は、まず、一業一会員制の原則と規則的例会出席の原則を採用してこれを制度的に保障することでありました。

次に個人奉仕のほうが団体奉仕より遙かに大きい仕事が出来ると出しておきます。元RI理事今井鎮雄先生は、姫路の山の辺に重度身体障害者の施設を作る依頼を受けられました。そこで、企業や各種団体から6,000万円の寄付を集められ、それを基にして、国から2億5千万円の助成金を引き出し、更にそれを基にして福祉振興財団から2億5千万円の融資を受けられました。合計5億6千万円の金をもって社会福祉法人を設立され、その運営施設として『はりま自立の家』を建設され、地域のニーズに応えられたのであります。

この社会福祉法人には、ロータリアンもライオンズのメンバーも、地域の人達や障害者の親御さん達も理事として参加しています。

これを神戸西ロータリークラブが団体奉仕として出来るかという、絶対にできません。

まず第一に、寄付金が集まりません。クラブが寄付を募るといっても6千万円は絶対に集まらない。例えば、ライオンズに寄付を求めても「ロータリーさん、貴方のほうがお金持ちでしょ」と言ってくれません。また、企業に寄付を求めても、クラブには法人格がありません。クラブ会長は毎年変わるし、最終責任は誰がとるのか、責任の主体がありません。そのような団体に対しては、企業は絶対に寄付しません。今井先生個人だからこそ、企業は、平素今井先生が地域のために色々世話をしておられることを知っていますから、今井先生の信用に基づいて5百万円、1千万円と寄付をしてくれるのであります。したがっ



て、クラブに対しては、寄付は集まりません。

次に、仮に幾許かの寄付金が集まったとしても、クラブは今井先生のように、国に対して助成金の申請が出来ません。なぜかという、標準クラブ定款第12条の政治禁の規定に抵触するからであります。即ち、クラブは、政治的な問題に対して意見を統一してはならないことになっているのであります。したがって、2億5千万円の助成金を受けることは出来ません。ということは、それに基にして2億5千万円の融資を受けることも出来ないのであります。

結局、クラブの団体奉仕として出来ることは、精々ニコニコ箱の任意の寄付金3百万円から5百万円位が限度であり、大したことは出来ないのであります。

このようにして、個人奉仕の方が遙かに大きな仕事出来るのであります。しかも、今井先生の場合は、これだけではないのであります。『はりま自立の家』が出来て約3年後に今度は阪神間に同じようなニーズが出て、今度は同じようにして7億2千万円を集めて『はんしん自立の家』を建てられました。更に、数年後今度は、7億6千万円を集めて、兵庫県の宍粟郡に『しろう自立の家』を建てられ、更に、その後、宝塚に『子供発達支援センター』を設営されているのであります。

要するに、一人で20億円以上の金を集めて、地域社会のニーズに応じておられるのであります。このことをみても、個人奉仕の方が遙かに大きなことが出来ることが判るのであります。

ロータリーの個人奉仕というのは、今井先生のような個人を育てていくことを目的としているのであり、まさに、一丁の鉄砲を一門の大砲に育てていく奉仕、百丁の鉄砲を百門の大砲に育ててい

く奉仕であります。したがって、1974-75年度のRI会長ウイリアム・ロビンスが言ったように、ロータリークラブの値打ちは、そのクラブが地域社会に対してどのようなプロジェクトを実施したかということによって決まるのではなくて、そのクラブがどのような人間を育てたかによって決まるのであります。

以上を要するに、実践としてのロータリーの原点は個人奉仕にあると言うことが出来ると思うのであります。

## 一 ロータリーは寛容の中に宿る 一

最後に、思想としてのロータリーの原点は何時か、ということについて申し述べます。

シカゴロータリークラブは、当初、親睦だけのクラブでありましたが、ポール・ハリスは、1907年頃から親睦団体であるクラブに奉仕の概念を入れようとした。この時のポール・ハリスの考え方は「初めに親睦ありき」その上に高次の概念として奉仕が出てきたのであるから、奉仕が親睦と相入れない場合には、親睦を抑えて奉仕が生きるべきだという立場をとりました。その結果、当然のことながら親睦が崩壊してしまいました。ここで、ポール・ハリスはロータリーにおける親睦と奉仕とを上下の関係においてとらえたことの誤りに気付きました。即ち、

『親睦と奉仕とは同じレベルの概念としてとらえるべきであった。この両者は、ロータリークラブという社会制度において表裏一体の関係にある。いずれを優位させてもいけない。ロータリーは親睦と奉仕の調和の中に宿る』と。

ポール・ハリスは、その気持ちを全米のロータリアンに訴えるべく論文を書きました。これが有名な“Rational Rotarianism”即ち、合理的な立場から考えると、ロータリーの思考というもの

は、どのような特徴をもった思考かということを解説したものであります。

彼は、1910年、全米ロータリークラブ連合会の初代会長に選任せられた時から稿を起し、脱稿したのが11月でありました。

ただ、当時は、未だ機関誌というものがないので、これを発表する場がありませんでした。そこで、連合会幹事のチェスレー・ペリーが編集委員長になって出来上がった機関誌が“The National Rotarian”であります。これが、ポール・ハリスの論文を巻頭論文としたロータリーの公的機関誌創刊の物語であります。時に1911年1月26日のことでありました。

この論文でポール・ハリスは『自分はロータリーの創立者として、神様の思召しにより、一段と高い所に登ることを許され、ロータリーとは何かを問われれば、自分は躊躇することなく寛容 (toleration) と答えるであろう』と書いています。したがって、ロータリーは、親睦と奉仕の調和の中に宿ると彼は説いたわけであります。

『ロータリーとは寛容である。親睦も大事だが、奉仕も大事。奉仕も大事だが親睦も大事。自分の考え方を人に押し付けてはならない。寛容な心を

持たなければならない。ロータリーは、このような思考の世界の中にある』これがポール・ハリスのロータリー論でありました。

このようにして、ロータリーが、その思考の体系として、その外延 (外堀) を確立したのは1910年、ポール・ハリスが『ロータリーは寛容の中に宿る』と自覚した時であります。したがって、それまでは、無反省的な、無意識的な原理の開発に過ぎなかったのであります。彼が寛容論を自覚したときに、ロータリーの意識的な体系的思考の外延が完成するに至ったといえるのであります。したがって、ロータリーの思想史としての視点から見ると、ロータリーの思想の原点が据えられたのは、1905年ではなくて1910年のことでありました。これが思想としてのロータリーの原点であります。それまでは意識下の無反省的な試行錯誤の期間であったと考えればよいと思うのであります。

以上、ロータリーの原点というテーマについて、三つの視点、即ち、組織の視点、実践の視点および思想の視点から思いつくまに述べました。御叱正を賜らば幸甚に存じます。御静聴ありがとうございました。

## あ　と　が　き

昨年度、深川純一会員の解説による「純ちゃんのコーナー」（ロータリー3分間情報）を小冊子としてまとめ、近隣クラブ等に配布したところ、実に好評でロータリー文庫からも優良文献の評価を得ました。

こうした評価と期待に応え、また深川純一会員のご苦勞とご好意に報いるため、今年度も「純ちゃんのコーナー」Part IIとして発刊する事にしました。

今回は日本ロータリーの成り立ちと歴史に始まり、ロータリーの綱領を丁寧に解説して頂きました。21世紀に入り、ロータリーの根幹は大きく変容しつつありますが、この様な時こそ、原理・原則、過去の歴史を学び、現状を省みる事が必要でしょう。折にふれ、頁をめくって頂ければ幸いです。

「純ちゃんのコーナー」が伊丹クラブの名物コーナーとして定着し、発展したのも、皆様方のご理解とご協力のたまものと考えています。

最後になりましたが、深川純一会員のご好意に厚く御礼申し上げます。

そして、最新のロータリー情報を補完して頂いた前年度：大野正迪会長、田中孝四郎幹事、発刊にご尽力頂いた事務局の方々に深く感謝致します。

2003年7月

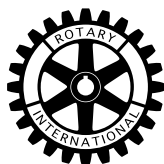
伊丹ロータリークラブ　ロータリー情報委員会



# 純ちゃんのコーナー

(ロータリー3分間情報)

## Part III



## 目 次

1. 幸せを祈る .....	2
2. 国際ロータリーのテーマ .....	3
3. マッチの火 .....	4
4. 募金箱 .....	5
5. リンゴの並木道 .....	6
6. ロータリークラブとR I との関係 .....	7
7. ウィリアム・ロビンズ国際ロータリー会長 .....	8
8. ロータリーとは? .....	9
9. ロータリークラブとは? .....	10
10. 国際ロータリーとは? .....	11
11. ロータリーの奉仕とは? .....	12
12. ロータリークラブと国際ロータリーとの関係 .....	13
13. ロータリーの団体奉仕の準則 .....	14
14. ある日の例会 .....	15
15. 鏡の前の外科医 .....	16
16. イニシエーション・スピーチ .....	17
17. ロータリーのモットー・その1 .....	18
18. ロータリーのモットー・その2 .....	19
19. ロータリーのモットー・その3 .....	20
20. ロータリーのモットー・その4 .....	21
21. ロータリーのモットー・その5 .....	22
附. 『クラブ奉仕』～クラブ自治権の確立～ .....	23

## 序 に 代 え て

当クラブのロータリー情報委員長竹中秀夫会員の発案によりまして、最初に、ロータリー3分間情報を「純ちゃんのコーナー」と名付けて発足したのは、今から3年前の7月のことでした。そして、早くも今年で3年の歳月を閲することになりました。その間、浅学非才をも顧みず、クラブの皆様の温かい御理解と友情にとり何とか雑駁な知識をもって説き続けて参りましたが、顧みて、誠に忸怩たる思いでございます。

一昨年度は、当初、体系的に「ロータリー日本史」を話そうと思って説き始めたのでありますが、元来、歴史的な事実を僅か3分間ずつの話を持って体系的に叙述して行くことは本来不可能であることに気づきました。

そこで、結局は元の本阿弥、初年度と同じく全くの行き当たりばったり、思いつくままに話す格好になってしまったのでございます。そして、昨年度もその方法を踏襲致しました。

ただ、昨年度は、年間21回しか話すことが出来ませんでしたので、全体としての内容が大変乏しくなりました。

そこで、今年3月6日にポートピアホテルで開催された当地区の「地区チーム研修セミナー」で私が話した『クラブ奉仕』～クラブ自治権の確立～という一文を巻末に付け加えていただきました。誠に拙いものでございますが、併せて御高覧賜りますれば幸甚に存じます。

終りに、私の拙い話を一年間辛抱して聞いてくださったクラブの皆様の寛容と友情に心から感謝致しますと共に、この小文集の発刊に御尽力頂いた竹中情報委員長はじめ事務局の方々に心からなる感謝を捧げ、ペンを擱きます。

2004年7月

深 川 純 一

## 1. 幸せを祈る

約10年ほど前にRYLAセミナーで、当時、岡山ノートルダム聖心女子大学の学長をしておられた渡辺和子先生に聞いた話を紹介しておきます。

先生は、29歳にしてカソリックの信仰の道に入られ、修道女としてアメリカのポストンに渡られたのでありますが、夏の暑い或る日、食堂で約150人位の夕食のために、お皿とナイフとフォークをテーブルにセットする仕事をしておられたのであります。

その時、先輩のシスターが先生に、『シスター、貴方は、今、何を考えていますか』と尋ねました。先生が、『何も考えていません』とお答えになりますと、その先輩のシスターは厳しい顔になって、『貴方は、時間を無駄にしています』と言われました。

先生は、その意味を理解しかねて怪訝な顔をすると、その先輩は、『お皿とナイフとフォークを並べるのであれば、やがてその席にお座りになる人のために、何故、心の中で「お幸せに」と祈りながら並べないのですか。何も考えないで、ただ漫然とお皿とナイフとフォークを並べるのは、時間を無駄にしています』と諭されたそうであります。

渡辺先生は、『私は、今まで如何に効率的に仕事をするか、と言うことを教えられてきましたが、時間に愛を込める、仕事に愛を込めると言うことは、初めて教わりました。お皿は、同じ早さで、同じ姿に並びます。しかし、目に見えない大切なものが込められるか、込められないかによって、世の中は大き

く変わるということ、それは、一つには、私がお幸せにと祈って置いたお皿で召し上がった方は、必ずお幸せになるという信仰であります。

ただ、それよりも私にとって大切なことは、私が救われたということ、つまり、私にとって、つまらない仕事はなくなったということ、お皿並べというつまらない仕事、雑用だと思っていた仕事は実はそうではない。雑用は、私が仕事を雑にした時に雑用になるということをお教えされました。だから、救われたのは私です。

つまらないと思ってお皿を置く、お幸せにと祈ってお皿を置く。外から見た限りは全く同じに見えます。かかった時間も変わらない。しかし、仕事の量は同じでも、仕事の質が変わっている、ということは、その人自身が変わったということでもあります』と述懐しておられました。

お皿を並べるという行為に愛を込めるように仕事に愛を込める。私達職業人の全ての行動に愛を込めると言うことは、言い換えれば、職業を倫理的に営むべし、倫理的な商売を営むべし、ということでもあります。職業奉仕は、心の問題を重視する優れて精神的な奉仕であります。したがって、渡辺先生の言葉は、職業奉仕の基本的な考え方を示しているのであります。仕事に愛を込める、時間に愛を込める、そのことなくして職業奉仕の実践はあり得ないと言っても過言ではないのであります。



## 2. 国際ロータリーのテーマ

現在、国際ロータリーのテーマと呼ばれているものは、国際ロータリーの理事会が作ったものでもなく、また、国際ロータリーの事務局が作ったものでもありません。それは、国際ロータリーの会長の個人的発想によって作られたものであり、個人的な所信の表明に過ぎません。したがって、古くは、国際ロータリー会長のターゲットと呼ばれていました。それが何時の頃からか、国際ロータリーのテーマと呼ばれるようになったのであります。

元来、ロータリーには、綱領がありますから、このようなターゲットとかテーマなどは要らないのであります。1949-50年度の国際ロータリー会長パーシー・ホジソンが会長就任に際して、初めてターゲットを出してから、これが慣例化し、後にこれが国際ロータリーのテーマと呼ばれるようになったのであります。但し、中には、ターゲットを出さなかった会長も数名はいました。

しかし、何れに致しましても、ターゲットやテーマは、国際ロータリー会長の個人的所信の表明でありますから、年度によってその態様は様々、正に玉石混淆であります。ロータリーの心を説いたものもあれば、大上段に振りかぶって世界社会奉仕や国際奉仕を説いたものもあり、人によって好き嫌いがあるかと思えます。

私の好きなターゲットは、1960-61年度の国際ロータリー会長エド・マクローリン (J.Edd McLaughlin) の ” You are ROTARY”

であります。即ち、

” You are ROTARY” 貴方がロータリーですよ。ロータリーというのは、国際ロータリーのことでも、ロータリークラブのことでもない。あなた方一人ひとりのロータリアンの心の中に宿るもの、それがロータリーなのですよ、と呼びかけているのであります。これは優れてアメリカ的な発想であります。アメリカ法的なものの考え方によれば、国家とは、国民一人ひとりの心の中に宿るものだと考えるのであります。即ち、

英米法の考え方では、国家とは国民の総体であると考えます。しかし、国民が一億人集まっても、それだけでは烏合の衆に過ぎません。この人間集団を国家という統一体にするためには、主権や統治権その他のプラスアルファがなければなりません。

では、このプラスアルファは、何処にあるのかというと、一億の国民の一人ひとりの心の中に宿る、即ち、国民に分属する、と考えます。このように英米法は、国家とは一人ひとりの国民のことだという立場をとるのであります。したがって、一人ひとりの国民が理性の命ずるところに従って自分の徳性を磨く、その徳性の総和は、必ず国の政治に反映し、国家の徳性も上がって行く。ロータリーもこれと同じであって、一人ひとりのロータリアンが自分の心を磨くことによって、職業社会、地域社会、国際社会の徳性が磨かれ、社会全体が明るくなるとマクローリン会長は説くのであります。

### 3. マッチの火

今から25年前、当地区の第一回RYLAセミナーが小豆島の余島で開催された時の話であります。三日目の夜、フォーラムのあと、『Around the Corner』という映画が上映されました。世界中の国々をテーマとした素晴らしいものでありましたが、映画が終わったその直後、時のガバナー執行孝胤先生が「皆さん、火を消して真っ暗にしましょう」と言って真っ暗なホールの中央に立たれました。そして、自ら一本のマッチを擦って灯されました。執行ガバナーの顔だけが明るく照らし出されました。

「今、このマッチの火は、私の顔しか照らしていません。皆さん、皆でマッチを擦って灯してください。もっと明るくなるでしょう」

皆が一斉にマッチを擦りました。皆の顔が明るく照らし出され、ホール全体が明るくなりました。そこで、執行先生は、皆に向かって言われました。

「一本のマッチの火は、それぞれ小さいけれども、それが沢山集まれば皆が明るくなります。これが私達の仕事なのです。私達が灯すのは、大きな松明でも何でもありませんが、そのことによって私達は、この世の中を明るくして行こうとしているのです」と説かれました。これは、ロータリーというものの核心をついた言葉であります。

私は、執行ガバナーに、よく咄嗟にあのような機転がききましたね、と言いますと、執行ガバナーは、「映画のあとの暗がりには、昔、

映画で見たダニー・ケイの演出を思い出して、咄嗟にそれにならったまでだよ」と言っておられました。それにしても、映画のあとの感動が未だ醒めやらぬうちに、咄嗟の機転でこのような行動に出て、ロータリーの心を説かれた執行ガバナーを素晴らしいと思いました。私は、ロータリーが身に付くというのはこういうことなのかと強い感銘を受けたものであります。

この執行ガバナーのマッチの火で思い出したRI会長のターゲットがあります。インドのカルカッタロータリークラブから出ました1962-63年度のRI会長Nitish C.Laharry ニティッシュ・ラハリーの提唱であります。即ち、

『世界中の何処かの片隅に、一人でも不幸な人が居る限り、我々ロータリアンは永久に幸せになることが出来ない。心の中に火を燃やそう！ Kindle the spark within !』というのであります。ラハリー会長は、心の中に火を燃やそう、と一人ひとりのロータリアンに呼びかけています。その火は、勿論、皆を幸せにする愛の火であります。これはカルカッタという極貧の世界から全世界のロータリアンに対して高々と打ち上げられた理念の提唱でありました。一人ひとりの燃やす愛の火は、マッチの火のように小さなものかも知れないが、全世界の一人ひとりのロータリアンが心の中に愛の火を燃やせば、世界中の人達が幸せになり、この世の中が明るくなると説いているのであります。

## 4. 募金箱

先ず、第5回RYLAセミナーでのキャンプファイヤーの寸劇の一齣を紹介します。

キャンプファイヤーが燃えているそばで、『恵まれない人達に募金をお願いします』と言って若い男女が募金箱を持って立っています。

そこへ先ず酔っぱらいが現れました。彼は、色々とからかいながらも、結局は募金箱にながしかの金を入れて立ち去ります。

次に、「暴力団」と背中に書いた男が来ました。『お願いします』と言われて、『うるさいな!』と言いましたが、ちょっと考えてから、募金箱に金を入れて立ち去ります。次に、若い恋人達が通りかかりました。二人は何も言わずに、募金箱に幾ばくかの金を入れて立ち去りました。

その次に、「ロータリアン」と背中に書いた男が通りかかりました。彼は、色々と励ましの言葉をかけたり、褒めたりしましたが、結局、一銭も入れずに立ち去りました。

そのあとで、そばで蹲っていた乞食が立ち上がり、皿の中に施しを受けたわずかな硬貨の中から、一枚の銅貨を取り出して募金箱に入れて、黙って立ち去りました。

皆さんは、このショッキングな寸劇をどのようにお考えになるでしょうか。

実はこの寸劇は、西宮の冒険学校 (out door educational center) から受講生として参加された道下敏美さんという21歳の可愛いお嬢ちゃんの発案でありました。

この寸劇は、RYLAに参加している私達ロータリアンの目の前で演じられたのであります。まさに若者達が、私達ロータリアンをどのような目で見ているか、を如実に物語っていると思うのであります。ロータリアンは、常日頃、世のため人のための奉仕を説いて、口では綺麗なことを言っているが、奉仕の実践ということになると、意外に財布のひもが硬い、ということを知っている若い受講生達は見抜いているのであります。私達は、謙虚に反省しなければならないと思うのであります。

1923年のセントルイスの国際大会の決議第23-34号の第4項は、ロータリーの奉仕とは何かについて規定しています。即ち、ロータリーの奉仕とは、単なる心の状態を言うのではなく、その心が行動として客観化された状態を言うとして規定しています。

これは何を意味するかと言うと、精神と実践との調和、即ち、実践できないことは口にするな、と言うことであり、これを提案したのは、1914年のロータリークラブ国際連合会の会長フランク・マルホランド Frank L.Mullholand でありました。『ロータリーの理論は正しい。しかし、その最大の欠点は二重人格者を作ってしまうことである。したがって、ロータリーは、必ずしも金を出せと言っているわけではない。しかし、出さなければならないものについては、財布の紐を緩やかにしなければ、口先だけのことになってしまう』と彼は説くのであります。

## 5. リンゴの並木道

昔、私の俳句の恩師高野素十先生がドイツのハイデルベルグに留学しておられた時の話ですが、先生がドイツ人の友人と郊外を歩いておられました。その道は、綺麗な道でありましたが、両側が1メートル幅くらいに少し高くなっており、そこに林檎の木が並木のように5、6メートルおきに植えてありました。先生が友人のドイツ人に、これは誰の所有かと訊ねられたところ、町のものであると答えました。

「この林檎を盗む者はいないのか」

「ドイツ人でこういうものを盗むものはいない」

「もし、この林檎が道の上に落ちてでも拾わないか」

「落ちた林檎を朝早く通る人が見つけると、それを拾って林檎の木の下に置いていく」

と言うのであります。確かに、或る木の下には二つ三つ真っ赤な林檎が置かれていたので、ドイツ人の言うことが正しいことが判ったのであります。

当時の日本は、敗戦直後で世相がひどく乱れている時でありましたが、ドイツも同じく敗戦後の混乱期にあったのであります。

私は、このような林檎の並木道が、奇蹟のように、また、夢のように、今の日本にあつたら、どんなに美しいことであろうかと思うのであります。

この話は誠に素朴ではありますが、ドイツ人には、自分達の地域社会 (community) は、

自分達で守り育てようという意識 (倫理) があることを示しています。

元来、community というのは、communicationのある社会のことです。したがって、人々の間にcommunicationがなくなれば、それは最早 community とは言えないのであります。人間の集団ではあっても、それは烏合の衆でありまして、communityとしての実体がないのであります。その様な社会では、充実した地域社会生活など望むべくもありません。これは、ロータリーの奉仕を考えると重要な意味を持ちます。倫理運動の担い手であるロータリアンが、この林檎の並木道のような道を町に一本でもよい、或いは村の片隅にでもよいから作ることが出来たら、どんなに美しい国になるだろうかと思うのであります。

ロータリーの奉仕とは、このような人々の意識を育てること、人の心を育てることです。これが地域社会奉仕の核心にある考え方なのであります。地域社会奉仕を考えると、福祉施設に寄付することも大切なことであり、また、地域開発のプロジェクトを立ち上げることも結構であります。それらのことは、ロータリーとしては為さねばならぬこと、避けて通れないことではあります。実は、そこにロータリーの本願は無いのであります。ロータリーの本願は、あくまでもロータリアンに奉仕の心を授けること、人の心を育てることにあるのであります。

## 6. ロータリークラブとRIとの関係

ロータリークラブは、平等対等な人間の集まりであります。このクラブと、クラブの集まりである国際ロータリーとの関係は何かというと、これも平等対等なのであります。国際ロータリー（RI）がロータリークラブよりも地位が高いわけではありません。何故かと言うと、ロータリークラブは、どこからも一切の制約を受けない、国家で言えば主権を持った完全な自治団体であります。そして、国際ロータリーもクラブと同じく主権を持った完全な自治団体でありますから、両者の関係は平等対等なのであります。

この関係を理解するには、アメリカ合衆国の国家組織を考えればよいと思います。即ち、アメリカ合衆国は、50の州から成り立っていますが、この州というのは、日本国と同じく主権を持った独立国家なのであります。したがって、50の独立国家が集まって連邦を構成しているのがアメリカ合衆国なのであります。

ところで、この州と連邦との関係をみますと、州が連邦より下に位置すると考えると、独立国家である州の主権がなくなり、州は独立性を失い国家ではなくなります。これに反して、州が連邦より上に位置すると考えると、連邦は、州という独立国家間の条約機構の下に位置することになり、連邦の主権はなくなります。

そこで、アメリカ合衆国は、州と連邦とは対等であると考えて、州の為すべき仕事と連邦の為すべき仕事を分けて、州と連邦とで役割を分担させているのであります。

そして、連邦にはどのような役割があるか、については、アメリカ合衆国連邦憲法修

正第1条第7項にその役割を列記しているのであります。このようにして、州と連邦とは、対等な立場に立ってその役割を分担しているのであります。

この考え方をロータリークラブとRIとの関係に当てはめると判りやすいと思います。即ち、クラブは、主権を持った自治団体であり、一方、RIも主権を持った自治団体であります。したがって、クラブがRIよりも下に位置すると考えると、クラブの自治権がなくなり、クラブは独立性を失います。

これに反して、クラブがRIより上に位置すると考えますと、RIの自治権がなくなり、RIは独立性を失います。

そこで、ロータリーは、クラブとRIとは対等であると考えて、クラブの為すべき仕事と、RIの為すべき仕事を分けて、それぞれの役割を分担させたのであります。

そして、RIの為すべき仕事としては、1923年のセントルイスの国際大会の決議第23-34号に三つの権限だけを規定しているのであります。即ち、

第1は、ロータリーの奉仕理念の追求。

第2は、奉仕理念を全世界に蔓延させる拠点としてのロータリークラブの拡大。

第3は、全世界のロータリークラブ間の情報媒介。

したがって、RIは、これ以外の仕事をしてはならないことになっているのであります。これ以外の仕事は、各クラブの為すべき仕事でありまして、RIがこれ以外の仕事をする、と、クラブの自治権の侵害になるのであります。

## 7. ウィリアム・ロビンス国際ロータリー会長

今年の夏、東京東ロータリークラブの佐藤千寿パストガバナーにゆっくりとお話を伺う機会がありましたので、その時の話を紹介しておきます。

佐藤パストガバナーがガバナーの時の1974-75年度の国際ロータリー会長は、ウィリアムR. ロビンス会長でありました。

そこで、ロビンス会長が来日された時、佐藤パストガバナーと同期のガバナー達が歓迎会を催し、慰労の意味を籠めて皆で金を集めて、会長に慰労金を差し出しました。すると、会長は、その金を受け取って、それを倍額にして米山記念奨学会に寄付したのであります。これが、日本人以外で米山奨学会に寄付した最初の人でありました。

米山記念奨学会というのは、国際ロータリーとかロータリー財団とは何らの関係もない日本ロータリー独自の教育財団であります。ロビンス会長が、何の蟠りもなく寄付されたということは、誠に心暖まる話であります。今月は、米山月間でありますので、先ずこのことを紹介しておきます。

ところで、ウィリアム・ロビンス会長のターゲットは、『ロータリーの精神を奮い起こせ』**Renew the spirit of Rotary!**でありました。

ところが、佐藤パストガバナーは、この国際ロータリーの公式の日本語訳は感心しないが、さればと言って公式訳を勝手に変更することも出来ない。そこで、解釈自由の原則により、地区協議会では、この**Renew**と言う言葉の解釈に触れて、**Revive**という言葉を引き合

いに出して、『色々塵や垢が積もって埋もれている、そういう隠された真実に光を当て、掘り起こして活を入れようという意味でありましょう。ロータリー原初の純粋な精神に立ち戻りましょう』という趣旨の説明をされたそうであります。

これは、誠に明快な説明であります。ロータリーの第一義は、心の開発、即ち、ロータリアンが純粋心の世界に立ち帰ることです。

更に、佐藤パストガバナーによりますと、神守源一郎パストガバナーは、この公式訳では生ぬるいといって『ロータリーの魂を洗い直せ!』と提唱されたそうであります。これもまた、誠にロータリーの本質を突いた名訳であろうと思うのであります。

イギリスでは『ロータリーは、人間の魂のあり方の問題である』とも言われているように、ロータリーは、本来、心の問題を重視する優れて精神的な活動であります。

二宮尊徳翁が、『田畑を耕す前に、先ず心の田畑を耕せ』と言ったように、ロータリアンは、諸々の実践活動をする前に、先ず、自らの心を洗って、己の足らざるところを他のロータリアンに学ぶ姿勢を持つことが必要であります。

この意味において、ロビンス会長の**"Renew the spirit of Rotary !"**というターゲットは、ロータリーの核心を突いた誠に素晴らしいものであると思うのであります。

## 8. ロータリーとは？

ロータリーとは何か、と問い掛けられた場合に、それは、ロータリアンのことではありません。ロータリークラブのことでもありません。国際ロータリーのことでもないのです。これらは、全て目に見えるものであります。

ところが、ロータリーというものは、目に見えないもの、即ち、ロータリーと呼ばれる一定の質の思想のことなのであります。

では、ロータリーの思想とは一体何か、思想の実体としてのロータリーとは何か。1923年のセントルイス国際大会における「決議第23-34号」の冒頭第1項には、『ロータリーとは、利己と利他との調和を目的とする人生の哲学である』と規定されています。

では、この具体的な意味内容は何か、と言いますと、クラブ定款第4条の「ロータリーの綱領」を見るとその意味内容が自ずから明らかになるのであります。即ち、綱領の本文には、ロータリーとは、企業の根底に奉仕をおくべしとする理想を追求することを目的とするクラブ活動のことである、という趣旨のことが規定されています。この『企業の根底に奉仕を置く』というところが中心概念であります。

ところが、資本主義経済社会においては、企業の目的は利潤の追求でありますから、企業の根底には『儲け』があるわけであります。

では、ロータリーは、儲けを否定するのと言うと、否定はしないのであります。ここが大事なところでありまして、もし、儲けを否定しますと、ロータリーは、訳の解らないある種の宗教団体のような、非常に倫理的統制の強い団体になってしまうのであります。

ロータリーは、企業の根底に儲けがあることを認めた上で、『それでは儲けとは一体何か』と考えるわけであります。例えば、百円の物を仕入れて百万円で売ったとすれば、果たしてこのような利益をロータリー的な意味での儲けと呼べるでしょうか。法律的に見れば、これは暴利であります。商人もやはり儲けなければ幸せな人生を築くことは出来ないのであります。それには限度があって、適正な利潤を超えて儲けてはなりません。適正な利潤を超えて商人が儲けると言うことは、お客様が不幸になることを意味するのであります。したがって、商人は代金（儲け）を受け取って幸せになるが、お客様もその商品を買って幸せになるという、両者の調和点が何処かになければなりません。これを抽象的な表現で表しますと、『利己と利他との調和』と言うことになるのであります。『ロータリーの奉仕』というのは、実は、このことを言うのであります。これがロータリー思想の実体であります。

## 9. ロータリークラブとは？

1923年のセントルイス国際大会の決議23-34号は、その第2項において、ロータリークラブとは何をするとするか、ということについて規定しています。即ち、ロータリークラブには4つの機能があります。

1. 先ず第1に、一業一会員制をもって選ばれた良質な職業人であるロータリアンに奉仕哲学を理解していただく、そのために自己研鑽を遂げていただくことであり、しかも、その自己研鑽はクラブの中で集団的に行うということでもあります。

2. 第2に、クラブは、職業倫理観というものを宣言しなければなりません。

これは、自己研鑽の総和を見るわけであり、即ち、ロータリアンの自己研鑽は、いずれも職業経験を中心としていますから、職業観、経営観の改善という形に繋がってまいります。そこで、その改善された各会員の職業観の総和を捉えてみますと、地域社会に存在する全ての職業に適用せらるべき職業の在り方というものを宣言することが出来るわけであり、即ち、

一人一人は、個別的に自己改善をしますが、クラブ会員全体の総和を見ますと、ありとあらゆる職業に適用せらるべき理想的な職業観というものを宣言することが出来るわけであり、

実は、これが、1915年にサンフランシスコの国際大会で『全分野の職業人を対象とするロータリー倫理訓』が宣言せられた原理的な根拠なのであります。

要するに、ロータリークラブは、職業倫理訓というものを宣言しなければならないのであります。

3. 第3に、ロータリークラブは、個人奉仕を提唱しなければなりません。但し、この個人奉仕は、クラブの事業計画に入らない個人奉仕、即ち、クラブは一切関知しないロータリーに本体的な個人奉仕のことでもあります。

4. 第4に、ロータリークラブは、クラブの事業計画に組み込める個人奉仕、並びに団体奉仕を提唱しなければなりません。即ち、

個人的または団体的に、任意の一例を捉えて、奉仕プログラムの企画、立案、実施をしなければなりません。

そして、そのプログラムは、クラブの内においては、ロータリアンの自己改善の糧とし、クラブの外においては、地域社会の人達の公德心を高揚せしめる契機となるようなものでなければなりませんのであります。

このような目的がなければ、ロータリーの奉仕には、なり得ないのであります。以上が、ロータリークラブというものの機能の概要であります。



## 10. 国際ロータリーとは？

1923年のセントルイス国際大会の決議23-34号は、その第3項において、国際ロータリーとは何か、ということについて規定しています。即ち、国際ロータリーは、全世界に存在するロータリークラブの連合組織体であり、その機能は3つであります。これ以外の機能はありません。3つしかないのであります。

1. 先ず第1の機能は、奉仕理念の追求とその提唱であります。国際ロータリーのなすべき仕事は、世界中にロータリーの奉仕の理想を行きわたらせるために、ロータリーの奉仕理念を追求し、それを提唱することであり、ます。

では、具体的には、国際ロータリーの誰が奉仕理念を追求するのか、と云えば、国際ロータリーの地区内における役員は、ガバナー一人だけありますから、ガバナーが奉仕理念の追求をするのであります。つまり、比喩的に言えば、ガバナーは、仏教で言うところの菩薩であれ、ということであります。

2. 第2の機能は、ロータリーの拡大であります。ロータリーの奉仕の理想を世界中に行きわたらせるために、世界中の地域社会にロータリークラブを作って行こうということは、国際ロータリーの直接関心事であります。まさに、その目的のために国際ロータリーが出来たのであります。したがって、国際ロータリーの役員であるガバナーは、各クラブに対してロータリーの拡大を強く要請

するのであります。

3. 第3の機能は、情報媒介機能であります。国際ロータリーは、世界中のロータリークラブの情報を共通にプールして、賢明な情報を他のクラブに伝えるのであります。これは、ガバナーでなければ、果たすことの出来ない機能なのであります。

以上を要するに、国際ロータリーの機能は、この3つだけであります。したがって、この3つの機能の中に奉仕の実践は含まれていませんから、国際ロータリーは、奉仕の実践を絶対に行ってはならないことになるのであります。

ところが、時として、クラブでは大したことは出来ないから地区で奉仕の実践をしよう、と考える人が居ます。しかし、地区というのは、国際ロータリーの組織そのものなのであります。したがって、国際ロータリー即ち、地区は、絶対に奉仕プログラムの企画、立案、実施をしてはならないことになるのであります。

但し、この原則には、ただ一つの例外があります。それは、consensusのある場合は、この限りではないということであります。consensusというのは、クラブの方から主体的に運動が盛り上がり、地区内全クラブの意思が合致した場合には、地区は、情報媒介機能の上に乗っかって奉仕の実践をしてもよろしい、それとドッキングしてもよろしい、ということであります。

## 11. ロータリーの奉仕とは？

1923年のセントルイス国際大会の決議23-34号は、その第4項において、ロータリーの奉仕とは何か、ということについて規定しています。即ち、

ロータリーの奉仕とは、単なる心の状態に尽きるものではない、つまり単なる精神状態の問題ではなくて、実践に至って初めて客観化される行動の哲学のことを言うのであります。この言葉は、何を意味するのかと言うと、精神と実践との調和、即ち、実践できないことは口にするな、ということを読んでいるのであります。

このことを提案したのが、1914年の国際ロータリー会長であった弁護士フランク・マルホランドでありました。

彼は、地方の弁護士として、功成り、名遂げたあとで、身体障害者養護学校設立の運動に身を投じます。そこで、彼が、嫌と言うほど味わった苦い汁は、「ロータリアンは、例会を通じて心が磨かれると言って奉仕を説くが、口ほどには金を出さない」と言うことでありました。

マルホランドは、儒教の朱子学と同じように、実践の出来ないことは、口にするな、実践をして初めて心の状態が判る、と考えたのであります。

『ロータリーの理論は正しい。しかし、その最大の欠点は、口先だけで実践を伴わない二重人格者を作ってしまうことである。した

がって、ロータリーは、必ずしも金を出せ、と言っているわけではない。しかし、出さなければならぬものについては、財布のひもをゆるめなければ、口先だけのことになってしまうのではないか。したがって、実践の出来ないことは、一切口にするべきではない』これが彼の基本的な考え方であり、決議23-34号第4項の意味するところなのであります。

この第4項で注意しなければならないのは、ただ実践すればよい、とは言っていないのであります。『理論から始まって実践に至るべし』即ち、理論の裏付けのない実践は、方向舵のとれた飛行機のようなものであって、奉仕の実践にはならない、ということもまた言っているわけでありまして、ただ闇雲に実践すればよい、ということではないのであります。

それと同時に、いかに高邁な理論を説いても、それが実践されなければ、それは、絵に描いた餅、燃えない石炭のようなものでありまして、ロータリーの奉仕とは言えないのであります。このようにして、マルホランドは、ロータリーにおける理論と実践との調和を説いたのであります。

この規定は、初期ロータリーが、1927年、基本的な原理形成を終えて、実践のロータリーに変身する根拠となった国際大会の決議でありました。

## 12. ロータリークラブと国際ロータリーとの関係

ロータリークラブも国際ロータリーも共に自主独立性をもった自治団体であります。したがって、双方が互いに自主独立性を主張すると衝突します。つまり、一方を立てると他方が立たず、他方を立てると一方が立たないという関係にありますから、これをどのように調和させるかということが問題になります。

これは、法的には、国際ロータリー定款第3条の直接監督権と標準ロータリークラブ定款第9条の絶対的自治権とをどのようにして調和させるかの問題でありまして、この問題を解決したのが、1923年のセントルイスの国際大会の34号決議でありました。

この決議は、第5項において、まず、各ロータリークラブは、絶対的な自主独立性をもっている、即ち、絶対的な自治権を持っている、ということを規定しています。つまり、標準クラブ定款第9条が中心であるから、各ロータリークラブがあって始めて国際ロータリーがある、という考え方でありまして、これは、無条件絶対であり、一切の但し書きはありません。そしてこれは、国際大会の決議によって認められている定款上の大原則なのであります。

その内容は、国際ロータリーは、如何なる奉仕活動についても、各ロータリークラブに対して、積極的又は消極的に命令する権限を

有しない、というものであります。積極的とは或る事を為すべし、消極的とは或る事を為すべからずの意味であります。

ところが、この考え方を貫きますと、国際ロータリーの直接監督権に基づく指導・助言を与える立場というものが原理的に全くなくなってしまうことになります。

そこで、1922年の国際大会の決議によって認められた国際ロータリーの直接監督権とクラブの絶対的自治権との調和をどのようにすればよいか、という問題になるのでありますが、決議23-34号は、ここにロータリーの奉仕哲学を一枚入れてくるのであります。

要するに、これはロータリークラブの自主独立性と協調の問題であります。即ち、自主独立性を実質的に育てるためには、自主独立性を主張する者が、謙虚に頭を垂れて、周囲の人に学ぶ姿勢をもたなければなりません。したがって、各クラブは、国際ロータリーから出される指導と助言及び他クラブの経験について、謙虚に頭を垂れて学ぶ姿勢をもたなければならないのであります。この姿勢を持てば、クラブの自主独立性は無限にわたって発展できるのであります。したがって、国際ロータリー定款第3条と標準クラブ定款第9条の規定とは、実体論理の世界では矛盾するものではないということになるのであります。

## 13. ロータリーの団体奉仕の準則

決議23-34号第6項は、団体奉仕の準則を規定しています。第1項から第5項までが総論に当たる部分であり、この第6項が各論に当たるわけであります。

以下には、規定の文言の順序ではなく、原理的に順序立てて解説をします。

1. 先ず第1に、社会のニーズを調べることであります。ニーズの無いところに奉仕の実践はあり得ないからであります。

2. 第2に、社会のニーズがあっても、それについて専門事業団体がある場合には、クラブはその事業を起こしてはならないのであります。例えば、ローターアクトのニーズがあっても、それと同種の青少年団体があれば、ローターアクトを作らずに、その団体を援助・育成するようにしなければなりません。

3. 第3に、社会のニーズがあり、専門事業団体が無い場合でも、クラブの財源に不当な負担を与えるようなプログラムを組んではなりません。これはニコニコ箱の限度でやれ、と言うことであります。

ニコニコ箱の限度では出来ないときにはどうするか。その場合は、個人奉仕でやればよいのであります。団体奉仕は、元来、ロータリーに本質的な奉仕ではありません。個人奉仕が本質的な奉仕であり、ロータリーの奉仕の本来の姿であります。個人奉仕は、団体奉仕より遙かに大きな仕事が出来るのであります。

4. 第4に、社会のニーズがあり、専門事業団体がなく、且つ、クラブの財源に不当な圧迫を加えない場合に限り、クラブの団体財源をもって専門事業を起こしてもよいのであります。但し、クラブがその管理権を握ってはいけません。何故ならば、クラブは継続的な管理能力を持っていないからであります。

5. 第5に、昔は、PRをしてはならないことになっていたのであります。その後、適正なPRはしてもよい、と言うことになりました。

6. 第6に、個人奉仕がロータリーの本体的奉仕であることを忘れてはなりません。

7. 最後に、以上のように、団体奉仕は、出来るだけ単事業年度に終了するものを選ぶことが望ましいと言うことであります。

その理由は二つあります。一つは、受益者の側の「馴れ」の現象であります。

例えば、福祉施設に毎年10万円寄付していると、最初は感謝していても、やがて、ロータリーさん今年も10万円ですかと言うようになります。

もう一つの理由は、団体奉仕の財源は、ニコニコ箱の金が引き当てになりますが、無数にあるニーズの中の一つにだけ毎年寄付をすることは、他のニーズを待たせることになり、他のニーズを泣かせることになるからであります。

## 14. ある日の例会

昭和2年4月1日の大阪ロータリークラブの例会の様様をご紹介します。これは、大阪ロータリークラブ50年史101頁に記されている物語であります。即ち、

会員達が例会場へ行ってみると、正面受付に、墨痕鮮やかに『本日臨時休会』と書いてありました。会員に予め通知もなく休会とは、一体どうしたことかと、一旦預けた帽子を受け取って帰りかけた人もありましたが、これを物陰から伺って悦に入っていたのは、ほかならぬ村田省蔵さん。

\*この人は後に昭和8年から2年間、日本の第3代目ガバナーを務めた人。

おまけに控え室の椅子まで取り払って、April Foolと大書した紙片を床の上に撒き散らし、会員来たれと、待ち構えていたのであります。

更に、ボーイまで抱き込んで、『どうして休会になったのか』と尋ねる会員に、『何でも会長が昨夜急病で亡くなられたそうで』と答えさせる徹底さでありました。

毘にかかった会員達は、最初は驚きますが、そこは流石にロータリアン、ハッと気づくと、今日は4月1日、April Fool。

『何だ、ハイカラ共の化かし合う日か』と気づいて例会場に入ってみると、会長席には、会長ならぬ土屋大夢翁が傲然と構えている。

\*この人はジャーナリストで、時の大阪時事新聞の主幹でありました。

平生会長は、席がないので末席に座りましたが、開会のベルに立ち上がって、

『今日は、わがクラブに共産党の如きもの蜂起し、会長の席を奪われたが、会長としての職権は放棄しない』と宣首して例会に入ったのであります。

やがて、スープが出ると、これが実は紅茶だったという茶目振りを発揮した例会でありました。勿論、文句を言う者もなく、爆笑々々のうちに定刻になり、皆は散って行ったのであります。

当時の会員数70名、出席者50名といった頃のことと、こういう無邪気な企みが和気藹々のうちに通るクラブの雰囲気でありました。

東京ロータリークラブは、アメリカはじめ先輩クラブに負けてはなるまいというので、例会の運営も本場通りに整え、英文の週報を外国に送ったりして、いち早くその存在を認めさせました。言わば、うまく外形を整えることを先にしたのであります。

大阪ロータリークラブは、創立当初からクラブ親睦を大切にし、ロータリーの精神である奉仕の理念やクラブの規則通りの運営などを、当時の日本の実情に調和させようと努力し、いち早くロータリーの定款を翻訳し、日本語の大阪クラブの歌を作ったり、ロータリー小唄を作ったりしているのが特徴的です。

## 15. 鏡の前の外科医

『鏡の前の外科医』という名著があります。これは、昔、イタリア国立連合病院のエンリコ・ジュッポーニ博士が出版された著書で、感動を覚える著作であると言われております。

それによると、何処の病院でも手術室にはいる前に消毒室があります。その消毒室の壁には、大きな鏡が取り付けられています。

医師は、手術室に入る前に、必ずここで手を洗い、手の消毒をします。鏡の前に立った外科医は、鏡の中に映し出された自分の目に問いかけます。

『今から行われようとしている手術は、人道に反していないか。良心に悖らないか。己の全能力を発揮できるか』を確かめるのであります。

その後で、静かに手術室に入ります。そして、手術が終わり、最後の縫合が行われると、外科医はもとの消毒室に戻り、手術衣と手袋を脱ぎ、マスクをはずしてから、再び鏡の前に立つのであります。

何故、鏡の前に立つのでしょうか。身嗜みをするためではありません。外科医は、今行ってきた手術の批判を、鏡の中の自分の目に問い糺すのであります。

鏡の中の目から、『手術は正しく行われたか。全力を発揮できたか。全て良心的に行われたか』と反省するのであります。鏡は、一瞬にして全てを表します。鏡は冷たく、隠蔽

することを知らないのであります。

この話は、昔、四国高松の故三宅徳三郎パストガバナーが、自分一人の理想として長い間誰にも話さず胸に収めて来られた述懐であります。

「自分は『鏡の中の外科医』のように、『鏡の前のロータリアン』でありたいと念願して既に三十有余年になる」と述懐しておられるのであります。

これは、自分の職業の尊厳を顧みて、自らがこれに忠実であろうとする職業奉仕の見事な実践例であります。

元来、医学は、中世神学から分かれたものであって、最初は、聖職者が司っていたものであり、その神学から専門分化によって医学が分化し、法学が分化して、最後に哲学が残ったのであります。このような沿革がありますから、神学、医学、法学の三職種は聖職者の流れを汲むだけに、自らを省みる目が一段と厳しいのであります。

そして、このことは、実業家も、利己と利他との調和を目指す点で何ら異なるものではありません。私達は、今一度、自らを謙虚に省みて、自分の心を磨き、自分を高めることによって職業社会に奉仕するという職業奉仕の原点に立ち帰り、『鏡の前の外科医』のような先輩に学ぶ必要があるのではないかと思うのであります。

## 16. イニシエーション・スピーチ

Initiation Speechというのは、会員がクラブに入会した時に行うスピーチでありまして、これは、会員が職業分類によって示された自分の職業を営むに当たって、どのような職業観乃至経営哲学を形成するに至ったか、ということ、同僚の会員に対して開陳するものなのであります。

元来、ロータリークラブというのは、地域社会に存在する全ての職種の横断面を捉えて、一つの職種から一人だけ会員を選ぶという一業一会員制の原則によって構成せられているものでありまして、この故に、ロータリークラブというのは、職業分類クラブ (Classification club) であると言われてるのであります。

したがって、Initiation Speechというのは、ロータリークラブが職業分類クラブであることの当然の帰結でありまして、会員は、職業人としての所信を披瀝しなければならないのであります。その内容は、

『自分は、今まで斯く斯くの職業を営んで来て、今般、ロータリークラブに入会させて頂いたが、その職業を営むについては、斯く斯くの職業観・経営哲学を持っている。至らないところは教えて頂きたいと思うし、これから仲良くお付き合いを願いたい』  
と言うだけのことでよいのであります。

現在のInitiation Speechというのは、新入会員が、長々と自分の履歴を喋って居るのが通例であります。ロータリークラブが職業分類クラブの性格を持っていることを考えますと、これは、肝心なところを忘れているものと言わなければならないのであります。

実は、1905年3月23日に開催されたシカゴロータリークラブの創立総会において、クラブの初代会長Sylvester Shieleが、この創立総会の日を記念して【石炭業界の展望に就いて】というテーマでスピーチをしているのであります。

これがロータリーの慣例の中におけるInitiation Speech第1号であります。もっとも、この当時は、親睦だけの所謂原始ロータリーでありましたから、未だ『奉仕』と言う概念はありませんでしたが、ロータリー運動の中におけるInitiation Speechの位置づけを正しく示しているものと言えるのであります。

因みに、Sylvester Shieleは、職業分類は石炭商であり、大変世話好きな職業人でありまして、終生ロータリー運動の発展について深い関心を持っていた人であり、常にポール・ハリスの良き相談相手であったと言われております。二人の墓も並んで建っているのであります。

## 17. ロータリーのモットー・その1

今年の規定審議会には、"He profits most who serves best"『奉仕に徹するものに最大の利益あり』というロータリーのモットーを廃止しようという提案が15件も出されています。そこで、このモットーについて考えてみたいのであります。

このモットーは、A. F. シェルドンが1911年ポートランドの全米ロータリークラブ連合会第2回大会において発表したものであります。シェルドンがこの言葉を発表する前に考えていたことは、利己と利他との調和ということでありました。

では、利己と利他との調和というのは、具体的に言えばどのようなことなのか？

ロータリーの綱領は、ロータリーは企業の根底に奉仕を置くべしと規定しています。

しかし、資本主義社会においては、企業の目的は、利益の追求でありますから、企業の根底には儲けがあるわけであります。

では、ロータリーは、儲けを否定するのか、と言うと、否定はしないのであります。ロータリーは、企業の根底に儲けがあることを認めた上で、それでは儲けとは一体何か、と考えるわけであります。

例えば、100円の物を仕入れて100万円で売ったとすれば、そのような利益をロータリー的な意味での儲け、利益と呼ぶことが出来るでしょうか。

法律的に考えれば、これは正に暴利であります。商人もやはり儲けなければなりません。それには限度があって、適正な利益を超えて儲けてはならないのであります。

したがって、商人は、適正な利益＝儲けを得て幸せになりますが、客もその商品を買って取って幸せになると言う両者の調和点が何処かになければなりません。

これを抽象的な表現で表すと、【利己と利他との調和】ということになるのであります。いつもその調和を求めていくと、一つの取引を通じて、目に見える【商品と金銭の交換】だけでなく、目に見えない【満足と感謝の交換】、つまりお互いに小さな信頼関係を交換するようになるのであります。

商人は、当然利益を追求しなければなりません。しかし、利益というものは、働いた結果の問題でありますから、その限りにおいては、利益のことを第一に考えてはならないのでありまして、【利己と利他との調和】即ち、奉仕第一に考えなければならぬが、しかし、この考え方で仕事をすれば、結果的には、一番儲かることになる。とA. F. シェルドンは考えたわけであります。

彼は、この考え方を"He profits most who serves best"『奉仕に徹するものに最大の利益あり』と表現したのであります。



## 18. ロータリーのモットー・その2

ロータリーのモットーの一つである "He profits most who serves best"『奉仕に徹するものに最大の利益あり』というのは、このモットーの提唱者であるA. F. シェルドンによれば、【利己と利他との調和】即ち、奉仕第一の考え方でやれば、結果的には、一番儲かることになるのである、と言うのであります。

これは中国の古典「易経」の『積善の家に余慶あり』と多少似たところがありまして、利己と利他との調和、即ち、職業の倫理をもって社会的責任の遂行をすれば、このような職業人に損をした人はいない、とシェルドンは言うのであります。

しかし、この言葉は、色々と誤解を受けました。『奉仕を餌にして儲けを釣る』とか、色々な考え方があって、非常に方便的な表現でありますから、これはロータリーの精神を示すものとしては、如何なものか、という議論がありました。

この議論は、昔、ヨーロッパ系のロータリアンの側からも出ており、日本のロータリアンの中にもかなりあるのであります。

しかし、シェルドンが、この言葉を作ったときに、彼が本当にそのような方便的なことを考えていたのであれば、批判されてもよいと思います。しかし、彼は、そのような方便的な考え方は、一切持っていなかったのであります。

彼は、どのようなことを言ったのか？と言いますと、彼が言うのは、

『"He profits most who serves best"というのは、利己と利他との調和とは言いが、調和できるのは神様の世界であって、人間の世界では何処まで行っても調和出来るものではない。もし調和できるとすれば、それは宗教の世界であり、悟りを開いた聖者の世界である。

ところが、ロータリーは宗教ではない。したがって、聖者にはならなくてもよい。しかし、聖者になることを毎日念願しながら、日常生活を営み、自己研鑽の努力をすればよいのであって、【利己と利他との調和】と言うのは、あくまでも【念願の世界】であって、【実現の世界】ではない。したがって、【利己と利他との調和】を念願しながら、それを少しでも早く実現出来るように、例会で自己研鑽を遂げる、自己改善をする、このような努力をして、企業管理をしている人に、損をした人はいない、必ず儲かる、とシェルドンは言うのであります。

要するに、"He profits most who serves best"と言う言葉を【利己と利他との調和】で、即ち、奉仕の精神で企業経営をしている人に損をした人はいない、と訳すと、シェルドンの考え方をうまく表現できると思います。

## 19. ロータリーのモットー・その3

ロータリーのモットーである "He profits most who serves best" 『最もよく奉仕する者は、最も多くの利益を得る』という言葉は、【利己と利他との調和】の考え方で、即ち、奉仕の精神で企業経営をしている人に損をした人はいない、と訳すと、このモットーの提唱者である A. F. シェルドンの考え方をうまく表現できると思うのであります。

ただ、しかし、一つ反論が予想されます。即ち、

"He profits most who serves best" の翻訳としては、一つだけ "most" という言葉が抜けているのではないか。『最もよく』という言葉は、単に『損をした人はいない』と訳したのでは、これは防衛だけであって、『最もよく』が出て来ないのではないか、という反論であります。これは尤もな議論であります。

そこで、これは一語では表現できないので、表現を補充しなければなりません。即ち、『奉仕の精神で企業経営をしている人に損をした人はいない。そればかりか、我利我欲で企業経営をする人よりは、遙かに多くの利益を得る結果となる』と。

実例を挙げておきます。

『私は、自分の利益を考えないで、お客さんのことばかり考えて働いていたら、お客さんの数が3倍に増えた。したがって、私は "He profits most who serves best" という言葉を

体験的に理解することが出来るようになった』

という人が、小売業者の中から出ているのであります。

また、歯科医師からも事例が出ています。この先生は、患者を診たときに、この人を治療したら幾らになるか、ということ、必ず頭の何処かで考えたと言います。

ところが、ロータリーに入って奉仕哲学を勉強してからは、そのような考え方が消えてしまって、『どうしたら、この人の苦痛を和らげて、治療費を安くすることが出来るか』ということ一生懸命考えるようになったと言っているのであります。すると、患者が増えて増えて困るようになったと言った報告例が出て居るのであります。

したがって、【利己と利他との調和】を基にして考えると、損をした人はいない。更に、我利我欲で経営をしている人よりも、遙かに多くの利益を得ることになる。

このモットーは、このような意味を持って使われたのであろうと思うのであります。

なお、この profits というのは、精神的な利益を意味するのか、物質的な利益を意味するのかと言う議論があります。これは、初期ロータリーの世界でもかなり議論があったところであり、現在も意見の分かれるところであり、以下次号に。

## 20. ロータリーのモットー・その4

ロータリーのモットー "He profits most who serves best" 『最もよく奉仕する者は、最も多くの利益を得る』というのでありますが、このprofitsというのは、精神的な利益を意味するのか、物質的な利益を意味するのかという議論があります。

これは、初期ロータリーの世界でも、かなり議論のあったところでありまして、その時に、これは精神的な利益の事をいうのである、という人に対して、シェルドンは、『違う。儲かるという意味である。これは、金額をもって示すことが出来るものである』と言っているのであります。

したがって、精神主義者の側からすると、シェルドンは、評判が悪いのであります。しかし、シェルドンの気持を誤解してはなりません。

彼は、【利己と利他との調和】企業管理者としての社会的責任の遂行、この原則を第一義にしていくと、その限りにおいて、儲けなどということは、第二次、第三次のことではあるが、結果的には儲かってしまう、と言うのであります。

この点についてポール・ハリスは、その著書【ロータリーの理想と友愛】の中で、次のように述べています。

『最もよく奉仕する者は、最も多くの利益を

得る、という標語は、世俗的に過ぎないかという非難もある。また、シェルドンがこの思想の中に観念した報酬とは物質的なものか、精神的なものか、と問う人がある。

著者の信ずるところによれば、シェルドンは、彼自身に関する限り、所謂、精神的報酬に主眼をおくものである。

しかし、彼の目的は、最大多数の人々に最大限の幸福をもたらす事であって、その最大多数の人々は、物質的利益に多くの関心を持つということを彼はよく認識していた。したがって、利益の生み方を正しいものにするように努力したいと考えた。火力が強ければ強いほど熱度は高い。サービスが大なれば大なるほど利得は多いと主張したのである』と。

したがって、ポール・ハリスは、『著者の信ずるところによれば、シェルドンは、彼自身に関する限り、所謂、精神的報酬に主眼をおくものである』と言って、シェルドンは、若干ニュアンスが異なりますが、結論としては、『シェルドンは、最大多数の人々は、物質的利益に多くの関心を持つものであることをよく認識していたから、サービスが大なれば大なるほど利得は多いと主張したのである』として、シェルドンが物質的な報酬に主眼をおくと主張したことに同調しているのであります。

## 21. ロータリーのモットー・その5

シェルドンの "He profits most who serves best" というモットーと時を同じくして、1911年アメリカ・オレゴン州ポートランドの全米ロータリークラブ連合会第2回大会において相次いで発表されたモットーに "Service, Not self" があります。

これは、ミネアポリスロータリークラブの初代会長 Benjamin Franklin Collins が提唱したものでありまして、ロータリーの奉仕というのは、"Service, Not self" 即ち、自己を滅却して、神の司る宇宙の秩序体系の下に帰依することであると説いたのであります。これは中世キリスト教神学の思想以外の何物でもない優れて宗教的な思想であります。

これに対して、シェルドンの "He profits most who serves best" は、世俗的な実業倫理の概念であります。したがって、この二つのモットーは、Service という同じ言葉を使っているけれども、意味内容が全く違うのであり、棲んでいる世界が異なるのであります。即ち、一方は、宗教の世界であり、他方は、実業倫理の世界なのであります。

ところが、この二つのモットーが発表された当時のロータリアン達は、このことに気付いていなかったのであります。そこで、これは素晴らしいモットーだということで、決議委員長のピンカム James Pinkam が、この二つのモットーをロータリーの公式標語として採用しようと提案して、これが議決されてし

まったのであります。

ただ、議決はしましたが、当時の大会決議は、全米のロータリークラブに対して拘束力を持っていませんでしたので、1950年のデトロイト国際大会の決議をまって、"Service above self" と変えられた形で、"He profits most who serves best" と共にこの二つの標語がロータリーの公式な標語として採択されるに至ったのであります。

では、何故、"Service, Not self" が "Service above self" になったのか？

"Service, Not self" は、宗教の世界にある概念であります。ロータリアンは職業人として、厳然と自我 self をもっています。これを Not self 即ち、自我を否定するのはおかしいのではないかと。したがって、自己否定ではなくて、自我の上に、即ち above self で奉仕を考えるべきであるというので、1920年頃（正確な年月は不明確であります）シェルドンによって "Service above self" と変えられたのであります。

では、何故、10年間も変えることが出来なかったのか？

それは Benjamin Franklin Collins があまりに偉大なロータリアンであったことと、Benjamin Franklin Collins 以降、ロータリーの代表的な指導者には、"Service, Not self" の世界に生きた人が多かったからでありました。

## 『クラブ奉仕』～クラブ自治権の確立～

深川 純一

今、ロータリーは、創立100周年を迎えようとしています。そこで、今日は、ロータリーの歴史の一端を振り返り、主としてクラブ奉仕について、その原理の世界を眺めてみたいと思うのであります。

先ず、歴史の話から入ります。

ポール・ハリスがロータリーを創立した1905年から1927年までの約20年間のロータリーは、正に原理探求のロータリーでありました。即ち、ポール・ハリスを始め初期のロータリアン達は、ロータリーとは何か、と言う視点から、ロータリーの原理の探求に心血を注いだのであります。

先ず、1908年、A. F. シェルドンによる『奉仕理念の確立』とその提唱があり、1910年、当時全米に存在した16のクラブによる全米ロータリークラブ連合会の設立。1915年、サンフランシスコの国際大会における『全分野の職業人を対象とするロータリー倫理訓』別名『ロータリー道徳律』の採択によって『個人倫理が確立』され、1921年、第一次世界大戦を契機として、スコットランド・エディンバラの国際大会において『国際奉仕の概念』が確立されました。次いで、1922年、ロサンゼルス国際大会において、国際ロータリーの定款・細則及び標準ロータリークラブ定款の採択によってロータリーの『組織原理が確立』され、更に1923年、セントルイスの国際大会において、奉仕の実践に関する決議23-34号の採択によってロータリーの『実践原理が確立』されたのであります。そして、1927年、国際ロータリーは、今日の4大奉仕部門を確立して、従来の原理探求のロータ

リーから実践のロータリーへ入っていったのであります。

このようにして、初期ロータリーが様々な原理を確立したことによって、ロータリーは1940年まで隆々として栄えたのであります。

しかし、1945年、第2次世界大戦の終結後、ロータリーの衰退が始まったと言われているのであります。但し、日本のロータリーは、戦後、1960年（昭和35年）まで原理探求のエネルギーは衰えなかったのであります。

なお、ここにロータリーの衰退というのは、ロータリアンの数の減少のことではなくて、原理的なロータリー運動の衰退の意味であります。ロータリー運動がマンネリズムに陥って衰退していったのであります。

そして、1980年には、1915年のサンフランシスコ国際大会において採択された【全分野の職業人を対象とするロータリー倫理訓】別名【ロータリー道徳律】が廃止になり、1915年に確立された『個人倫理の核』が失われるに至ったのであります。

更に、1990年を越えると、国際ロータリーによって人道主義的団体奉仕が強調され、ロータリー本来の奉仕である個人奉仕、ことに職業奉仕や社会奉仕が軽んぜられるようになったのであります。

そして、遂に、2001年の規定審議会において、一業一会員制の原則という『原理の核』が崩壊し、今やロータリーは、ロータリー本来の姿を失ってしまったかに見えるのであります。

今日、国際ロータリーが強調しているのは、会員増強とロータリー財団の寄付、そして人道主義的な団体奉仕事業であります。

会員増強については、戦後、順調にロータリアンは増え続けましたが、これも21世紀に入ると減少しはじめており、数の上でもロータリーの衰退は止まらないのであります。

しかし、今、ロータリー創立100年を迎えるに当たって最も大切なことは、会員を増強することではありません。ロータリー財団の寄付額を増やすことでもありません。それは、地区内各クラブの自治権を確立することです。何故かと言うと、今、クラブ自治権は、崩壊の危機に瀕していると思われるからであります。

一昨々年、2001年度の規定審議会において、従来、ロータリーの魅力の核と言われた一業一会員制の原則が否定され、更に、標準クラブ定款に抵触するクラブの設立が容認されるなど、正に驚天動地の現象を見ても、会員の増強、ロータリー財団の寄付、そして、人道主義的奉仕などが前面に押し出され、クラブ本来のあり方、即ち、クラブ自治権が忘れられているかに見受けられるのであります。

クラブ自治権というのは、ロータリアンが、自分達のクラブは、自分達で自主的に管理する、と言うことであります。平たく言えば、『自分達のクラブは、自分達で守る』ということであり、これはロータリークラブ存立の基本前提なのであります。したがって、クラブ自治権を確立しなければなりません。そのためには、何を為すべきか。答えは一つ。クラブ奉仕に徹することです。

クラブ奉仕と言うものは、ロータリーの奉仕の基本類型であります。

今から約25年前までは、『ロータリーのロータリーたる所以は、職業奉仕の実践にあり』と言うことを耳にタコが出来るほど聞かされたものであります。

しかし、ロータリーの奉仕の基本類型を原理

的に分析しますと、『ロータリーのロータリーたる所以は、職業奉仕の実践にあるのではなく、クラブ奉仕の実践にある』と言うことが判るのであります。

実は、ロータリーのロータリーたる所以は職業奉仕の実践にあり、と言う言葉は、ライオンズクラブ、キワニスクラブ等のアメリカ系奉仕クラブに職業奉仕の概念がなく、ロータリーのみにある独自の奉仕類型であるという点を捉えて、誰言うもなく感覚的に唱えられ出した言葉だったのであります。

元来、ロータリーの原理というものは、クラブ例会を中心にして、その内と外に分けて分析することが出来るのであります。即ち、

先ず、クラブの内では、ロータリアンが親睦の内に自己研鑽・切磋琢磨して奉仕の心を作るのであり、このクラブの内なる奉仕をクラブ奉仕と言うのであります。

そして、クラブ例会を一步外へ出ると、そこは奉仕の実践の場であり、奉仕の心をロータリアンの生活万般に適用することを奉仕の実践と言うのであります。即ち、

奉仕の心を職業生活に適用すれば職業奉仕となり、家庭生活、社会生活に適用すれば社会奉仕となり、そして、国際社会生活に適用すれば国際奉仕となるのであります。

要するに、クラブの中では奉仕の心を作る。これがクラブ奉仕であり、クラブの外では奉仕の心の適用として、職業奉仕、社会奉仕、国際奉仕が実践されるのであります。したがって、ロータリーの奉仕類型の中では、親睦の内に奉仕の心を作るクラブ奉仕が奉仕の基本類型なのであり、職業奉仕、社会奉仕、国際奉仕等の奉仕の実践は、その反射的効果に過ぎないのであります。したがって、原理的には、『ロータリーのロータ

りたる所以は、クラブ奉仕の実践にあり』と言うことになるのであります。

ところで、クラブ奉仕には二つの側面があります。

第1は、ロータリーの組織の側面、即ち、定款細則論であります。ロータリー運動を法的な原則の面から原理立てて理解することです。

第2は、ロータリアンの精神世界の側面、即ち、倫理の問題であります。これは、法的なルールに従って行動しても、それが直ちにロータリアンとしての正しい行動になるかどうか判らないと言うことです。したがって、全てのことは、ロータリー運動に参加するロータリアンの自覚、即ち、精神世界の問題が一枚どうしても入って来ざるを得ないのであります。

この精神世界の問題は、権利義務の問題ではありません。法的に『このようにしなさい』と言っても強制出来るものではありません。『勉強しなさい』と言っても、本人がする気にならなければ教育効果は上がりません。これは、教育の課題でありまして、このように法的な強制の出来ない分野のことを倫理の世界というのであります。

要するに、クラブ奉仕論を理解するには、先ず第1に、定款細則を中心に法律論的な理解をすること、即ち、客観的な行動のルールを身に付けることが必要であると同時に、その根底に道徳的な、倫理的なルール、即ち、主観的な精神面のルールを身に付けなければならないのであります。それなくしてクラブ自治権を確立することは出来ないのであります。

戦後暫くの間の日本のロータリーの泣き所は、定款細則を中心に法律的に、手続要覽的にロータリーを理解しようとしたが、個人倫理の側からロータリーを理解しようとする視点が欠落していたことです。言わば定款細則のロータリーであったと言うことです。

しかし、最近、日本全国の指導者によってこの誤りが修正されている状況であります。

したがって、倫理的な意味におけるクラブ奉仕論がどうしても必要であり、定款細則だけのクラブ奉仕では、心がありませんから三百代言のロータリーになってしまって、本当のロータリアンが育たないのであります。

したがって、ロータリアンが親睦の内に奉仕の心を作ると言う観点から、倫理的な意味におけるクラブ奉仕の原則を立てて、それを根底に法律的な定款細則の議論をしなければならないと思うのであります。これがクラブ自治権確立の基本前提なのであります。

では、クラブ奉仕における倫理原則とは、一体どのようなものでしょうか。

第1に、自己研鑽の自覚を持って、ロータリーのあらゆる会合に参加することです。自己研鑽の自覚、即ち、自分に言い聞かせて例会に出ると言うことです。何故、忙しいのに例会に出なければならないのか。忙しければ忙しほど例会に出よ、とロータリーが言うのは何故か。それは自分を磨くと言う倫理的な目的を持って会合に参加しなければならない、と言うことを意味しているのであります。

第2に、自分を磨くためにロータリーの会合に参加するのでありますから自分自身が出席しなければならない。何故、このような馬鹿げたことを言うのかと言いますと、最近、大都会の一部のロータリークラブで汚らしい習慣があり、例えば、ロータリアンたる社長の代わりにロータリアンでない専務がメイクアップに向くというようなことが行われているからであります。『学生の代返』のような代理出席であります。このようなことが横行するとロータリーの魅力などというものは失われてし

まいます。これはロータリー以前の問題ではありません。

ロータリアンは、自分を磨くためでありますから、自分自身が出席しなければならないのであります。例えば、クラブ会長は、自分を磨くために会長職を務めるのであります。ガバナーは、自分を磨くためにガバナー職を努めるのであります。クラブ幹事も同じであります。したがって、クラブ幹事は、事務職員には、あまり仕事をさせてはなりません。その分だけ自分が磨かれないことになるからであります。出来るだけ自分自身で事務処理をするべきであります。事務職員を使ってはいけけない、とは言いませんが、使うとしても、事実的な行為で、重要でない仕事に限ることが望ましいと思うのであります。これを法律的には、履行補助者の理論というのであります。事務職員は、ロータリー運動の履行補助者なのであります。

実は、事務職員とロータリアンとの関係をどのように考えるべきか、と言う議論を立て直す必要があるかと思うのであります。即ち、

事務職員は、効率を重んずる世界に棲んでいるのであります。これに対し、ロータリアンは、奉仕哲学という質の世界に棲んでいるのであります。両者は、棲んでいる世界が異なるのであります。したがって、効率の世界の論理をもって、奉仕哲学という質の世界の事務をコントロールすることは厳に慎まなければならないと思うのであります。

ロータリー運動というものは、全て奉仕哲学に基づいて営まれるものでありますから、ロータリアンは、奉仕哲学という質の世界の論理をもって、ロータリー運動をコントロールしなければならないのでありまして、些かなりとも、ロータリー運動上の重要な事務処理を事務職員に任せてはならないのであります。したがって、例えば、ガバナーは、地区委員の選任については、自分自身で依

頼しなければならないのでありまして、その選任を事務職員に委せてはならないのであります。

要するに、ロータリアンは、自己研鑽のために、即ち、自分を磨くためにロータリー運動に参加するということを忘れてはならないのであります。社長の代わりに、専務がメイクアップに出席するなどもってのほかであります。

何故これがいけないのか、と言いますと、ロータリアンは、ロータリー運動上の義務を他人に委ねてはならないのであります。何故かと言いますと、それが自己研鑽の契機だからであります。したがって、ロータリアンのロータリー運動上の権利義務は、ロータリアンの一身専属権であると言えるのであります。

それは、代理とか代行とかに親しまない、自分でしか出来ないことなのであります。例えば、結婚は、必ず本人がしなければなりません。代理人によって結婚することは出来ないのであります。新婚初夜の代行を頼むような人は居ないと思います。

このようにして、ロータリアンは、全て自分自身で物事を処理しなければなりません。それは、自分を磨くためだからであります。したがって、ロータリーの会費も、自分を磨くためでありますから、高い会費が必ずしも高くないのであります。

例えば、地区委員会や地区協議会への出張旅費は、本来、支給すべきものではないのであります。ただ、クラブ会長やガバナーが気を遣って善意で支給した時には、これを受け取ってもよろしいが、本来、これらの旅費は、ロータリアンの方から請求すべき筋合いのものではないのであります。何故ならば、ロータリアンは、自分を磨くために出張するのでありますから、このような些末なものについては手弁当でやるべきであります。旅費を受け取る言うことは、ロータリアンが奨学金を貰って自分を磨くことになるのでありま



す。

地区委員会への出張旅費を事務局にしつこく請求する人が居ると言うことを耳にしますが、ロータリアンとしては、誠に恥ずかしいことであると言わなければなりません。このようなロータリアンが居るから、事務職員に馬鹿にされるのであります。

ロータリアンは、地区の仕事をするときには、自分の金で出張するべきであります。自分の金で人のために仕事をするのをロータリアンというのでありまして、人の金で人のために仕事するのは、ロータリアンとは言えないのであります。

もっとも、地区外への出張については、金額的に負担が大きくなるので、旅費、宿泊費乃至これと同視すべき程度の金は支給してもよいと思います。殊に、国際ロータリー理事が、遙々とエヴァンストンに出張するような場合には、かなりの金額を負担することになりますから、これは当然、旅費を支給すべきであります。

何故、このように厳しく言うのかと言いますと、ロータリー運動というものは、全てロータリー哲学に基づいて営まれるものでありまして、ロータリー運動上の全ての作業は、ロータリアンの自己研鑽のために、自分を磨くために行われるものでありますから、ロータリアンは、自分の労務の提供に対して報酬の請求をしてはならないからであります。

この点に就きましては、近來、国際ロータリー会長が、会長ノミニーに就任した時から3年間で2,640万円の報酬を得ているのは、果たして如何なものかと思うのであります。

国際ロータリー会長ともなれば、全世界に出張することになりますから、その旅費、宿泊費は、莫大な金額になります。したがって、これらの旅費、宿泊費については、当然、実費として支給されるべきであります。これ以外に、報酬も支

給すると言うことになると、ロータリーの原理に照らして、納得できないものがあるのであります。

国際ロータリー会長は、貴重な時間と労力を犠牲にしてロータリーに献身しておられるのであり、言わば、国際ロータリー会長の献身が無償であるが故に、会長は、社会に対して貸し方になっているのであります。その結果、国際ロータリー会長は、尊敬と信頼をもって報いられるのであります。会長の献身が、報酬を受け取ることによって、貸し借りなしに精算されてしまえば、会長に対する尊敬も信頼も生まれる筈はないのであります。

国際ロータリー会長は、ロータリー存在の根拠を主張する役職であり、ロータリー存在の権化とも言うべき人でありますから、些かなりとも報酬など受け取るべきではないと思うのであります。会長は、無報酬であるからこそ光ると思うのであります。

以上を要するに、ロータリアンは、ロータリー運動上の色々な些末なものについては、自分を磨くため、自己研鑽のためでありますから、手弁当でやるべきであります。

ロータリー運動は、福祉社会というものが提唱される遙か以前に出来上がった、地域社会の最も良質な職業人のボランティア活動であったという事実をよく踏まえておかなければならないと思うのであります。

以上を要するに、第2点は、何事も自分を磨くためであるから自分で処理することであります。それから、手弁当でやるということであります。

第3に、クラブ奉仕における倫理原則として、クラブの中における均一的平等の原則があります。

ロータリー運動というものは、平行運動の要素がありまして、『ロータリーは、人の上に人を作ら

ず、人の下に人を作らず』ということが肝要であります。したがって、ロータリアン同士の間においても、人の上に人を作り、人の下に人を作ってはならないのであります。

このことを保障するために、ロータリーは、創立以来、クラブの通常経費は、クラブ会員の頭数で割って、均分に負担すると言う原則があるのであります。したがって、パストガバナーも、昨日入会した新会員も、クラブの会費は同額なのであります。

何故、同額なのか、と言うと、これは、多分にアメリカ的論法でありまして、クラブの財産権を同じ持ち分でも共有するが故に、クラブを管理するに当たっては発言権は平等であるという形になっているのであります。

会費は同額でありますから、例えば、誰かが威張った分だけ自分も威張る権利がある筈だということになるわけでありまして、これは、クラブというものが完全にリベラルな平等対等の社会だからであります。これが、クラブという社会制度の論理であります。

したがって、ロータリーは、クラブ会長になったからと言って、会費が高くなるわけではありません。何故かと言いますと、会長というものは、ロータリーが運動体として果たさなければならないある種の機能を1年間委託された人（お預かりした人）に過ぎないからであります。したがって、会長になったことは、他のロータリアンよりも偉いロータリアンになったことを意味しないのであります。ロータリアンは、全て平等対等であります。

この理は、地区委員も、ガバナー補佐も、そしてガバナーも同じであります。更に国際ロータリー会長も同じくロータリアンとして平等対等であります。

地区委員は、一般のロータリアンよりも地位が高いわけではありません。平等対等であります。ガ

バナーも、一般のロータリアンより偉いではありません。平等対等であります。もし、ガバナーが、自分は一般のロータリアンより偉いのだと思っているとすれば、そのようなガバナーは、ロータリーの原理を弁えないという意味において、俗に「バカナー」と呼ばれることになるのであります。

要するに、クラブ会長も、地区委員も、ガバナーも、国際ロータリー会長も、ロータリーの全ての役職は、運動体としてのロータリーの機能（役割）の配分の問題である、と言う具合に理解しないと、ロータリー運動の本体が判らなくなるだろうということでありまして。

ロータリアンは、ロータリーの例会に参加するときには、世俗の憂きことを忘れて、そして、人の上に人を作らざる、人の下に人を作らざる、そのような純粋心の世界の中から純度の高い心と心を通わせるのでありまして、これが「クラブ奉仕の中核」にある考え方でありまして、そうでなければ、心は通わないのであります。

私は、この論理を説明するために「茶席の論理」を使います。即ち、

茶席には、大名も武士も町人も百姓も、社会のあらゆる階層の人が入ってきます。しかし、大名も武士も、茶席に入るときには、腰の刀をはずして丸腰で入ります。そして、皆が平等・対等の立場で、静かに茶を喫して去る（喫茶去）、これが茶席の論理であります。

ロータリーの論理もこれと同じでありまして、ロータリーには、大会社の社長も、零細企業の経営者も、大病院の院長も個人の開業医も居ますが、一旦ロータリーの世界に入ると完全平等対等の立場で心と心を通わせるのであります。それ故に、そこからユーモアも生まれるのであります。これがロータリークラブの論理であります。

昔、桐生のロータリークラブの初代会長が、『ロータリーの例会は、ロータリアンが神様になり

合う時間である』と言いました。これは大変よい言葉であります。多少当てずっぽうな感じもしますが、正鶴を射た表現であると思うのであります。

『ロータリーの例会は、ロータリアンが神様になり合う時間である』

世俗の憂きことを忘れて、神様と神様との間には格差はないのでありますから、大企業の社長も、小企業の社長も、大学卒も、そうでない人も、ロータリーの世界では対等であり、平等であります。これを均一的平等の原則というのであります。これは、非常に大事なところであります。

そして、この均一的平等の原則は、ロータリアンと事務職員との関係、そして、ロータリアンと一般地域社会の人達との関係にも当然適用せられるものでありまして、全ての人達が平等・対等なのであります。ロータリアンは、事務職員や地域社会の人達よりも地位が高いのではありません。ロータリーは人の上に人を作らず、人の下に人を作らず、万民平等の思想がロータリーの思想なのであります。

第4に、この均一的平等の原則があればこそ、最後に、ここから『ロータリー精神』即ち、

Spirits of Rotaryが出て来るのであります。したがって、ロータリー運動に参加して、お互いに心と心を通わせて、自分の心の中に他のロータリアンの良質な心の状態というものを映し植えて、そこから何某かのものを学んで立ち去るといふ、その最も良質なものを学んだことによって、自分というものが育てられていくのであります。ロータリーというのはこのような動態的な概念なのであります。

『私』というものは、今ここに居ますが、この『私』は、例会に出る前の『私』ではありません。また、例会に出た後の『私』とも一寸違います。しかし、今の『私』として固定されるべきものではありません。

ません。

絶えず、自分というものの内容が、ドンドン高まっていく。そのエネルギーを与えるものは、他のロータリアンであります。他のフェローロータリアンが、毎週一回の例会でエネルギーを与えてくれるのであります。それによって自分の精神世界が無意識的に、質的に高まって行くのであります。

他のロータリアンとお付き合いをすることによって、自分というものが育てられていくのであります。これを、ロータリーのフェローシップとかロータリー精神を育む世界というのであります。

1974-75年度の国際ロータリー会長 William R. Robbinsは、

"Renew the spirit of Rotary" 『ロータリー精神を奮い起こせ』というターゲットを打ち上げましたが、これは、クラブ奉仕の中核を突いている意味において、誠にホームラン的な素晴らしいターゲットであると言えるのであります。

最後に、自治権を確立した各ロータリークラブは、当然、自治団体であります。この自治団体である各ロータリークラブの連合組織体である国際ロータリーもまた自治団体なのであります。そこで、双方が自治団体として、お互いに自主独立性を主張すると、利害が衝突することもあるのであります。これをどのようにして調和させるかという問題があります。

この問題は、標準クラブ定款第9条の各クラブの自治権と国際ロータリー定款第3条の直接監督権との関係をどのようにして調和させるか、という問題であります。

これは、一方を立てると、他方が立たない、他方を立てると、一方が立たない、という関係にありますから、これを実質的にどのようにして調和させるかという問題であります。

言い換えると、先ず、国際ロータリーがあっ

て、そのお陰で各ロータリークラブがあるのか、それとも、先ず、各ロータリークラブがあって、そのお陰で国際ロータリーがあるのか、という問題であります。

つまり、国際ロータリー定款第3条の直接監督権を中心に考えていくと、国際ロータリーが主であって、各クラブが従であります。したがって、国際ロータリーがあって、初めて各ロータリークラブがあるという考え方が一つ成り立ちます。

ところが、標準クラブ定款第9条の各クラブの自主独立性から考えていくと、自主独立性があって、初めてロータリークラブというものがあるのが円満に発展を遂げることが出来る、即ち、各クラブが主であって、国際ロータリーが従であるという考え方が成り立つのであります。

このどちらをとるのか、という問題であります。この問題は、1910年に全米ロータリークラブ連合会を作るか否か、の時の大問題であったのであり、また、1922年に国際ロータリーが成立し、直接監督権を認めるか否か、の時も最大の問題であったのであります。

最近の日本のロータリアンは、国際ロータリーからチャーターが出て、初めてロータリークラブとして正式に認められるわけであるから、国際ロータリーが主であって、ロータリークラブが従であると考えなければなりません。

標準クラブ定款第9条は、『このクラブの管理主体は、これを理事会とする』と規定しています。これは、ロータリークラブの大黒柱的な規定でありまして、国際大会の決議によって採択されたクラブ自治権確立の大原則であります。これは、クラブの自主独立性を保障した無条件絶対の規定なのであります。したがって、国際ロータリーといえども、この自主独立性を侵害することは許さ

れないのであります。

しかし、一方、国際ロータリー定款第3条は、クラブに対する直接監督権を規定しています。この両者の関係をどのように調整するのか、という問題ではありますが、これを解決したのが、1923年のセントルイスの国際大会の決議23-34号第5項なのであります。

そこには、『各ロータリークラブは、絶対的な自主独立性を有する。絶対的自治権を有する』と規定されています。つまり、標準クラブ定款第9条が中心であると規定しているのであります。即ち、

先ず各クラブがあって、初めて国際ロータリーがあるという考え方であります。これは無条件絶対であります。一切の但し書きはありません。これは国際大会の決議によって認められている大原則なのであります。

そして、このような絶対的自治権の内容を判りやすくする説明がついています。即ち、『国際ロータリーは、積極的または消極的な意味において、如何なる奉仕活動にせよ、各ロータリークラブに対して命令する権限を有しない』と。いとも明快であります。

ところが、これでは、国際ロータリーの直接監督権即ち、各クラブに対して指導と助言を与える立場というものが原理的に成り立たなくなります。

そこで、『国際ロータリーの直接監督権との調和をどのようにすればよいか、』と言う問題になるのでありますが、決議23-34号は、ここにロータリーの奉仕哲学を一枚入れるのであります。

先ず、ロータリアン一人ひとり、一国一城の主であります。皆、自主独立性をもっています。しかし、その自主独立性は、独りよがりの単なる自主独立性の主張であってはなりません。これでは『井の中の蛙、大海を知らず』と言うことになり、自主独立性を長期的に発展させることが出来ません。

世の中の状況は、千変万化に変化します。この千変万化の社会状況に無限に亘って柔軟に対応できる良質な自主独立性をどのようにして育てたらよいのか。これを解決するところにロータリーの真髓があるのであります。

自主独立性を実質的に育てるためには、自主独立性を主張する者が、謙虚に頭を垂れて、周囲の人達に学ぶ姿勢をもたなければなりません。したがって、各クラブは、国際ロータリーから出される指導と助言や他クラブの経験について、謙虚に頭を垂れて学ぶ姿勢をもたなければならないのであります。

そうすると、国際ロータリーは、自主独立性を育てるための指導と助言や他クラブの経験について、全世界に情報媒介機能を持っていますから、ロータリークラブは、国際ロータリーからの指導と助言に謙虚に頭を垂れて学ぶ姿勢を持てば、その自主独立性は、無限に発展できることになるのであります。

したがって、標準クラブ定款第9条と国際ロータリー定款第3条の規定は、実体論理の世界では矛盾するものではない、という形になるのであります。

以上を要するに、クラブの自主独立性といえども、あらゆる問題に対して無制限に主張できるものではありません。クラブの自主独立性を実質

的に保障するためには、クラブの方も国際ロータリーの指導と助言や他クラブの経験に謙虚に頭を垂れて学ぶ姿勢をもたなければならないのであります。このようにして、はじめて両者の対立が調和され、良質な自主独立性が育つことになるのであります。

以上は原理論であります。この論法を現実のロータリーの世界に当て嵌めてみます。例えば、会員増強を考えてみます。国際ロータリーがロータリークラブに対して会員増強を要請した場合、クラブとしては、自分のクラブの会員数の適正値は何名位が適当かを考え、現実のクラブの会員数がそれに合致している場合には、クラブ自治権によってそれを守ればよいのであって、国際ロータリーの要請を受け入れる必要はないのであります。

しかし、これに反して、現実のクラブの会員数が、適正値を遙かに下回っている場合には、クラブは、国際ロータリーの指導と助言に謙虚に従うべきであります。

このようにして、クラブの良質な自主独立性が実質的に保障されることになるのであります。

以上、昨今のロータリーの世界を顧みて、もっとも重要にして且つ緊急を要するクラブ自治権の確立について申し述べた次第であります。

## あ と が き

竹中秀夫会員の発案で深川純一会員のロータリー3分間情報を「純ちゃんのコーナー」と名付けて始めたのが今から3年前です。

そしてこのたび、深川純一会員の話をもっと多くのロータリアンの皆様に今後のロータリー活動の為に役立てて頂きたく1年間の話しを「純ちゃんコーナーPARTⅢ」として、小冊子としてまとめました。

この、「純ちゃんコーナーPARTⅢ」には、2003～2004年度の例会で21話と2004年3月にポートピアホテルで開催されたR I 2680地区研修セミナーでの「クラブ奉仕」ークラブ自治権の確立ーを掲載しています。

小冊子を通じてロータリーを理解し、更に身近なものとして活用していただければ幸甚です。

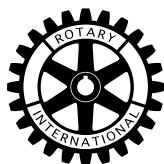
末筆となりましたが、深川純一会員のご厚意にあつくお礼を申し上げますと共に発刊にあたりご協力を賜りました竹中秀夫会員、事務局の方々に深く感謝致します。

2004年7月 伊丹ロータリークラブ ロータリー情報委員会

# 純ちゃんのコーナー

(ロータリー3分間情報)

## Part IV



## 目 次

1. 『ロータリーの親睦とは?』	2
2. 『ロータリークラブの会長とは』 その1	3
3. 『ロータリークラブの会長とは』 その2	4
4. 『ロータリークラブの幹事とは』 その1	5
5. 『ロータリークラブの幹事とは』 その2	6
6. 『ロータリークラブの幹事とは』 その3	7
7. 『ロータリークラブの幹事とは』 その4	8
8. 『ロータリーソング』 その1	9
9. 『ロータリーソング』 その2	10
10. 『ロータリーソング』 その3	11
11. 『規定審議会』 その1	12
12. 『規定審議会』 その2	13
13. 『規定審議会』 その3	14
14. 『ロータリアンの懲戒』 その1	15
15. 『ロータリアンの懲戒』 その2	16
16. 『職業分類表の基準』 その1	17
17. 『職業分類表の基準』 その2	18
18. 『クラブ会費についての一考察』	19
19. 『職業倫理』 その1	20
20. 『職業倫理』 その2	21
21. 『職業倫理』 その3	22
22. 『職業倫理』 その4	23
23. 『職業倫理』 その5	24
24. 『ロータリアンは業界の代表ではない』	25
附. 記念講演『職業倫理』	26



## 序 に 代 え て

今から4年前の7月に当クラブの時のロータリー情報委員長竹中秀夫会員の発案によりまして、ロータリー3分間情報を『純ちゃんのコーナー』と名付けて発足致しました。それから早くも今年で4年の歳月を閲することになります。その間、浅学非才をも顧みず、クラブの皆様の温かい友情と御理解により、何とか雑駁な知識をもって説き続けてまいりましたが、顧みて、誠に内心忸怩たる思いでございます。

当初は、ロータリー理論を体系的に叙述しようと思いましたが、元来、このような内容を僅か3分間ずつの話で説き続けることは到底無理であることに気が付き、結局、全く行きあたりばったり、思いつくままに話す格好になってしまったのでございます。そして、昨年度も、一昨年度も、その方法を踏襲致しました。

ただ、昨年度は、年間24回しか話すことが出来ませんでしたので、全体としての内容がやや乏しくなりました。

そこで、24回分に加えて、今年4月30日に東京の新高輪プリンスホテルで開催されましたRI会長主催ロータリー創立100周年祝賀会議における私の記念講演『職業倫理』の一文を巻末に付け加えていただきました。誠に拙いものではございますが、併せて御高覧賜りますれば幸甚に存じます。

終わりに、この一年間、私の拙い話を辛抱して聴いて下さったクラブの皆様の友情と寛容に心から感謝致しますと共に、この小文集の発刊に御尽力いただいた竹中会員初め事務局の方々に心からなる感謝を捧げ擱筆致します。

2005年7月

深 川 純 一

# 1. 『ロータリーの親睦とは？』

ロータリーの基本概念は、親睦と奉仕であります。ただ、この親睦と言うことについては、その概念を整理しておく必要があると思います。

ロータリーの親睦と言うものは、本来、ゴルフや旅行を楽しみ、酒を楽しむと言うような「感性的な親睦」を意味するものではありません。ロータリアンが例会において、親睦の内にフェロー・ロータリアンと切磋琢磨し、自己研鑽に励みながら、自らの心を高めていく所謂「精神的な親睦」を意味するのであります。

感性的な親睦であれば、ロータリアンでなくとも地域社会の人であれば誰でも楽しんでいるのであります。極端な事を言えば、暴力団でも、それがグループ活動である以上、ゴルフや旅行を楽しみ、酒を楽しんでいるのでありますから、感性的な親睦はあります。ロータリアンも同じように、ゴルフや旅行を楽しみ、酒を楽しんでいることには何ら変わりはありません。ではロータリーの親睦と暴力団の親睦とは一体何処が違うのか。ロータリーの親睦とは一体何か、と言うことを煮詰めておかなければなりません。

この点については、先ずロータリークラブは、社交クラブであると言うことを忘れてはなりません。ロータリークラブは奉仕クラブではないのであります。日本ロータリーの創始者米山梅吉先生は、『ロータリークラブは奉仕クラブではない』と言い切っています。『クラブとして奉仕すべきものは原則として何もない。では、クラブは一体何をするとするところなのか。それは奉仕をするロータリアンを

育てるところである』と言うのであります。このようにして、ロータリークラブは、社交クラブであります。

したがって、社交クラブでありますから、基本的に、先ず楽しくなければなりません。ロータリークラブは、宗教団体ではありません。お寺ではないのでありますから、酒を楽しみ、ゴルフや旅行を楽しむのも結構であります。楽しいことは何をやってもよいのであります。このような感性的親睦も大いに結構であります。

ただ然し、一点、忘れてはならないことは、酒を飲んでも、ゴルフをしても、何をすることにつけても、己の足らざるところを他のロータリアンから学ぶ姿勢を持つべきことであります。即ち、ロータリアンがお互いに学び合うことによって自らを高め合うこと、所謂「精神的親睦」がロータリーの親睦なのであり、そこにロータリーの魅力があるのであります。

1989-90年度の国際ロータリーの会長ヒューM. アーチャーさんは、『ロータリーを楽しもう』というテーマを掲げました。

アーチャーさんの言うロータリーを楽しむと言うことの意味は、一業一会員制をもって選ばれたロータリアンが毎週例会に出て来て、親睦の内に例会を楽しみ、己の足らざるところを他のロータリアンに学び合う、自己研鑽に励み乍ら成長していくのを見るのは楽しいね、このロータリーを楽しもうと言うことであつたのであります。

このようなロータリーであつて、始めて魅力あるものとなるのであります。

## 2. 『ロータリークラブの会長とは』 その1

クラブ会長は、クラブ幹事と共にロータリークラブの代表権者であります。したがって、ガバナー月信の名宛人は、会長並びに幹事殿となっているのであります。

会長は、憲法の組織原理から言いますと、天皇に当たります。これは帝王学の体現者でありまして、ロータリー存在の権化なのであります。したがって、会長は、執行権限は何も持っていません。持っていないが故に会長たり得るのであります。天皇が国家の象徴であるように、会長は、クラブの象徴なのであります。

この点は、国家管理の実権は全て内閣総理大臣が握っていて、天皇には何らの権限もないのと同じように、クラブ管理の実権は全て幹事が握っていて、会長は何らの権限も持っていません。持っていないからこそロータリーが光るのであります。

では、会長は何をすればよいのか、と言いますと、例会でアドバルーンを上げて、クラブの会員にやる気を起こさせることであります。

会長のマナーとして心得て置くべきことは、クラブ管理の全てのことを知っていて、しかも知らない顔をしていなければなりません。会長が何でも知ったか振りをしますと、クラブは育たないのであります。会長は、ロータリーの夢のあるところとか理想論を

喋って、アドバルーンを上げることであります。そして、クラブ管理の事務的なことに質問が来た時には、自分の役割ではないとして幹事に振ればよいのであります。

では、会長の代表権は、一体どのようなものか、と言いますと、

1. 先ず、国際ロータリーの窓口になる場合があります。例えば、ガバナー月信の名宛人は、会長並びに幹事殿となっています。

2. 次に、他クラブと付き合いをする場合は、事実上、代表者として振る舞う資格があると言えます。しかし、決定権は、何も持っていません。決定権は、クラブ理事会が持っています。これは、クラブ定款第9条第1節『このクラブの管理主体は、これを理事会とする』と言う大黒柱の規定があることから明らかであります。

3. 第3に、団体的な社会奉仕を実施する段階で、地域社会に対して、私がこのクラブの会長である、と言うことで代表権らしきものを行使出来る場合があります。

しかし、これも細かく分析していくと、法的には、代表権と言えるものであるかどうか判らないのであります。

以上を要するに、会長は、ロータリー存在の根拠を主張する役職であり、帝王学の実践者でなければならない、即ち、天皇でなければならない、と私は考えるのであります。

### 3. 『ロータリークラブの会長とは』 その2

会長は、理事会の議長であります（推奨クラブ細則第3条第1節）。したがって、会長は、執行機関のトップであると同時に審議機関である理事会のトップであります。したがって、会長は、非常に強い権限を持っているようではありますが、実質的な権限は何ももっていないのであります。何故かと言いますと、会長は、執行機関のトップとしては、クラブの象徴たる地位にあって何らの実権はなく、また、審議機関のトップとしては、理事会は合議体でありますから、多数決原理で決まってしまうと、議長たる会長の出番はないからであります。会長は、理事会に案件が出てくると、その案件の交通整理をするだけであります。要するに、会長は、行司の役目であります。

ところが、或るクラブに、或る慣例（例えば家族会を毎年開催する）がある場合に、その慣例を廃止しようという提案があつて、これを理事会に諮ったところ、可否同数に割れたとします。この場合、議長が Casting Vote もっていますが、会長は、理事会の議長として賛成・反対のいずれに一票を投すべきか、という問題があります。

会長個人の気持としては、賛成・反対と色々ありますが、ロータリークラブの会長の地位にある以上は、会員全部の利益を代表して会長職を務めているのでありますから、自分の身体は、自分一人の身体ではありませ

ん。ここに自他を分かつたぬ思考、ロータリー哲学が出てくるのであります。即ち、

既に或る慣例が確立しています。この慣例については、既に理事会決議が何処かにある筈であります。したがって、慣例が確立しているところに、その廃止の提案があつて、多数決で決まるものであれば、既に決まっているはずであります。それが、今、可否同数に割れているということは、未だ改正の因縁が熟していないと言うことの証明であります。したがって、時期尚早、原案否決に一票を投じなければならないのであります。これが、自他を分かつたぬ思考であり、自分を禅脱した発想なのであります。

このように、会長とは、クラブの象徴としてその地位高さが故に、非常に倫理的なものを宣言しなければならないのであります。したがって、ロータリー哲学の本体が判っていないと会長職は務まらないのであります。

なお、会長は各種委員会の職権上の委員であります（推奨細則第7条第1節d項）。これは、委員会が流れたときでも、会長がこれを吸収できるという権限吸収の関係から認められたものでありますから、いつも出席しなければならぬと言うことではありません。したがってまた、委員会が流れた時でも、会長一人の判断で委員会決定をして、理事会の決議を求めることが出来るのであります。

## 4. 『ロータリークラブの幹事とは』 その1

クラブ幹事は、クラブ会長と共にロータリークラブの代表権者であります。

幹事は、比喩的に言えば、憲法の組織原理からすると内閣総理大臣に当たります。国家管理の実権は全て内閣総理大臣が握っているのと同じように、クラブ管理の実権は全て幹事が握っているのであります。即ち、

幹事は、クラブ内外の情報を一身にプールしています。あらゆる情報は、全て幹事を經由することになっています。したがって、幹事は、クラブの大黒柱であり、クラブの代表権者なのであります。この点は、会員の身分証明書を見れば幹事が代表権者であることが判るのであります。会員身分を証明する立場にあるのは幹事であります。

このように、幹事は、クラブ管理の全ての実権を握っているのでありますから、こと手続に関しては、幹事は、知らないことでも知っている顔をしていなければなりません。逆に、会長は、知っていることでも知らない顔をしていなければなりません。

ところで、ロータリークラブは、社交クラブであります。社交クラブというものは、会員各自が我が儘を十二分に尊重される社会体であります。したがって、ロータリークラブには団結力がありません。あるものは、一人ひとりの良質な主体性であります。したがって、ロータリークラブは、組織体としては、非常に弱いのであります。

そこで、この弱い組織体を維持するためには、クラブ幹事が、その弱さを一身に吸収出来るだけの管理権限を持っていないければならないのであります。したがって、比喩的に言えば、幹事は、ヒットラーの10倍の**独裁権**を持っていないければならないのであります。これで、組織体としての弱さとのバランスがとれるのであります。

そして、この独裁権と表裏一体の関係として肝に銘じておかなければならないことは、謙虚さであります。これなくしては、独裁権は宙に浮いてしまうのであります。それと同時に、現実のクラブ管理に当たっては、達磨大師の10倍の**忍耐力**が必要となるのであります。

1910年から32年間にわたり国際ロータリーの事務総長（RIレベルにおける幹事）を務めたチェスレー・ペリーは、『私は、全員賛成のことだけを実施したに過ぎない』と言っていますが、賛成、反対の様々な意見のある中で、全員が賛成するように説得することは、大変な忍耐力が必要であろうかと思うのであります。

以上を要するに、幹事は、クラブの大黒柱でありますから、毎年交替の原則には服さないであります。昔の大阪クラブの露口四郎氏、東京クラブの小林雅一氏のように管理能力のある同一人物が10年、20年と務めるのであります。

## 5. 『ロータリークラブの幹事とは』 その2

クラブ幹事とクラブ会長は、共にクラブの代表権者でありますから、クラブ運営に当たっては、両者は常に一体でなければなりません。

ところが、人間の社会というものは、仕方のないものでありまして、とかく幹事の悪口は、会長のところへ言いに行くものであります。そして、会長の悪口は、幹事のところへ言いに行くものであります。

この場合、会長は、たとえ相手の言うことが正当であると思っても、絶対に幹事をDefendしなければなりません。幹事もまた、会長を守るべき義務があります。

にも拘わらず、会長が、『君の言うとおりで。あの幹事は辞めさせようか』などと言えば、クラブは滅茶苦茶になってしまいます。こんなところで【四つのテスト】を適用してはなりません。これは適用の場面が異なるのであります。

この場合、『君は、そうは言うけれど、あれは中々よくやって居るんだよ』という具合に言わなければならないのであります。これは、マナーとして、お互いに心得ておくべきことであります。これを私は、会長・幹事一体の原則と言っています。

このように、お互いにDefendし合うことによって、会長と幹事との取り合わせが、クラブをうまく動かすことになるのであります。

ところで、幹事は、クラブ管理の中心人物でありますから、毎年交替の原則に服しません。何故かと言いますと、ヒトラーの10倍の統制権限を持っていないと、クラブのような団結力のない組織を永続的に維持することが出来ないからであります。

幹事は、会長の女房役ではありません。幹事は会長の女房役であるから、その選任は会長に任せようというのは駄目であります。幹事を先ず第1に選ぶべきであります。会長の選任とは何も関係がありません。

そして、幹事には『皆でBack upするから、10年でも20年でも引き続いてクラブを守ってくれよ』と言えよいのであります。

アメリカでも、立派なクラブは、一人の幹事が何年も歴任しているのであります。例えば、1910年に設立されたフィラデルフィア・ロータリークラブは、創立50周年記念式典のメイン・イベントとして幹事歴任50年慰労会を催して居るのであります。日本では、大阪クラブの露口四郎さんは、幹事歴任27年でありました。

以上を要するに、ロータリークラブを強力にするためには、幹事が居なければなりません。強力な実力のある幹事が居て、初めてクラブは強力たり得るのであります。ロータリーの世界で一番重要な役職はクラブ幹事なのであります。

## 6. 『ロータリークラブの幹事とは』 その3

幹事については、標準クラブ定款第9条第4節に所謂職務上の理事に関する規定があります。即ち、「幹事、会計及びSAAは、細則の定めるところに従って、理事会のメンバーであっても、またはそうでなくても差し支えない」という規定があります。

ところが、この規定は、ヨーロッパ大陸法と英米法とは原則の立て方が全く異なるのであります。即ち、

大陸法では、職務上の理事というものは、理事会に席をもつと、その限りで理事会メンバーでありますから、理事会で意見を述べ、決議権を行使できるのであります。

ところが、英米法では、職務上の理事は、職務によって理事会に居るだけでありますから（本来、幹事は執行機関であり審議機関ではありませんから）理事会で意見を述べることは出来るが、決議権は行使してはならないことになっているのであります。

原理的には、執行権と審議権とを峻別する英米法の方が合理的なように思われます。しかし、理事会に席を持って意見は述べるが、決議権は行使できない、しかし、理事である、というのは、頭の整理からしますと出来の悪い処理の仕方でありませう。

頭の整理からしますと、大陸法の方がすっきりしているのであります。即ち、職務上の理事は、一旦理事会のメンバーになった以上は、理事と同一の権利義務を負い、決議権も

行使してもよい、という方が頭の整理にはよいのであります。

実は、この問題は、この種類の事態を処理するために考えられる二つの方法にすぎないのでありまして、二つの可能性が並び立つと考えればよいのであります。

そこで、実利的には英米法（ロータリーの立場）の方がよいと考えられます。即ち、幹事は執行機関の中心であり、理事会は審議機関の中心でありますから、審議機関である理事会で原則を定立するときは、執行機関である幹事は、一歩下がって客観的に理事会の原則の定立を見守るのであります。

そして、理事会が原則を定立した以上は、幹事は、理事会が決めた原則を（これは自分が決めた原則ではないのだから誰に憚ることもなく）専ら執行することに専念することになるのであります。この方が、幹事が動きやすいのであります。

尤も、大陸法においても、職務上の理事について、これは本来、執行機関の立場で理事会に入っているわけでありませうから、職務上の理事即ち、幹事が決議権を行使すると、幹事の立場を悪くするような場合には、決議の効果は幹事に及ばないように免責するという形で理事会の決議権を行使することがありますから、実際上の処理の結果は、大陸法も英米法も同じであると理解すればよいのであります。

## 7. 『ロータリークラブの幹事とは』 その4

前回は、幹事が標準クラブ定款第9条第4節によって「職務上の理事」であるという話を致しました。そこで、この規定をどのように理解するかという問題があります。

即ち、幹事は、理事会で決議権をもっていないから、理事会から見ると下役である。したがって、理事会では、何か尋ねられた時は意見を言ってもよいが、決議権は、理事会が行行使するから、幹事は控えていなければならない、という具合に理解してはならないのであります。

先ず第一に、幹事は、クラブ内外の情報を一身にプールして、あらゆる情報は全て幹事を経由することになっていますから、幹事はクラブの大黒柱なのであり、クラブの執行権限を握っている実務のプロなのであります。したがって、幹事は、審議機関である理事会に出席しても、執行機関としての独自性を維持するためには、意見を述べることは出来るが、決議には参加しない、という方が、決議の拘束を受けないという意味では職務を執行しやすいのであります。

第二に、理事は任期1年であって、実務のプロではありませんから、実務のプロである幹事から出た意見（勧告意見）を聞いて決議しなければなりません。（実質的建前）しかし、幹事の影響のもとに決議したというのでは、理事会も格好が付かないので、表向きは

理事会が独自に決議したという建前を採るのであります。理事会は、幹事に対して『理事会は、君の動き易いように決議してやるから、どのように決議して欲しいのか細かい事情を説明して君の意見を聞かせてくれ』と言って、幹事の意見に従って決議するのであります。95%は、この方法で決議して行くのであります。そうすると、幹事は、理事会の決議を執行する段階では、『自分は、ただ意見を述べただけであって、クラブの最高管理権を持っている理事会が、自分とは関係なしに決議したことであるから、決議がある以上は、自分は専らその決議を執行することに専念するよ』ということになるのであります。即ち、このような建前を採る方が、幹事がやりやすいということのであります。

但し、例外があります。それは、幹事が実務のプロであればあるほど盲点があります。理事会は素人集団ではありますが、ロータリアンであります。したがって、高次の次元から見ていて、幹事がやりすぎた時は、幹事に対して監督機能を行行使しなければなりません。このように、第一に、原則として幹事の勧告意見に従って決議する機能と、第二に、例外として幹事に対する監督機能という二つの機能をもって「職務上の理事」の規定が出来上がっているということなのであります。



## 8. 『ロータリーソング』 その1

1905年当時のシカゴロータリークラブは、会員同士の親睦とお互いの助け合いのクラブでありました。ところが、1907年頃から、アーサー F・シェルドンによって世のため人のための奉仕という考え方が提唱され、ポール・ハリスが3代目会長になった頃のシカゴクラブは、従来の親睦と相互扶助の世界に、ポール・ハリスが「奉仕」という全く異質なものを強く提唱したために、親睦は崩壊し、クラブは荒れに荒れたわけでありました。当然の事ながら、会員の出席率も低下します。

この状況を見て、クラブの初代の親睦委員長であったDr. William R. Neff は、

『この状態があと一と月続けば、このクラブも終わりだ』と考えたわけでありました。

そこで、親睦委員長として、何とかこの状況を回復する手を打たなければならないと考えた結果、Harry Rugglesに対して、ポール・ハリスやアーサー F・シェルドンが奉仕の話をしてクラブの雰囲気がおかしくなったら、皆で歌を唄ってほしいと提案したのであります。

Harry Rugglesもこの要請に応じて、奉仕の話でクラブの雰囲気が冷たくなると、

『諸君、歌を唄おう』"Hell, fellows Let's sing!"  
と言って皆をリードしたのであります。

これが実は、ロータリーソングの慣例の始

まりでありました。初期のロータリアンは、歌を唄うことにより童心と友情を取り戻し、奉仕の議論から解放されて、心と心を通わせることに成功したのであります。

クラブに入会する時には、その性格が実直にすぎて雅量がないのではないかと思われたHarry Rugglesが、見事にロータリーの親睦の伝統を築いたのであります。

Harry Rugglesは、この功績により、1908年、ポール・ハリスが会長の任期途中で退任したあとを受けて会長となり、更に、1909年～10年まで、自己の固有の権利として会長職を務めたのであります。

要するに、ロータリーソングというものは、童心の回復がクラブ親睦の出発点でありますから、今日の【奉仕の理想】その他所謂ロータリーソングを唄わなければならないという筋合いのものではありません。子供の頃に唄った歌や私達が常日頃慣れ親しんだ歌その他気分が和やかになる歌であれば何でもよろしいわけであります。

これが、ロータリーソングの正しい慣例であります。奉仕概念がどんなに高度に発展しても、この親睦の提唱は決して間違っていないのでありまして、Harry Rugglesの業績は、高く評価されて然るべきものであります。

## 9. 『ロータリーソング』 その2

昭和の初期にロータリーの日本化の提唱がありました。ロータリーを日本の社会の実情に調和させようという主張であります。その一つにロータリーソングがあります。昭和8年、大阪クラブから出た村田昌蔵ガバナーは、ロータリーソングも英語のものではなく、日本人が作ったものを唄うべきであるという提唱をしています。この提唱が実ったのが昭和10年のことでありました。

実は、私が昭和52年に直木太一郎パストガバナーから頂いた手紙によりますと、この提唱に原動力を与えたのは、実は、1914～15年度の国際ロータリークラブ連合会会長であったFrank L.Mulhollandでありました。

彼は、昭和5年、神戸で開催された第70地区大会にRI 会長代理として出席して、

『私は、ロータリーは、あくまでも世界のロータリーであって、アメリカのロータリーではないと思う。したがって、アメリカナイズされるのには反対である。

今、英語でロータリーソングが唄われたが、何故、日本語の歌を唄わないのか、と聞いたところ、日本語の歌では**権威**がない、と言うことであったが、そのような ことでは困る。

私は、各国におけるロータリークラブが、それぞれその国の風俗習慣によって行われることを希望する』と述べています。

これは、実にいい話であります。Frank L.Mulhollandは、ロータリーの理論を説くについて、一頭地優れていたと言われているだけに、流石であります。

その後、5年の歳月を閲して昭和10年に日本語のロータリーソングが生まれるに至るのであります。即ち、

昭和10年5月5日、京都朝日会館で地区大会が開かれ、祇園の歌舞練場で東久邇宮殿下御臨席のもとに、新作の日本語のロータリーソングが発表されたのであります。

第1位は、【旅は道連れ世は情け、情けは人のためならず】

杉村広太郎作詞（東京）・

吉住小三郎作曲（東京）

但し、この歌は、後に、著作権侵害の事実が出てきたので、ロータリーでは唄わなくなりました。

第2位は、【奉仕の理想】

前田和一郎作詞（京都）・

萩原英一作曲（東京）

第3位は、【平和を人の世に植え、親愛の心はぐくむ】

田崎慎治作詞（神戸）・

早川弥左衛門作曲（名古屋）

第4位は、【我らの生業様々なれど】

高野辰之作詞・岡野貞一作曲。

## 10. 『ロータリーソング』 その3

神戸東クラブの末正久さんが、昭和45年に【奉仕の理想】の作詞者前田和一郎という人から興味深い手紙を受け取っておられますので紹介しておきます。

『私は、昭和15年の解散命令の時にロータリーを辞めて、その後復帰していない。ロータリーを辞めて30年以上になるが、誰もロータリーの話を開かせてくれない。

私は、もう長い間半身不随で、老妻と寝たきりの生活をしている。ところへ、君から、このような手紙をもらって非常に嬉しい。

昭和10年に京都で第7回地区大会があった。昭和9年の末頃、私は、ロータリークラブの唱歌委員長をしていた。ある日、お前も出てこい、と言うので、何事ならんと思って行ってみると、村田省蔵ガバナー、石川芳次郎大会委員長、田辺隆三ホストクラブ会長というお歴々がいた。

「今日は一体何事ですか」と聞くと、「今まで日本で唄っている歌は、英語の歌ばかりだから、日本語の歌を作ろうと思っている。そこでお前は唱歌委員長なんだから、そんなもの位作ってみろ」と命令された。私は、とてもそんなことは出来ないと固辞したが、下手でもよかったら作りましょう、ということになってしまった。

そこで、唱歌委員長の経験から、あまり長い文句や難しい文句では、皆が唄ってくれないし、歌も2番3番とあるようなものはだめ

だから、1番だけの歌を作ろう、と言うことであの歌が出来た。それでも、後から文句が出て、「久遠の平和」だとか「業」などは難しすぎるとクラブ内から文句が出た。

しかし、兎に角、杉村楚人冠作詞の【旅は道連れ】と共にコンクールで当選して、祇園の歌舞練場で東久邇宮殿下御戴臨のもとに発表式があり、殿下から直接賞品を授与された。その時、神戸からは直木太一郎氏、沢田清兵衛氏、湯浅恭三氏が来ていた。

結論としては、「御国ニ捧ゲン吾等の業」のところが、自分は寝ていても気になって仕方がない。もう戦争も済んで、平和国家になったのだから、末正さん、是非一つ、これは「世界ニ捧ゲン吾等の業」と変えるように君から宣伝してくれないか。』

末正さんが後で聞くと、この手紙が最後になって、前田さんは1ヶ月後に亡くなられたので、末正さんは、「世界ニ捧ゲン」と変えてくれ、と言うことを、自分に対する前田さんの遺言のように受け取っておられるのであります。ところが、他クラブへメイクアップに行ったときに、それを唄おうと思うが、彼奴は文句を知らんのか、と思われそうで、恥ずかしくて実は未だ実行していないと言っておられました。

この話は、私が昔、兵庫千種会で末正さんから直に聞いた話であります。

## 11. 『規定審議会』 その1

今年は、ロータリーの規定審議が動きましたので規定審議会の話をしませう。

国際ロータリーの最高決議機関は、国際大会であります。したがって、国際ロータリーは、ロータリーの諸々のルールを決めるために、昔から毎年国際大会を開いて決議権の行使をしていたのであります。

ところが、毎年決議権を行使して規則改正をする場合に、一つ困ることは、ロータリアンは、皆ロータリーをこよなく愛するが故に、お互いの意見が異なると激烈な論争になります。そこで、国際大会では、怪文書が出されたり、非難中傷が乱れ飛んだりして、『親睦とは喧嘩のことかいな』という状況になります。

そこで、何時の頃からか、毎年、規則改正で喧嘩することは止めよう、少し間をおこう、と言うことになり、奇数年度は規則改正を行わないことになったのであります。

規則改正を行わない奇数年度は何をやるのかというと、人事権の問題がありますから、国際ロータリー会長の選任とか国際ロータリー理事の改選とかガバナーの選任などをするのであります。

このようにして、1968年のメキシコシティの国際大会までは、奇数年度は、人事権の行使以外は規則改正をしないで、偶数年度だけに、規則改正を行うと言う形でやって来たの

であります。

ところが、1968年になると、規則改正の提案件数が増えてきまして、国際大会は、年間大体1週間しか審議する期間がありませんから、提案件数が増えて来ますと、1週間では到底これを処理することが出来なくなったのであります。

そこで、1970年アトランタ国際大会以降は、ルールが改正になりました。即ち、

1. 従来、提案案件を事前に整理して予備審査をする言わば長老会議的な役割を持っていた規定審議会を国際ロータリーの立法機関とする旨を決議したのであります。
2. そして、1972年のヒューストン国際大会の一部として、初めて立法機関としての規定審議会が開催されることになり、
3. 更に1974年のミネアポリス・セントポール国際大会で、2年毎の開催を3年毎に開催するように改め、
4. 次いで、1977年サンフランシスコ国際大会で、規定審議会を国際大会の一部ではなく独立の立法機関とすることになったのであります。

このようにして、長老会議的な補助機関であった規定審議会は、今やロータリーの立法機関即ち、ロータリーの議会になったのであります。

## 12. 『規定審議会』 その2

規定審議会の構成は、投票権を有する議員と投票権を有しない議員をもって構成されています。

1. **投票権を有する議員**は、全世界の各地区から一人ずつ、前年度の地区大会で選ばれたクラブ代表議員であり、その議員の資格は、地区大会で選ばれる時点においてガバナーを全期間勤めた者、即ち、パストガバナーであります。

但し、パストガバナーがいない時は、ガバナーが証明し、国際ロータリー会長の許可があれば、ガバナーまたはガバナーノミニーも代表議員になれます。

代表議員は、ロータリーの現在の方針と理論や手続に精通した人であり、連続3回以上は勤めるべきでないと勧告されています。したがって、これは強制ではありません。

2. **投票権を有しない議員**は、規定審議会の議長、副議長、議事運営手続の専門家、国際ロータリー会長、元 国際ロータリー会長全員、国際ロータリー理事全員、事務総長、ロータリー財団委員、国際ロータリー定款細則委員会委員等少数の議員であります。

3. **審議案件の種類**としては、制定案と決議案の2種類があります。

制定案というのは、国際ロータリーの定款・細則及び標準ロータリークラブ定款を改

正しようとする案件であります。制定案の締切日は、規定審議会前年の6月30日までであります。

決議案というのは、制定案以外の全ての審議案件であり、その内容は多種多様であります。決議案の提案締切日は、制定案と同じであります。

なお、決議案については、国際ロータリー理事会または規定審議会は、審議会が閉会するまで提案することが出来ることになっています。

4. **審議案件の提案権者**は、ロータリークラブ、地区大会、RIBIの審議会または 大会、規定審議会及び 国際ロータリー理事会であります。

ところで、ロータリークラブは、国際ロータリーの構成員でありますから、国際ロータリーの立法機関に対して自由に且つ独自に提案できるのが当然であります。近來、クラブからの提案数が異常に増大してきましたので(例えば、アルゼンチンのリオカルト・スールクラブは78件)、1992年のアナハイムの規定審議会において、クラブからの提案は、国際ロータリー事務総長に提出する前に、地区大会にかけてからでないと提案出来ないことになりました。(92-238)

## 13. 『規定審議会』 その3

今日は、規定審議会における採択案件の処理手続について話します。

先ず、審議会で採択された案件は、審議会議長が審議会終了後10日以内に審議会の決定に対する詳細な報告書を事務総長に提出し、事務総長は、各クラブ幹事に対して、規定審議会閉会后2ヶ月以内に、審議会が採択した案件（制定案・決議案）の全てについての報告書を送るのであります。

クラブは、その採択案件を検討し、もし、クラブとして反対すべき採択案件があれば、この報告書についている反対意思表示欄にクラブの意思を記入してクラブ会長が署名し、事務総長の報告に記載されている期日までに事務総長に届くように提出することが出来るのであります。

そして、各クラブは、この年度当初の7月1日現在におけるクラブ会員数により、名誉会員を除く50名ごとに1票、または、端数が26名以上の場合には更に1票を投ずる権利があります。即ち、

会員1名から75名までは投票権1票、会員76名から125名までは投票権2票、会員126名から175名までは投票権3票という具合に計算するであります。

そして、如何なるクラブでも、少なくとも1票を投ずる権利が与えられているのであります。

この反対投票によって、全世界のクラブの投票権行使可能な投票総数の10%以上に当たる反対の意思表示があった場合には、その案件についての審議会の決定は、効力が保留されるのであります。そして、その案件は、郵便投票によって、最終的に採否が決定されることになるのであります。

これは、例え規定審議会で採択されても、この反対投票の手続によって、規定審議会の決定を覆すことが出来るのであり、国際ロータリーの構成員であるクラブの意思表示の機会が民主的に担保されていることを意味するのであります。

したがって、これは非常に重要なことでありまして、クラブの代表権者である会長・幹事は、規定審議会に関する情報をクラブ会員に周知徹底させなければなりません。

今や、ロータリーは、巨大な世界的組織とはなりましたが、それがひ弱な巨人にならないように、私達は、世界第2のロータリー国としての指導性を発揮し、ロータリーの立法機関である規定審議会には強い関心を抱くべきであると思うのであります。

なお、『ロータリーの友』1995年1月号の横書き部分18ページ以下に、規定審議会における代表議員の役割、議事運営手続の詳しい解説があります。

## 14. 『ロータリアンの懲戒』 その1

ロータリアンの懲戒というのは、ロータリークラブはロータリアンの会員資格を奪う権限即ち、懲戒処分を行う権限をもっているのか否か？という問題であります。

ロータリークラブは、社交クラブではありません。社交クラブというものは、会員の主体性、平たく言えば会員の我が儘を100%尊重するグループ活動であります。したがって、クラブは、99%懲戒処分などしてはならないのであります。

しかし、原理的に考えますと、明文の規定はありませんが、例外的に、会員の資格を奪う権限はあると考えなければなりません。

では、どのような場合に会員を懲戒することが出来るのか、と言いますと、これは具体的な事例を挙げるほかありません。即ち、

懲戒出来る例としては、先ず、強盗、強姦、詐欺、恐喝等の破廉恥罪を犯した会員については、会員資格を奪ってもよいと思います。

しかし、脱税とか贈収賄となると問題であります。脱税も何億円という巨額のもの、当然懲戒に値すると思いますが、少額の脱税については、資格剥奪は難しいのではないかと思います。尤も、この問題については、国によっても対応が異なります。

例えば、アメリカは、脱税を国家に対する反逆と見ますから、これに対する刑罰は非常に厳しいのであります。ハーバード大学の国際私法の或る教授に対する刑罰は、実に無期

懲役でありました。彼は、第二次世界大戦後の恩赦によって出所しましたが、やがて落魄の内にこの世を去ったという悲しい物語があります。

また、贈収賄については、元来、これは公務員という身分をもっている者に賄賂を贈ることによって犯罪となるのでありますが、ロータリーは、法の世界ではなくて倫理の世界でありますから、犯罪にならない私人間の場合でも賄賂の授受を禁じているのであります。しかし、業界によっては、賄賂を使わなければ生きて行けないような倫理性の低いところもあります。したがって、場合にも異なりますが、少額の贈収賄をしたことによってロータリアンの資格を奪うのは難しいのではないかと思います。

では、賭博罪はどうか？ これは明らかに犯罪であります。しかし、これほど罪の意識の少ない犯罪も珍しいのであります。したがって、これは、暴力団の関与した賭博や常習賭博その他賭け金の巨額な賭博等々その類型に従って判断しなければならぬと思います。ゴルフの賭けも、賭け金の多寡に拘わらず、原理的には賭博であり、犯罪であります。したがって、賭博罪で処罰された場合には会員資格を奪うべき場合もあり、具体的な事案に従ってその是非を判断しなければならぬと思います。

## 15. 『ロータリアンの懲戒』 その2

会員が奥様以外に愛人を持っているのは懲戒に値するののかという問題があります。この問題は、ロータリーの中でも意見の分かれるところでもあります。即ち、  
先ず、これは犯罪ではありませんから、会員資格を奪うことは出来ないという考え方があります。しかし、一方、このような不純な関係を持つことは、ロータリアンとして恥ずべきことであるから会員資格を奪うべきであると考え人もいます。

しかし、自分が愛人をもつことを恥だと思うのであれば、自分は愛人を持たなければよいのであって、色々な因縁が熟して愛人を持つようになったのであれば、それはその人の自由であって、この問題は、天照大神以来、未だ未解決の問題であると考えられる考え方もあります。

参考までに一つの事例を出しておきます。

昔、或るロータリアンが戦争未亡人に対して、物心両面の援助を続けているうちに男女の一線を越えて親密な仲になってしまったのでありますが、やがて、そのロータリアンが、次年度ロータリークラブの会長に就任することになりました。

そこで、そのロータリアンは、愛人に対して、ロータリークラブの会長になる以上は、今の関係を続ける訳にはいかないと言って、愛人に別れ話を持ち出したのであります。そ

の愛人は、今まで一緒に暮らせただけでも幸せだったと言って、快く別れることを承諾したのであります。

そこで、その人は安心して帰宅しましたところ、その翌朝、その愛人が自殺していたのであります。そこから司直の調査が入って事態が明らかになり、結局、そのロータリアンは、会長資格のみならず会員資格まで失ってしまったのであります。

このような事例を如何に考えるべきでありましょうか。

愛人の態度は、自分の愛を貰った点で実に立派だと思えます。しかし、ロータリアンの方は如何なものでしょうか。

自分が会長になるという自分の名誉のために、愛人を犠牲にしたとも考えられます。しかし、一歩突っ込んで考えますと、そもそも、会長になるには愛人を持ってはいけないのでしょうか。意見の分かれるところであろうかと思えます。

また、クラブの対応も疑問であります。果たして会長資格のみならず会員資格まで奪う必要があったのでしょうか。疑問なしとしません。

要するに、この事案は、色々と考えさせられる問題を提示しています。したがって、これは、クラブフォーラムの適切なテーマになるかと思うのであります。



## 16. 『職業分類表の基準』 その1

ロータリーは、地域社会に存在する全ての職種に科学的な職業分類の原則を適用して職業分類表を作りますが、この職業分類表に載っていない職種から会員を採ることは出来ないであります。そこで、この職業分類表を作る場合の基準になる考え方は何か、と言うことを決めておかなければなりません。全ての職種を載せるのか、それとも除外例はないのか？ということであります。

これは、一寸した歴史の知識ではありますが、1908年から1922年までは、職業分類表に載せる職種というのは、All legitimate occupation 即ち、その職業は『適法』であるのみならず『正業』でなければならないとされていたのであります。では、適法にして正業でないものは何か、と言いますと、その典型的なものとしては『芸者の置屋』があります。これは『適法な職業』ではあります、社会通念上は『正業』ではないと考えられていたのであります。『正業』でない以上は職業分類表に載せることは出来ません。したがって、会員に採ることは出来なかったのであります。バーの経営者も1922年までは同じように考えられていました。

しかし、やがて1922年にこの考え方に反省がやって参りました。その反省とは、職種自体が正業でないとして低い社会的評価を受けていることは、ロータリー運動の妨げにはなりません。むしろ、このような職種を

除外することは、その職種が何時まで経っても改善されないことになります。したがって、正業でないとして社会的評価の低い職種からも会員を採らなければなりません。そして、その会員をしてその業界の改善に役立たせなければならないのであります。即ち、そのロータリアンが業界を改善する大使にならなければならないのであります。(ロータリアン大使説)

この反省の中から、1922年に All usefull occupation の概念が出てきたのであります。即ち、usefullとはlawfullという意味であります。適法な職種であれば全て職業分類表に載せなければならない。正業論が消えて適法論となったのであります。

したがって、正業でなくても会員選考の場には出てくるのであり、会員選考の時点で、入会の是非をチェックすることになるわけがあります。したがって、モーテルの経営者も当然職業分類表には載せなければなりません。『あんな連れ込み宿をどうして職業分類表に載せるのか』と言うのであれば、モーテル経営者で載せられないのであれば、ホテルの経営者も載せることは出来ません。ホテルの経営者も載せるのであれば、モーテルも適法である以上載せなければならない、と usefull occupation の概念は問いかけていたのであります。

## 17. 『職業分類表の基準』 その2

職業分類表については、もう一つ論点があります。それは、職業分類表を作るときに、零細企業であるためにクラブの会費が払えない職種は載せるのか否か、という点ですが、これは、その職種が適法である以上、当然載せなければなりません。

ところが、往々にして、会費が支払えないような職種は、会員選考の可能性がない、として、この職種を職業分類表に載せないことがあります。これは、逆立ちした議論であります。

例えば、八百屋さんに立派な人がいて、入会して貰おうとしたところ、所得が少ないので会費が払えない場合にどうするか？ 会費を減額するのか？

戦前の或るクラブに先例があります。小学校長を会費半額にして入会させたのであります。当時、教育者には鉄道の割引があったほど収入が少なかったからであります。しかし、これは、ロータリーの原則に反することは明らかであります。何故かと言うと、それはクラブ的でないからであります。ロータリアンは、クラブの経費を会員の頭数で割って皆で平等に負担しなければなりません。何故かと言うと、それぞれのロータリアンが対等の立場から心を通わせ、対等の立場で切磋琢磨を行うためには、各自の財政負担を同額にしておかなければならないからであります。

これが、ロータリーの組織原理の基礎にあ

る『財政的平等負担の原則』であります。出している金と同じだから、発言権も同じであり、したがって、皆平等であります。『ロータリーは、ロータリアンの上にロータリアンを作らず、ロータリアンの下にロータリアンを作らず』この切磋琢磨のエネルギーが社会改良のエネルギーになるという図式であります。世俗の論理を切断するためには、大学出も、中学出も、大会社の社長も小企業の社長も同じ金額だけ会費を支払う。これがクラブであります。

最近、高齢者対策と称してクラブ内の高齢者の会費を減額しようとするクラブがありますが、これはクラブの原理に反すること明らかであります。殊に、ロータリアンは奉仕者であります。奉仕者は受益者になってはならないのであります。

要するに、会費は、全て同額でなければなりません。その会費で入会できない人を入会させたいのであれば、その人が払える程度に会費を一律に減額すればよいのであります。会費の払えない職種は放っておけ、という思い上がった方法では、ロータリー運動の準公共性の目的を逃げることは出来ません。ロータリー運動は、そのような思い上がった世俗の論理をかざして、地域社会の上層部の人達だけをもって組織する社交クラブではないということを心に留めておかなければなりません。

## 18. 『クラブ会費についての一考察』

前回は、クラブの会費は、全員同額でなければなりませんから、もし、所得が少なく従来で入会できない人を入会させたいのであれば、その人が払える程度にまで会費を一律に減額しなければならないと申し上げました。

しかし、ホテルの会場費は値上がりしますし、食費も値上がりしますから、実行は困難であります。そこで、その対策如何であります。

まず、食費は、各自負担として、食費を会費の中から除きます。そうするとロータリアンがクラブ会員として共通に負担しなければならない費用は、毎月5千円もあれば十分であります。その中身は、国際ロータリーの人頭分担金、地区資金、クラブの通信連絡費等が主なものであります。このような形をとれば、大抵の人は入会することが出来るのであります。現にこの方式を実行しているクラブがあります。

昭和55年頃の九州の或るクラブでは、会費月額3千円、食費は、各自食べたものだけ支払う。会場は、小さな集会所を使っているということでした。

また、昔、私がクラブ会長の時に、長期欠席の高齢者について、食費を免除した純粹の会費だけで会員資格の継続を認めることを理事会で決議したことがあります。

要するに、食費を除いた狭義の会費だけで

ロータリアンの会員資格を認めようという声は、50歳以下のロータリアンが提唱するべきであります。

何故かと言いますと、日本のロータリークラブの会費は、大名よろしく食事代から会場費までを全部含めて会費というものが出来上がっています。したがって、かなり高額であります。したがって、私達が、社会の現役でいる間はこれで結構であります。また、一生涯社長でいる人も結構であります。

しかし、定年制の適用を受ける人は困るのであります。退職金を貰っても貨幣価値は下がります。したがって、長生きをすると困るのであります。

そこで、70歳以上の人が、自分は、ロータリー運動に惚れ込んだので、この世を去るときまでロータリアンでいたい。ロータリーは老後の楽しみだと言いながらも、会費が高ばかりについていくことが出来ない。そうかと言って、ロータリーを辞めるわけにもいかない。どうしようか、と言う人がかなり出てきているのであります。

しかし、それらの人達がそのことを主張しても説得力がありません。何故かと言いますと、それらの人達は、利害関係当事者でありますから Fairnes の原則に反するのであります。だからこそ、50歳以下の人達が高齢者になる前に提唱しなければならないのであります。

## 19. 『職業倫理』 その1

今日から職業倫理というテーマで話をします。そこで、職業倫理を考えるとときに忘れてはならない事は、ロータリーが本質的に倫理運動であるということであります。ロータリアンは、職業人として職業社会に倫理を提唱し実践していくべき使命を持っているのであります。

ところが、最近の私達の職業社会の現状を見ますと、ロータリーの倫理運動が一体どれほど機能しているのか疑問なしとしない状況であります。即ち、

最近、企業の不祥事の発覚によって、どんなに優良な企業であっても、マスコミの厳しい批判に曝されて、一瞬にして企業の信用を失墜して消滅する事例が多発しています。例えば、

牛肉の産地・品質の偽装という不当な原産国表示をした雪印食品は、偽装表示が発覚してからわずか1ヶ月後に会社の解散を決定しております。そして、親会社である雪印乳業も「雪印」というブランドを放棄せざるを得なくなりました。

また、家畜伝染病予防法違反の浅田農産は、鳥インフルエンザの発生を隠蔽したことが発覚してから僅か3ヶ月後に廃業を決定しています。

また、日本ハムの子会社である日本フードが、BSE対策のための国産牛肉買い上げ制度

を悪用して、国に海外産牛肉を国内産牛肉と偽って買い上げさせたという食肉偽装事件が発覚したため、親会社の日本ハムのブランドは、消費者の信用を失って、日本ハム製品がスーパーマーケットの棚から消えてしまいました。

その結果、日本ハムは、350億円に上る売上げ減少の損失を被ったのであります。子会社が海外産牛肉を国内産牛肉と偽って得た利益は、たかだか1000万円であるにも拘わらず、その1000万円を得るために子会社が行った違法行為のために、日本ハムグループ全体に350億円もの損失を招いた訳であります。

また、リコール隠しの三菱自動車工業事件、食品衛生法上認められていない物質を使用して製造した肉マンを販売したダスキン事件その他職業倫理に違反した事件は、枚挙に暇がないのであります。

これらの現象は、1990年代のバブル崩壊後、従来の高度経済成長の矛盾から生じた経営者や従業員の職業倫理の頹廃が原因であると考えられるのであります。

これは、ロータリーの倫理運動が全く機能していないことを物語るものであります。倫理運動の主体は、一人ひとりのロータリアンであります。私達は、これらの現象を謙虚に反省して、倫理の提唱に心がけるべきであると思うのであります。

## 20. 『職業倫理』 その2

前回は、職業倫理の頽廃による法律違反の事例を紹介しましたが、昨今、これらの事例を集約して、コンプライアンス、法令遵守ということが提唱されています。

しかし、法令を守るということは、人間として当たり前のことでありまして、実は、ロータリーの提唱する職業倫理は、法令遵守よりも遙かにレベルの高い倫理基準を提唱するものなのであります。

「ロータリーのロータリーたる所以は職業奉仕の実践にあり」と言われるように、ロータリーは、20世紀初頭以来、職業奉仕の実践について高潔な職業倫理を提唱してきたのであります。

そこで、まず、ロータリーが、どのようにして職業倫理を提唱するようになったのか、というところからロータリーの原理の世界を眺めてみたいと思うのであります。

まず、今から100年前の1905年時点では、ロータリアン達が仲良くなって助け合う、所謂親睦だけのロータリーでありました。そして、初期のシカゴクラブは、例会における会員同士の相互扶助に基づく発想交換機能によって、恰も経営相談所的な機能を果たすようになったのであります。

やがて、1906年、ロータリーに世のため人のための発想が芽生えて参ります。そして、

1908年には、例会における発想交換機能によって、企業経営上のノウハウを開発し交換すると共に、世のため人のための奉仕のアイデアも交換するようになったのであります。

そこで、企業経営について、職業人として為すべきこと、為すべからざることをお互いに誓い合うという所謂職業倫理の提唱をするようになり、この精神的な助け合いによって、会員達の企業は益々栄えていったのであります。

このようにして、当初、親睦だけの集まりであったロータリークラブに世のため人のための奉仕の考え方が入って来て、企業経営が世のため人のためという倫理性を帯びるようになったのであります。即ち、

ロータリーは、1910年以降、世のため人のための企業経営、倫理的な企業経営を提唱し、実践するようになりました。そして、この個人倫理の集大成として、1915年のサンフランシスコの国際大会において、『全分野の職業人を対象とするロータリー倫理訓』(別名『ロータリー道德律』) 11ヶ条を採択するに至ったのであります。これがロータリーにおける個人倫理の確立の問題であり、それ以後、ロータリーは、その運動の核として高潔な職業倫理を提唱してきたのであります。

## 21. 『職業倫理』 その3

前回は、1915年サンフランシスコの国際大会で『ロータリー道德律』が採択され、ロータリアンの個人倫理が確立されたことを申し述べましたが、その後、日本においてこの職業倫理の提唱を受け継いだのは、昭和3年(1928)の大連ロータリークラブの古沢丈作氏でありました。彼は、ロータリー思想の源流を探求して、この『ロータリー道德律』11ヶ条を発見しました。そして、これを日夜お経の如く熟読玩味して、完全に自家業籠中のものとなし、これを5ヶ条の日本語に書き改めたのが、昭和3年の『大連ロータリークラブのロータリー宣言』という倫理宣言であります。

大連クラブでは、毎週例会の初めに、先ずこの5ヶ条を朗読していたのであります。そこで、日本ロータリーの創立者米山梅吉先生が昭和4年の日本最初の地区大会であるRI第70地区の大会において『古沢さんこそロータリアンの鏡である』と激賞されたという記録が残っているのであります。

そして、この大連クラブのロータリー宣言が戦前の日本のロータリアンの職業倫理のバックボーンとなっていたことは、紛れもない事実なのであります。

戦後の日本のロータリーでは、東京浅草ロータリークラブの『玩具職業人倫理宣言』があり、最近では、平成7年(1995)6月28日

仙台青葉ロータリークラブの宣言した『職業倫理宣言』があります。

実は、1923年のセントルイスの国際大会で採択された決議23-34号の2-2は、ロータリークラブというものはこのような倫理の宣言をしなければならないと規定しているのです。

では、全世界のロータリークラブは、全て倫理宣言をしているのか、と言いますと、答えは明らかにノーであります。それは一体何故か。

それは、1923年の前年の1922年に 国際ロータリーの成立と同時に制定された国際ロータリー細則第16条において、1915年の【ロータリー道德律】をもって『ロータリーの現行法則たるべきものと定める』と規定したために、この道德律が全世界のロータリークラブに対して規範としての効力(規範的効力)を持つようになったからであります。したがって、敢えて各クラブが倫理宣言をする必要がなかったのであります。

ただ、この 国際ロータリー細則第16条は、1980年の規定審議会において削除されましたが、その削除の経緯並びに歴史的意義等については、ロータリー思想史上、誠に興味ある問題がありますが、ここでは一応割愛しておきます。

## 22. 『職業倫理』 その4

前回は、『ロータリー道徳律』を始め『大連クラブのロータリー宣言』東京浅草クラブ、仙台青葉クラブ等の倫理宣言について紹介しましたが、これらの倫理宣言は、いずれもコンプライアンスCompliance即ち、法令遵守と呼ばれるレベルのものとは、比較にならないほどレベルの高い倫理を提唱してきたものなのであります。

ロータリーが、一般の法令遵守のレベルではなく、遙かに高潔な倫理を提唱してきた事例としては、例えば、取引社会における『賄賂禁止の原則』があります。

ロータリーは、古来、倫理運動の視点から、賄賂の授受を厳に戒めているのであり、これは職業倫理の核にある大きな柱なのであります。

1931年即ち昭和六年の日本の2代目のガバナー井坂孝氏のガバナー月信第1号(S.6.8.10)は、夙に有名であります。

井坂孝氏は、国際ロータリー第70地区のガバナーに就任して、全国のロータリアンが拳々服膺すべき職業倫理の三ヶ条を提唱しました。即ち、

第一に曰ク、ロータリアンたる者は約束を守るべし。

第二に曰ク、ロータリアンたる者は賄賂を贈ることなかれ。

第三に曰ク、ロータリアンたる者は徒に慈善事業に憂き身をやつすことなかれ。

この中で、職業倫理との関係で特に重要なのは、第二の『ロータリアンたる者は賄賂を贈ることなかれ』であります。ロータリーは、賄賂の授受が、健全な取引社会と公正な自由競争社会の実現を阻害することを説くのであります。それは同時に、賄賂の授受が、結果的には当事者自身の信用を失墜することを説いているのであります。

ところで、ここに賄賂というのは、法律上の概念ではありません。即ち、法律上、賄賂の授受によって収賄罪、贈賄罪が成立するためには、賄賂を受け取る側が公務員でなければなりませんから、法律の世界では、私人間には賄賂罪は成立しないのであります。

しかし、ロータリーは、法律の世界ではなく、倫理の世界であります。したがって、ロータリーは、倫理運動の立場から、私人間の賄賂の授受をも禁止しているのであります。法律を守ればよいという低いレベルの問題ではないのであります。

単なるコンプライアンス・法令遵守のレベルであれば、公務員に対して賄賂を贈らなければ犯罪にはならないのでありますから、私人間で賄賂を贈っても何ら問題にならない筈であります。ところが、ロータリーは、高潔な職業倫理を提唱する立場から私人間の賄賂の授受も禁止しているのであります。

## 23. 『職業倫理』 その5

前回は、ロータリーが私人間の賄賂の授受も禁止していることを申し述べました。

このことに加えて、ロータリーは、倫理運動の立場から賄賂の概念を広くとらえているのであります。即ち、

ロータリーは、労働の対価として受取る正当な報酬、または取引の対価として受取る正当な所得以外の一切の金品の授受は、これを悉く賄賂と見做すのであります。

したがって、これは法律概念ではなく、倫理概念であります。

これが基本原則であります。この立場から見ると、盆暮の中元・歳暮も賄賂になります。そうすると、その品物の受領を拒むことが、相手の善意を踏みじることになりますから、この原則だけでは処理し切れない様々な事態が生じます。

そこで、ロータリーは、このような状況を踏まえて、第二の原則を立てます。それは、『公開の原則』(Publicity) であります。即ち、

特定の品物または金銭の授受が賄賂になるかどうか疑わしい場合には、それを公開すべし、というのであります。

即ち、ロータリアンは、クラブ例会において、それが賄賂になるか否かを公表して、他のロータリアン意見を聞けばよいのであります。

す。

『お歳暮として羊羹を貰ったがこれは賄賂か』と聞いてみて、皆が『その程度のは社交儀礼のものだから賄賂にはならない』と言えば、それで賄賂性は消えるのであります。

これに反して、例えば、あの有名なロッキード事件のピーナツ一つ5億円、これは誰に聞いても『それは賄賂だ』と言うだろうと思います。これはロータリーの倫理運動の立場から見ると完全に賄賂であります。したがって、これを受け取る時には、心に疚しい気持ちがよぎると思います。

要するに、心に疚しいことなければ堂々と公開できる筈であります。ロータリーはそのところを見ているのであります。

以上を要するに、第一に、ロータリアン自身が、その品物や金銭を受け取ることによって、職業関係の公正さを害しないか否か、心に疚しいことがないか否かを主観的に判断し、第二に、クラブ例会において、皆の意見を聞いて、客観的な社会倫理によって篩にかけるのであります。

このようにして、ロータリーは、人類社会に類い希なる倫理運動として誠に高潔な職業倫理を維持してきたのであります。



## 24. 『ロータリアンは業界の代表ではない』

時々、『ロータリアンは業界の代表である』という人がいます。しかし、これは、誤りであり、思い上がった考え方です。ロータリアンは、業界から選挙によって選ばれたものでもなく、業界はロータリアンを「業界の代表」だとは認めていないのであります。ロータリアンというものは、ロータリークラブが一方向的に地域社会の良質な職業人を選んでクラブに入会させているにすぎないのであります。したがって、昔、神戸クラブの故直木太一郎パストガバナーは、『ロータリーは地域社会に対して大変失礼なことをしている』と言っておられました。ロータリアンは、常にこのような謙虚な心を持たなければならないと思うのであります。

したがって、ロータリアンは、自分の所属する業界の代表ではなくて、むしろ、業界において『ロータリーを代表する』のであります。即ち、ロータリアンは、業界の代表ではなくて『ロータリーの代表』なのであります。

ロータリーは、地域社会の職業の横断面を捉えて、一つの職種から一人だけ良質な職業人を選び出し、ロータリークラブに入会させます。そして、入会したロータリアンは、毎週1回の定例会で自己研鑽に励み、奉仕の心を身に付けるのであります。そして、例会を去って自分の職場ないし業界に戻ると、今度は『ロータリーの大使・Ambassador』と

して、自分の所属する業界に奉仕の精神をアピールするのであります（ロータリアン大使説）。このようにして、ロータリーは、社会を改良しようとするものなのであります。したがって、ロータリアンは『ロータリーの大使 Ambassador』なのであります。

ところで、話は変わりますが、ロータリーの拡大について、親クラブ（スポンサークラブ）が子クラブを生みます。この場合、親クラブの方が子クラブよりも格が上だと考えている人がいます。この考え方も誤りであり、思い上がった考え方です。ロータリークラブというものは、全てのクラブが完全平等対等な地位を保障されているのであります。クラブNo. 1のシカゴクラブと伊丹クラブとは平等対等であり、伊丹クラブと伊丹有明クラブとも平等対等であります。全てのクラブが絶対的なクラブ自治権を保障されているのであり、全てのクラブがそれぞれ自主独立性をもち、クラブの間に上下の関係は一切ないのであります。親クラブと子クラブは、その創立の前後という歴史的因縁によって、親クラブと子クラブに分かれるだけのことでありまして、クラブ同士は完全平等対等なのであります。そして、クラブの価値は、そのクラブがどのようなロータリアンを育てたかによって決まるのであります。

## 記念講演『職業倫理』

東京・新高輪プリンスホテル 2005.4.30

深川 純一

今日は、「職業倫理」というテーマで、20分の時間を頂いております。

したがって、時間の関係で、枕を振らずに直ちに本論に入りたいと思います。

まず、職業倫理を考えるときに忘れてはならないことは、ロータリーが本質的に倫理運動であるということです。ロータリアンは、職業人として職業社会に倫理を提唱し、実践していくべき使命を持っているのであります。

ところが、最近の私達の職業社会の現状を見ますと、ロータリーが倫理運動であることが殆ど機能していないかのように見受けられるのであります。即ち、

最近、企業の不祥事が頻発しています。その結果、例え優良な企業であっても、マスコミの厳しい批判に曝されて、一瞬にして企業の信用を失墜して消滅する事例があります。例えば、

牛肉の産地・品質を偽装した雪印食品は、偽装表示が発覚してから僅か1ヶ月後に会社の解散を決定しております。

また、家畜伝染病予防法違反の浅田農産は、鳥インフルエンザの発生を隠蔽したことが発覚してから僅か3ヶ月後に廃業を決定しています。

その他、職業倫理に違反した事件は、誠に枚挙に暇がないのであります。

これらの現象は、特に1990年代のバブル崩壊後、従来的高度経済成長の矛盾から生じた現象であり、経営者や従業員の職業倫理の衰退が原因であると考えられるのであります。

ところで、昨今、これらの事例を集約して、

コンプライアンス、法令遵守ということが提唱されています。

しかし、法令を守るということは、人間として当たり前のことでありまして、法令というものは、人間として守るべき倫理の最低基準を示すものに過ぎません。したがって、法令を守っておればよいというレベルの問題ではないのであります。

実は、ロータリーの提唱する職業倫理は、このようなレベルの低いものではありません。法令遵守よりも遙かにレベルの高い倫理基準を提唱するものなのであります。

昔から「ロータリーのロータリーたる所以は職業奉仕の実践にあり」と言われているように、ロータリーは、20世紀初頭以来、職業奉仕の実践について、誠に高潔な職業倫理を提唱してきたのであります。

そこで、先ず、ロータリーが、どのようにして職業倫理を提唱するようになったのか、ということからロータリーの原理の世界を眺めてみたいと思うのであります。

先ず、今から100年前の1905年の時点では、未だロータリーの世界には職業倫理の芽生えはありませんでした。そこには、ロータリアン達がお互いに仲良くなって助け合う、所謂親睦だけのロータリーがありました。そして、親睦のうちに会員同士がアイデアを交換することによって、初期のシカゴクラブは、あたかも経営相談所的な機能を果たすようになったのであります。

やがて、この親睦だけのロータリーに世のため人のための発想が芽生えて参りました。そして、クラブ例会でアイデアを交換する

ことによって、企業経営上のノウハウを開発し、それを交換するようになりましたが、それと共に、1908年には世のため人のための奉仕のアイデアも交換するようになったのであります。

そこで、企業経営について、職業人として、為すべきこと、為すべからざることをお互いに誓い合うという所謂職業倫理の提唱をするようになり、この精神的な助け合いによって、会員達の企業は益々栄えていったのであります。

このようにして、当初、親睦だけの集まりであったロータリークラブに世のため人のための奉仕の考え方が入って来ました。そして、企業経営が世のため人のためという倫理性を帯びるようになったのであります。

このようにして、ロータリーは、1910年以降、世のため人のための企業経営、即ち、倫理的な企業経営を提唱し、実践するようになりました。

そして、このロータリアンの個人倫理の集大成として、1915年のサンフランシスコの国際大会において、『全分野の職業人を対象とするロータリー倫理訓』（別名『ロータリー道徳律』）という11ヶ条の倫理訓を採択するに至ったのであります。これがロータリーにおける個人倫理の確立の問題であり、それ以後、ロータリーは、その運動の核として高潔な職業倫理を提唱してきたのであります。

その後、日本においてこの職業倫理の提唱を受け継いだのは、1928年創立の大連ロータリークラブの古沢文作（ジョウサク）氏でありました。

彼は、ロータリー思想の源流を探求して、この1915年の『ロータリー道徳律』を発見しました。そして、これを毎日お経の如く熟読

玩味して、完全に自家菜籠中のものとして、これを5ヶ条の日本文に書き改めました。これが、1928年即ち、昭和3年の『大連ロータリークラブのロータリー宣言』という職業倫理宣言であります。

大連ロータリークラブでは、毎週例会の初めに、先ずこの5ヶ条を朗読していたのでありまして、日本ロータリーの創立者米山梅吉先生が1929年の日本最初の地区大会において『古沢さんこそロータリアンの鏡である』と激賞されたという記録が残っているのであります。

そして、この『大連クラブのロータリー宣言』が戦前の日本のロータリアンの職業倫理のバックボーンとなっていたことは、紛れもない事実なのであります。

では戦後はどうか、と言いますと、日本のロータリーでは、東京浅草ロータリークラブの『玩具職業人倫理宣言』があり、最近では、1995年6月28日仙台青葉ロータリークラブの宣言した『職業倫理宣言』があります。

実は、1923年のセントルイスの国際大会で採択された決議23-34号の第2項の2は、ロータリークラブというものは、このような職業倫理の宣言をしなければならないと規定しているのであります。

では、全世界のロータリークラブは、全て職業倫理の宣言をしているのか、と言いますと、答えは明らかにノーであります。それは一体何故か。

それは、決議23-34号の採択されたのが1923年であります。その前年の1922年に国際ロータリーが成立しました。そして、それと同時に、国際ロータリー細則が制定されましたが、その第16条において、1915年の【ロータリー道徳律】をもって『ロータリーの現行

法則たるべきものと定める』と規定したの  
あります。そのために、この道徳律が全世界  
のロータリークラブに対して規範としての効  
力（いわゆる規範的効力）を持つようになった  
のであります。したがって、敢えて各クラブ  
が倫理宣言をする必要がなかったのであり  
ます。

ただ、この 国際ロータリー細則第16条は、  
1980年の規定審議会において削除されて  
きたが、その削除の経緯並びに歴史的意義  
及び削除後の効果等については、ロータリー  
思想史上、非常に興味ある問題がありますが、  
今日は、時間の関係上割愛します。

ところで、ロータリーにおけるこれらの職  
業倫理宣言は、いずれもコンプライアンス即  
ち、法令遵守と呼ばれるレベルのものとは比  
較にならないほどレベルの高い職業倫理を提  
唱してきたものなのであります。その事例と  
しては、例えば、取引社会における『賄賂禁  
止の原則』があります。

親会社と子会社との関係、元請と下請との  
関係、その他あらゆる取引関係において、当  
事者間の力のバランスが崩れると、力の弱い  
者が力の強い者に対して賄賂を贈るとい  
う現象が起ります。これは、自分だけが良  
い仕事にありつこうというエゴイズムの心  
に基づくものでありますから、もとより公  
正な取引社会の実現という理想にはほど遠  
いものであります。

そこで、ロータリーは、古来、倫理運動  
の視点から、賄賂の授受を厳に戒めてい  
るのであり、これは職業倫理の核にある大  
きな柱なのであります。

1931年即ち昭和六年の8月10日に発  
刊された日本の2代目のガバナー井坂孝氏  
のガバ

ナー月信第1号は、夙に有名であります。

井坂ガバナーは、日本全国を管轄する  
国際ロータリー第70地区のガバナーに就  
任して、全国のロータリアンが拳々服膺  
すべき職業倫理の3ヶ条を提唱したのであ  
ります。即ち、第一に曰ク、ロータリア  
ンたる者は約束を守るべし。

第二に曰ク、ロータリアンたる者は賄  
賂を贈ることなかれ。

第三に曰ク、ロータリアンたる者は徒  
に慈善事業に憂き身をやつすことなか  
れ。この中で、職業倫理との関係で特  
に重要なのは、第二の『ロータリアン  
たる者は賄賂を贈ることなかれ』であ  
ります。これは、言うまでもなく、賄  
賂の授受が、健全な取引社会と公正な  
自由競争社会の実現を阻害することを説  
くものであります。それは同時に、賄  
賂の授受が、結果的には当事者自身の  
信用を失墜し、企業の発展を阻害する  
ことを説いているのであります。

ところで、ここに賄賂というのは、法  
律上の概念ではありません。即ち、  
法律上、賄賂の授受によって収賄罪、  
贈賄罪が成立するためには、それを受  
け取る側が公務員でなければなりません。  
したがって、法律の世界では、私人間  
即ち、私事の間には賄賂罪は成立しな  
いのであります。

しかし、ロータリーは、法律の世界で  
はなく、倫理の世界でありますから、  
倫理運動の立場から、私人間の賄賂  
の授受をも禁止しているのであります。

単なるコンプライアンス・法令遵守  
のレベルであれば、公務員に対して賄  
賂を贈らなければ犯罪にはならない  
のでありますから、私人間で賄賂を  
贈っても何ら問題にはならない筈  
であります。

ところが、ロータリーは、高潔な職業倫理を提唱する立場から私人間の賄賂の授受も禁止しているのです。

しかもロータリーは、倫理運動の立場から賄賂の概念を広くとらえているのです。即ち、

ロータリーは、労働の対価として受取る正当な報酬、または取引の対価として受取る正当な所得以外の一切の金品の授受は、これを悉く賄賂と見做すのであります。したがって、これは法律概念ではなく、倫理概念であります。

これが基本原則であります。この立場から見ると、盆暮の中元・歳暮も賄賂になります。すると、その品物を受けとることを拒むことが、相手の善意を踏みにじることになりますから、この原則だけでは処理し切れない様々な事態が発生します。

そこで、ロータリーは、このような状況を踏まえて、第二の原則を立てます。それは、『公開の原則』(Publicity) であります。即ち、特定の品物または金銭の授受が、賄賂になるかどうか疑わしい場合にあっては、それを公開すべし、というのであります。

即ち、ロータリアンは、クラブ例会において、それが賄賂になるか否かを公表して、他のロータリアンの意見を聞けばよいのであります。即ち、

『お歳暮としてクッキーを貰ったがこれは賄賂か』と聞いてみて、皆が『その程度のもは社交儀礼のものだから賄賂にはならない』と言えば、それで賄賂性は消えるのであります。

これに反して、例えば、有名なロッキード事件のピーナツ一つ5億円、これは誰に聞いても『それは賄賂だ』と言うでしょう。これ

はロータリーの倫理運動の立場から見て完全に賄賂であります。

要するに、心に疚しいことがなければ堂々と公開できる筈であります。ロータリーはそのところを見ているのであります。

以上を要するに、賄賂であるか否かは、第一に、ロータリアン自身が、その金品を受け取ることによって、職業関係の公正さを害しないか否か、心に疚しいことがないか否か、を主観的に判断します。そして、

第二に、クラブの例会において、皆の意見を聞いて、客観的な社会倫理によって篩(フルイ)にかけるのであります。

このようにして、ロータリーは、高潔な職業倫理を維持してきたのであります。

次に、職業倫理に関しては、『同業者』の問題があります。資本主義経済社会は、自由競争が基本原則であります。したがって、同業者同士は、まさに『食うか食われるかの関係』に立ちます。したがって、同業者は、競争相手がいるために、ある種の危機感を持ちます。したがってまた、自分が潰れる前に彼が潰れてほしいという訳の判らない感情の虜にもなります。

更に人間は、自分だけは先ず榮えておかなければ、いつ潰されるかも知れないと思えますから、人のことなど考えている暇はない、即ち倫理のことなど考えている暇はないと言って、自分だけが隆々と榮えていこうとします。そのために失敗する例が沢山あります。一つの事例を出しておきます。

或る下請業者が親会社から自分の生産能力を越える注文を受けました。下請業者は喜んで、銀行から融資を受け、第二工場、第三工場と設備投資を致しました。ところが、この設備投資がある程度大きくなった時点で、親

会社は注文を止めました。下請業者は、受注の減少によって融資の返済に困り、親会社に泣きつきました。親会社は、それでは金を貸そうと言って、資本参加をして、結局、下請業者を乗っ取ってしまったのであります。

これは、企業が比較的短期間に大資本に成長していく過程でよく見られる誠に恨みつらみのある物語であります。この事例を見てどのように思うか、が問題であります。多分、一般社会の人達は、それは親会社の方が悪いと考えるでしょう。これが一般社会の常識であります。

しかし、ロータリーの考え方は、そうではありません。これは、親会社が悪いのではなくて、下請業者が自分一人で儲けようとしたところに問題があるのであります。まさに、一般社会の常識とは逆転の発想であります。これは、ロータリーが倫理運動であることを考えれば至極当然の結論なのであります。

自分の生産能力を越える注文が来たときに、同業者もいることですから、これ以上の御注文は同業者の方へどうぞ、と言っておればよかったですのであります。

しかし、そうは言うものの企業経営者たる者は、自分の企業を安泰にさせたいために、注文が来れば儲けたくくなります。ここのところが大変難しいのであります。

これに反して、例えば、或る有名な菓子屋では、いつも午後3時頃になると、商品が売切れます。有名な店でありますから作れば作るほど幾らでも売れるのであります。午後3時頃になると売切れてしまう、その程度の商品しか作らないのであります。それは一体何故か？

確かに、作れば作るほどいくらでも売れます。儲けに儲けることは出来ます。しかし、

自分の生産能力を越えて、150% 200%の商品を作れば、儲かるかも知れませんが、粗悪品の出る可能性も出て来ます。一つでも粗悪品が出ると、お客様に御迷惑をかけることになります。

更に、自分の信用を傷つけることにもなります。信用というものは、金銭をもってしては買いきれないほど価値のあるものであり、一旦失ったら取り返しのつかないものなのであります。したがって、この菓子屋は、精魂込めて自分の生産能力の80%の商品しか作らないのであります。実はこれが職業の倫理というものであります。

そして、自分の生産能力を越える注文に対しては、これを同業者の方へ譲るのであります。これが同業共存共栄の倫理であります。この点を見れば、ロータリーがまさに倫理運動であることが判るのであります。

このように、昔から、人間が徒らに金を求めて身を滅ぼした例は枚挙に暇がありません。しかし、人間が心を求めて即ち、倫理を求めて身を滅ぼしたことは、未だその例を聞かないのであります。

ロータリーは、倫理の裏打ちのある企業活動こそが永続的に安定した利潤を獲得し、自由競争を必ず勝ち抜いて行くということを原理論的にも実践論的にも立証して行くものであります。

既に立証されている事実としては、1929年に始まるアメリカ経済社会を襲った空前絶後の大パニックに際して、ロータリアンは一人も倒産していないという事実であります。

これは、ロータリアンが例会でアイディアを交換することを通じて、倫理的な企業活動のノウハウを開発し、それを自らの企業に実践してきた功德だと言われているのであります。

す。この故に、ロータリーは、不況期に強い哲学であるとも言われているのであります。

以上を要するに、ロータリーは、職業倫理の裏打ちのある企業経営によってはじめて職業が繁栄することになり、そのことが世のため人のためになると説くのであります。

最後に、重ねて申し上げます。ロータリーは倫理運動であります。このことは、標準ロータリークラブ定款第4条のロータリーの綱領によっても明らかであります。

ところが、現在、国際ロータリーレベルには、1915年の『ロータリー道徳律』のような成文化された職業倫理の提唱はありません。成文化された明確な倫理基準がないのであります。職業倫理の提唱としては、僅かに、ロータリーの綱領と決議23-34号第1項にその思想の片鱗を残すのみであります。

アメリカにも通信大手ワールドコムやエンロンの事例があるように、職業倫理が全世界的に頹廃している昨今、今こそ、国際ロータリーは、創立100周年を契機として、もっと明確に職業倫理を提唱し、それを『職業倫理訓』という成文化された形で規定審議会において採択すべきであると思うのであります。これが私の今日の結論であります。

御静聴有り難うございました。

## あ と が き

早いもので、深川純一会員による「純ちゃんのコーナー」が発足して4年経ちました。

今や当クラブの名物コーナーとして定着、発展し、会員にとって、良き「学びのひと時」となっています。

今回は「ロータリーの親睦」に始まり、「職業倫理」について解説して頂き、「純ちゃんのコーナー」PartⅣとしてまとめました。

時には頁をめくり、身近に活用して頂ければ幸いです。

最後になりましたが、深川純一会員のご好意に厚く御礼申し上げます。そして、発刊にご尽力頂いた前年度：吉岡博忠会長、中島勝美幹事、事務局の方々に深く感謝致します。

2005年7月 伊丹ロータリークラブ ロータリー情報委員会